

木簡研究

第一九号

木簡研究

第一九号

木簡研究

木
簡
学
会

本館印

題字 藤枝 晃 刻

目次

卷頭言……………町田章……………1

一九九六年出土の木簡……………1

概要……………吉川真司……………1

凡例……………5

奈良・平城宮跡……………古尾谷知浩……………8

奈良・平城宮跡……………山下信一郎……………17

奈良・藤原宮跡……………寺崎保広……………21

京都・恭仁宮跡……………鍋田勇・和田萃……………23

京都・長岡京跡……………中島信親・国下多美樹・清水みき……………27

京都・平安京跡左京八条三坊十四町（八条院町）……………太田吉男・上村和直……………32

京都・末窯跡群……………橋本俊介……………36

大阪・大坂城跡……………黒田慶一……………37

大阪・広島藩大坂蔵屋敷跡……………伊藤純・鳥居信子……………39

豆谷浩之……………39

大阪・樟葉野田西遺跡……………谷川博史・西村健司……………42

兵庫・三条九ノ坪遺跡……………高瀬一嘉……………44

兵庫・大物遺跡……………岡田務……………45

兵庫・深田遺跡……………益田日吉……………48

兵庫・安倉南遺跡……………中村弘……………49

兵庫・明石城跡坤櫓……………渡辺昇……………50

兵庫・明石城武家屋敷跡……………稲原昭嘉・山下俊郎……………52

兵庫・袴狭遺跡……………小寺誠……………56

愛知・印場城跡……………七原恵史……………63

静岡・角江遺跡……………中川律子……………65

静岡・御殿・二之宮遺跡……………佐口節司……………66

静岡・川合遺跡志保田地区……………鈴木良孝……………68

神奈川・北条小町邸跡……………原廣志……………70

目次

東京・伊興遺跡	佐々木 彰	72	岩手・無量光院跡	菅原 計二	135
東京・丸の内三丁目遺跡	小林 裕	74	岩手・志羅山遺跡	菅原 計二	137
東京・汐留遺跡	石崎 俊哉	84	山形・後田遺跡	丸山 晶子	140
東京・江戸城外堀跡	榎木 真	90	山形・亀ヶ崎城跡	小関 真司	144
東京・尾張藩上屋敷跡遺跡	並木 仁	92	山形・宮ノ下遺跡	斎藤 俊一	146
東京・青山学院構内遺跡	池田 治	94	山形・上高田遺跡	齋藤 健	148
埼玉・岡部条里遺跡	福田 聖	96	山形・大楯遺跡	伊藤 邦弘	150
滋賀・上山神社遺跡	杉浦 隆支	97	秋田・払田柵跡	児玉 準	153
滋賀・湯ノ部遺跡	瀬口 眞司・藤田 琢司	99	石川・長田南遺跡	宮下 幸夫	162
滋賀・観音寺城下町遺跡	岩橋 隆浩	101	石川・金石本町遺跡	久保 有希子	163
滋賀・小谷城跡	山崎 清和	104	富山・田尻遺跡	三島 道子	165
岐阜・高山城三之丸堀跡	田中 彰	106	新潟・大坪遺跡	田畑 弘	166
長野・松本城三の丸跡土居尻	竹内 靖長	109	新潟・舞臺遺跡	伊藤 秀和	168
長野・松本城下町跡伊勢町	竹内 靖長	112	新潟・馬寄遺跡	伊藤 秀和	170
群馬・前橋城遺跡	片野 雄介・高島 英之	116	新潟・下町・坊城遺跡	水澤 幸一	171
福島・大猿田遺跡	今野 徹・平川 南	119	新潟・新発田城跡	鶴巻 康志	172
福島・根岸遺跡	猪狩 忠雄	124	鳥取・目久美遺跡	高橋 浩樹	178
福島・泉平館跡	堀 耕平	126	鳥根・天神遺跡	岸 道三	179
宮城・山王遺跡	村田 晃一・吉野 武	128	島根・三田谷I遺跡	鳥谷 芳雄	182
宮城・舟場遺跡	八嶋 伸明	133	広島・鴻の巣東遺跡	立川 敏之	184
	吉野 武	133	広島・吉川元春館跡	沢元 保夫	185

山口・長登銅山跡	池田 善文・森田 孝一	188
高知・飛田坂本遺跡	八木 充	203
福岡・博多遺跡群	小嶋 博 満	206
	菅波 正 人	206
福岡・香椎B遺跡	福岡・香椎B遺跡	
熊本・鞠智城跡	熊本・鞠智城跡	
宮崎・前田遺跡	宮崎・前田遺跡	
沖繩・那覇港周辺遺跡群旧東村地区	沖繩・那覇港周辺遺跡群旧東村地区	
瀧本 正志	瀧本 正志	208
西住 欣一郎	西住 欣一郎	212
東 憲 章	東 憲 章	213
玉城 安 明	玉城 安 明	215
一九七七年以前出土の木簡(一九)		217
岡山・美作国府跡	岡田 博	217
韓国出土の木簡について	李 成 市	221
史料紹介 琉球の木簡二題	山 里 純 一	251
書評 山里純一著『沖繩の魔除けとまじない―フーフダ(符札)の研究―』	高 島 英 之	256
書評 東野治之著『長屋王家木簡の研究』	鶴 見 泰 寿	262
彙 報	鷺 森 浩 幸	270
編集後記	鎌 田 元 一	272

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「苜」「苜」「季」「躰」などについてのみ使用した。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、積文に加えた符号は次の通りである（七頁第一図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

××× 抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として釈文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正

箇所の上傍に・を付し原字を上上の要領で右傍に示す。

筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければ

ならなかった場合、行末・行初につけたもの。

* 巻頭図版に写真の掲載されているもの。

木簡学会役員（一九九七・九八年度）											
会長			狩野 久			副会長			佐藤 宗諄		
委員			石上 英一			榊原 謙周			岩本 正二		
清水 みき			館野 和己			栄原 永遠男			鎌田 元一		
東野 治之			永田 英正			寺崎 保広			佐藤 信		
平川 南			本郷 真紹			西山 良平			榊原 謙周		
和田 萃			山中 敏史			岩本 正二			岩本 正二		
岩本 次郎			八木 充			町田 章			町田 章		
今津 勝紀			鷺森 浩幸			岩本 正二			岩本 正二		
鶴見 泰寿			土橋 誠			岩本 正二			岩本 正二		
古尾谷 知浩			山下 信一郎			岩本 正二			岩本 正二		
吉川 聡			渡辺 晃宏			岩本 正二			岩本 正二		
吉川 真司			山下 信一郎			岩本 正二			岩本 正二		
吉川 真司			山下 信一郎			岩本 正二			岩本 正二		

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
 - 2 調査期間 一 一九九六年(平8)四月～七月
二 一九九六年一月～一九九七年二月
三 一九九七年一月～四月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 町田 章
 - 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
一九九六年度、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が平城宮内において実施した調査のうち、木簡が出土したのは以下の三件である。
- 一 東区朝堂院南面築地(第二六七次調査)
- この調査は、いわゆる第二次朝堂院(東区朝堂院)の南限区画施設と朝集殿院の東限区画施設の検出、およびこれらに囲まれた朝集殿院のうち、東朝集殿の北側の区域の状況の把握を目的としたものである。調査面積は約二三〇〇㎡である。
- 検出した奈良時代の主な遺構は、奈良時代前半の朝堂院南面掘立

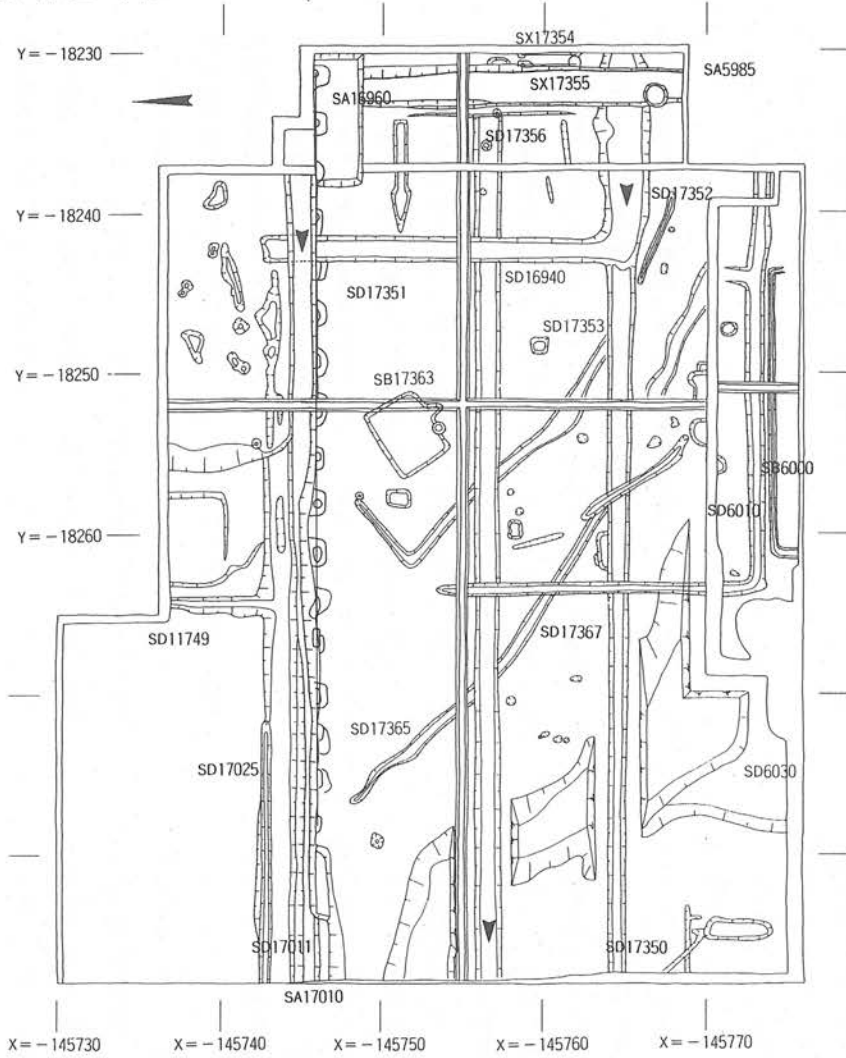
柱塀SA一六九六〇、これを奈良時代後半に建て替えた築地SA一七〇一〇、朝集殿院東面築地SA五九八五、基壇建物(東朝集殿)SB六〇〇〇のほか、溝一〇条などである。これらの遺構は、下層の奈良時代前半のもの、下層から上層へ建て替える時期のもの、上層の奈良時代後半のもの三時期に分けられる。

木簡は、朝集殿院内を流れる奈良時代前半の東西溝SD一六九四〇から三点(全て削層)、下層から上層への建て替えの時期の南北溝SD一七三五一とこれが東折したSD一七三五一から計四五六点(うち削層四二点)出土した。

東西溝SD一六九四〇は、掘立柱塀SA一六九六〇の南約一〇・五mの位置でこれに平行して東西に延びる幅約一・五m、深さ約六〇cmの素掘り溝である。平城宮造営当初に作られ、短期間のうちに埋め戻されたと考えられる。東端では埋め戻された後に朝集殿院東限築地SA五九八五が作られているが、この位置で急に浅くなっており、東には延びない。水が流れた痕跡を示す堆積もほとんどみられないことから、排水などのための溝ではなく、宮造営に伴う何らかの区画溝と考えられる。

次の南北溝SD一七三五一と東西溝SD一七三五二は東西溝SD一七三五〇と一連のものと考えられるので、合わせて述べることにする。

東西溝SD一七三五〇は、掘立柱塀SA一六九六〇の南約一九m



第267次調査遺構平面図

の位置で東流する幅約1m、深さ約60cmの素掘り溝である。東端で北から流れてきた南北溝SD一七三五一と合流し、東西溝SD一七三五二として東流する。合流点では溝の底がSD一七三五〇の方が高く、滝状に落ちている状況がみられる。

南北溝SD一七三五一は、朝堂院東限から西へ約10mの位置を南流する、幅約1・5m、深さ約60cmの素掘りの溝である。北端は朝堂院南限より北約2mの位置から始まっており、これより北へは延びない。人為的に一度に埋められた状況を呈しているが、北端から約1・5mの位置より南は埋土の下に水流による堆積を示すとみられる砂層が検出された。朝堂院南限区画施設との関係を見ると、SD一七三五一は下層掘立柱塀SA一六九六〇の抜き取り穴及び上層築地SA一七〇一〇の基壇積み土の少なくとも一部を切っているが、築地北雨落溝SD一七

〇一一には切られている。従って上層築地SA一七〇一〇の築造過程で埋められていると判断される。

東西溝SD一七三五二は幅約二・八m、深さ約一mの素掘り溝。SD一七三五一がSD一七三五〇との交点で東折したもの。SD一七三五一と同時に埋められており、埋土下にはSD一七三五一と一連の砂層が堆積していた。SD一七三五二を埋め戻した後に朝集殿院東限築地SA五九八五が作られている。

以上三条の溝は、SD一七三五〇とSD一七三五一・SD一七三五二の合流点における堆積状況からみて、SD一七三五〇の方が他の二条の溝よりも先に埋められているが、ある時点までは同時に機能していたとみられる。これらは下層掘立柱塀SA一六九六〇の抜き取り後に掘られ、上層築地SA一七〇一〇の基壇築造過程のある段階までは機能していたが、SA一七〇一〇・SA五九八五の完成時点では埋められている。このことから、東区朝集殿下層南門・掘立柱塀をすべて取り壊し、上層の南門・築地などを造営している時期に、朝集殿・朝集殿院の排水を行なうための溝であったと考えられる。

これら三条の溝のうち、木簡はSD一七三五一・SD一七三五二の下層の砂層から出土した。

二 式部省東方官衙（第二七三次調査）

この調査の発掘区は平城宮東南部に位置し、面積は約二四〇〇㎡

である。

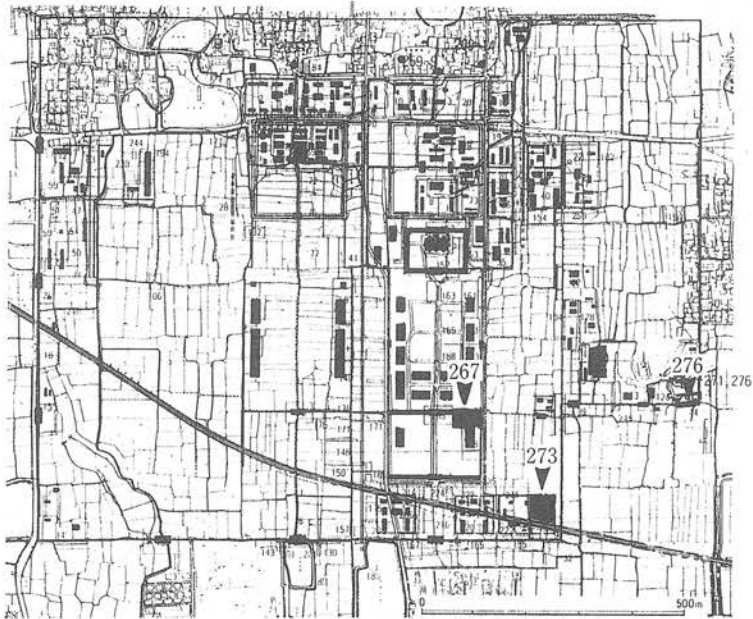
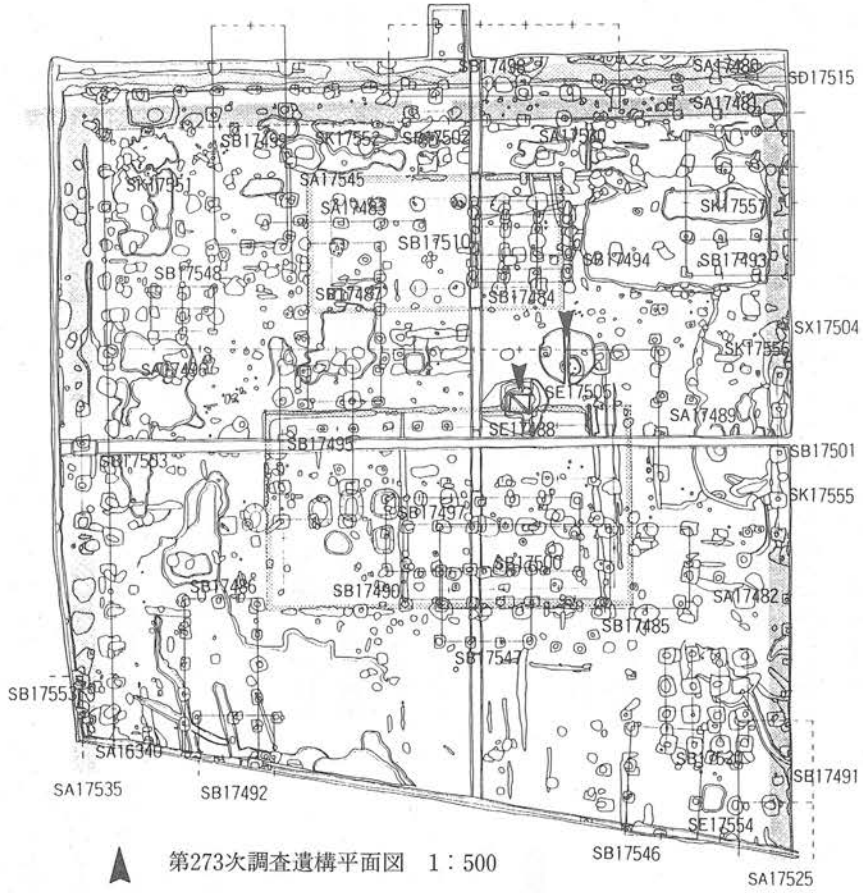
一九九〇年に行なった第二〇五次調査以来、平城宮南面東門である壬生門北方の東西両側に、奈良時代後半の式部省と兵部省と推定される遺構を確認してきたが、今回の調査区はその式部省の官衙区画の東方にある官衙にあたる。この区画においてはすでに第二二二・二三六・二五六次の調査によって、奈良時代前半の式部省、奈良時代後半の神祇官西院と推定される官衙の遺構を検出しており、今回の調査はこの官衙の東限の確認、既発掘区と平城宮東面築地の間の様相の解明などを目的とした。

検出した主な遺構は、基壇建物二棟、掘立柱建物一七棟、門三棟、掘立柱塀九条、溝一条、暗渠一基、井戸二基などである。これらの遺構はA期（奈良時代初期）、B期（奈良時代前半）、C期（奈良時代前半後半）、D期（奈良時代後半）、E期（長岡京遷都後）の五時期にわたる変遷を遂げたと考えられる。

このうち木簡はA期に設けられB期まで存続する井戸SE一七四八八、C期に設けられE期まで機能した井戸SE一七五〇五から出土した。

SE一七四八八は方形横板組（仕口は相欠き）、内法寸法一三二cmの井戸枠をもつ。井戸枠最下段のみが遺存し、上方は抜取られた痕跡を確認した。木簡は井戸枠内から三点、抜取穴から四点出土した。

SE一七五〇五は東西三・五m南北四mの掘形の南半部に寄った



位置で井戸枠の抜取穴と檜材の一木刎抜きの井筒を検出した。井筒は高さ約一・八m、外径一・一〜一・三m、材厚一〇〜二〇cmである。一部に樹皮を残している部分が認められ、この部分のサンプルによって年輪年代測定を行なった結果、養老七年(七二三)に伐採されたことが明らかになった。木筒は掘形から一点、井戸枠抜取から一四六点(すべて削屑)、井筒内から六六点(うち削屑六四点)出土した。

三 東院園池地区(第二七六次調査)

この調査は平城宮東張出部の南部にある園池(東院園池)の復原整備事業に伴うもので、南面大垣S A五五〇五の周辺の状況を解明することを目的としたものである。調査区は三カ所に分かれるが、木筒が出土したのはそのうちの二つ、第四四次既調査区の精査(約六八〇㎡)及び第四四次調査で未発掘の水田畦畔部(約九〇㎡)の調査を行なった部分である。

検出した遺構はA〇期、A期、B期、C期、D期、E期、F期、の七期に分かれる。木筒は上層の園池S G五八〇〇BのE〜F期における排水溝S D五八三〇Bから七三二点(うち削屑六九九点)が出土した。

C〜D期においては、上層園池の排水溝としてS D五八三〇Aが機能していた。これは現状で幅約一・七m、深さ約五〇cmの素掘り溝である。溝底において五〜六mごとに一カ所、一対の横木が遺存している。横木の上に木樋を据えて暗渠としていたと考えられる。

これがE期になると、南面大垣の下において木樋暗渠が撤去され、石組溝S D五八三〇Bが設けられる。木筒はこの溝底の堆積層から出土した。

8 木筒の釈文・内容

一 東区朝堂院地区(第二六七次調査)

南北溝S D一七三五二

(1) 高椅武藏志



(125)×30×4 081

(2) 鴨カ部麻呂



(150)×34×50 065

(3) 神亀元 年カ



091

東西溝S D一七三五二

(4) 「式部召土師宿祢大麻呂」



164×15×4 081*

(5) 依 養老六年十月十二日從七位下行大×



(200)×(29)×3 081

(6) 散事已下 女已上 百卅二人料カ



(301)×(12)×3 081

っている人物がみえるが、これと同一人か。(5)は養老六年(七三二)の文書木簡の断片。上下端を刃物で意図的に切断して廃棄。(6)は散事以下の女官に何かを支給することに関わるものか。(10)は、稲に関わる木簡を廃棄後二次利用し、郡名と数量を列記した横材木簡。冒頭に(撰津国)能勢(郡)がみえ、次いで山(背国)と記した後に山背国の郡名を挙げる。注意すべきは山背国の郡の配列が「延喜式」「和名類聚抄」などと逆順になっていることである。都の位置の変更に関わるものか。なお能勢郡は「延喜式」などでも撰津国の末尾の郡である。

次いでこれらが廃棄された時期を考えてみる。年紀の推定できるものとして、(3)(4)(5)がある。(3)は削屑であるから暫くおくとしても、(5)は刃物で意図的に切断するような同様の廃棄方法を取る他の文書木簡の例から考えると、一回的な情報伝達及びその命令などの実行が完了した時点で再利用を防ぐために切断した可能性が考えられ、長期にわたり保管して内容を参照するような文書ではないとみられる。(4)の場合は作成推定年、つまり土師宿祢大麻呂の生存年の幅が大きすぎるが、召喚状であることからすれば一回的な使用で完了したとみられ、廃棄時期は土師大麻呂の生存年代より大きく降るものとは思われない。以上のように、いずれもどこかで長期間保管されたとは考えにくく、使用直後にその場で廃棄されたものとみられる。従って廃棄された時期は、養老、神龜年間を大きく降るものではない

かろう。

二 式部省東方官衙(第二七三次調査)

井戸SE一七四八

(17) [券カ]
書 091

井戸SE一七五〇五

(18) [斤カ]
堅魚六斤五兩 海藻六斤五兩 腊一斗五×

庭四口坏八口塩四升□□ 168×24×2 061

(19) [腊カ]
[老籠<] 091 (039)

(20) □□
兵主神社 091*

(21) □奉御 091

(22) □座□□ 091

(17)は井戸枠内の最下層から出土した。

(18)は井筒内最下層である青灰砂層から出土した。井戸が使用されていた時期に枠内に落下した可能性もある。堅魚、鰻、海藻、腊、塩などの食料品、それらを盛る甌、坏という器名と数量を書き上げた木簡で、延喜神祇官式にみえる神饌の目録に酷似した内容をもつ。

木簡を刀形に二次的に整形したものか。(19)(20)は井筒内埋土上層の暗灰粘土層から出土した。(19)は荷札木簡の削屑か。(20)は神社名を列記した木簡の削屑と考えられ、この地域が神祇官であったことを示す官衙区画内出土の文字資料として特に注目される。(21)(22)は刳抜きの井筒の上部に据えられていた井戸枠の抜取穴の埋土下部の木屑層から出土した。SE一七五〇五出土木簡の約七割はこの層の遺物で、平安初期の井戸の最終廃絶時に投棄されたものであろう。

今回の調査で出土した木簡の意義を、官衙の性格との関わりで述べておく。今次調査区の西隣の第二三六次調査において検出した式部省東方官衙西半については、①官衙の南を東に流れる溝SD四一〇〇から神祇官に関係する木簡や墨書土器が出土していること(一九六六年の第三二次補足調査、奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』四「一九八六年」参照)、②北を正面とする特異な配置をとる格式の高い礎石建物群で構成されており、しかも平安宮の神祇官西院と建物構成が類似すること、③宮の東南隅という位置が平安宮における神祇官の位置に近いことなどから、これを神祇官西院と推定した。

一方、この東側にあたる今回の発掘区のうち、二棟の基壇建物SB一七五〇〇とSB一七五一〇と井戸SE一七五〇五によって構成されるD期の官衙は、①西隣の官衙ブロックと道路をはさまずに直接築地で接していること、②東西棟建物二棟とこれにはさまれた井戸という建物配置が平安宮の神祇官東院北半と酷似すること、③し

かも官衙内の井戸SE一七五〇五から神祇官のものと考えられる木簡が出土したことにより、神祇官の実務空間である東院と推定される。従って、第二三六次調査の成果と合わせて考えると、奈良時代後半における式部省東方官衙は神祇官であることがほぼ確定したと言えよう。

但し、このD期の具体的な年代や、木簡が出土し、養老七年に伐採された檜材の井戸枠をもつ井戸SE一七五〇五が設置されたC期の官衙の性格については、なお検討を要する。

三 東院園池地区(第二七六次調査)

石組溝SD五八三〇B

(23)  田部常万呂 $(216) \times (30) \times 5$ 081

(24)  内  堅カ $(123) \times (9) \times 3$ 059

(25)  五稲人

 大万呂 $(58) \times (32) \times 2$ 081
 二カ
 川成



(奈良)

奈良・平城京跡

- 1 所在地 奈良市二条大路南二丁目、法華寺町
 2 調査期間 一 一九九六年(平8)七月
 二 一九九七年一月～三月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 一 弥生時代、奈良～平安時代、二 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 左京三条一坊七坪・東一坊坊間路(第二六九～五五次調査)

調査地は、平城宮南面東門(壬生門)を起点にして南に延びる東一坊坊間路が左京三条一坊七坪・十坪と接する部分で、調査面積は約四〇〇㎡である。調査の結果、奈良・平安時代の遺構として、道路遺構一条、溝三条、築地一条、土坑一

基などを検出した。

東一坊坊間路SF七〇四五は、東西両側溝心々で幅約二一・六m(六〇大尺)を測る。東一坊坊間路東側溝SD七〇五五は検出面で溝幅約二・四m、深さ約〇・四m。東一坊坊間路西側溝SD七〇五〇は、溝幅約五・二～六・〇m、深さ約一・三mである。西側溝の堆積は四層に大別でき、上二層が平安時代以降、下二層が奈良時代のものである。西側溝の西側には、基底幅八尺前後と推定される七坪の東面築地塀SA七〇七〇がある。西側溝から東南方向に分流する溝SD七〇五九は、平城京廃都後の水田耕作用の導水路で、西側溝内の分流部に杭を打ち込み、しがらみを施している。

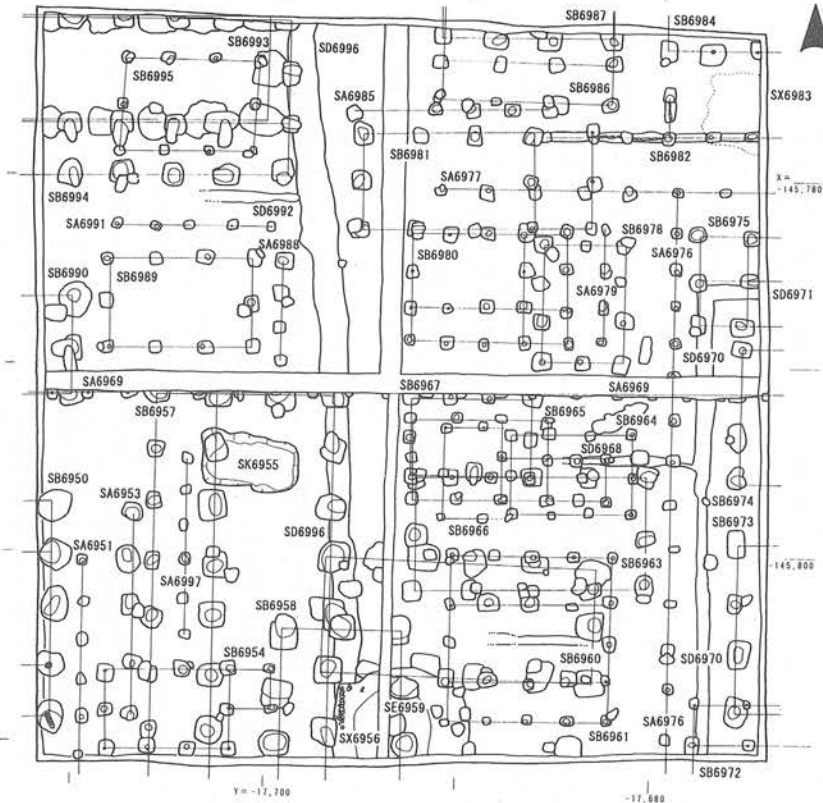
遺物として、西側溝から、奈良時代後半から平安時代のものを中心とした土器、瓦、人形・曲物側板・曲物底板・題籤軸・建築部材などの木製品が出土した。このうち、人形六点はSD七〇五九のしがらみ部分からの出土で、平安時代初頭に、調査区の上流で行なわれた祭祀に伴うものと思われる。木簡は、西側溝の下二層のうち、上層の木屑層から九点(うち削屑三点)、下層の褐粗砂層から一点、計一〇点出土した。いずれも上流で廃棄されたものと考えられる。釈読できたのは木屑層出土の二点である。

二 左京二条二坊十一坪(第二七九次調査)

左京二条二坊十一坪は、東を東二坊坊間東小路、南を二条条間南小路、西を東二坊坊間路、北を二条条間路によって囲まれ、西北隅

で平城宮東院と接し、二条条間路を隔てた北側に、法華寺及び阿弥陀浄土院が位置する。十一坪の調査は今回が初めてで、面積は坪東北部の一角約一六〇〇㎡である。

調査の結果、五期の変遷をもつ遺構群を検出した。A～C期は平城京遷都以後、天平初年以前と考えられる。A期には、南北溝が一条掘削されるが、この溝は一気に埋め立てられる。B期には東西棟掘立柱建物が二棟、C期には東西棟掘立柱建物二棟・溝敷条・井戸が造営される。D期には、調査区西半部に、正殿・脇殿・後殿からなる建物群が営まれる。「D-1期」(天平年間初頭)：正殿の南北両廂付東西棟掘立柱建物SB六九五〇(桁行総長八〇尺、梁行二間)を中心に、その北に、南側の後殿の東西棟掘立柱建物SB六九九〇(桁行総長約二五m、梁行二間)、北側の後殿SB六九九三(桁行五間以上、梁行二間)、東脇殿の西廂付南北棟掘立柱建物SB六九五七(桁行七間以上、梁行二間)が配される。調査区東半部には、T字型の掘立柱塀と南北両廂付建物を含む三棟の東西棟が建てられる。「D-2期」(天平末年頃)：D-1期の中心建物SB六九五〇とその南側の後殿SB六九九〇、T字型塀やその東側の建物群はそのままであるが、北側の後殿SB六九九三を東に1m移して南廂付建物SB六九九四に建て替え、また、東脇殿SB六九五七を南東にずらして建て替える。宝亀年間以降の奈良時代に属するE期には、これら整然とした建物群は撤去され、調査区の中央に掘立柱東西塀が、そ



第279次調査遺構平面図 1:400

の南北に建物が各二棟配される。

遺物として、瓦・土器・土製品・木製品などが出土した。このうち、軒瓦の出土量は平城宮軒瓦編年Ⅱ期～Ⅲ・Ⅰ期のものを中心に二四七点、一〇〇㎡換算で一六・四点である。この遺存密度は平城宮内で最も濃密な地域に匹敵し、また、緑釉熨斗瓦を主とする施釉瓦の出土が二一五点にもなった。調査区南の十二坪では、複廊で取り囲まれた中に四面廂付礎石建物と池を配する遺構が検出されているが（奈良市教育委員会の一九八八年調査）、そこでの軒瓦や施釉瓦の出土状況は今回の調査と類似しており、D期の十一坪は、十二坪と密接な関係があったと推測される。今回「相カ撲所」と記した墨書土器が一点出土したが、十二坪でも相撲に関する墨書土器が出土しており、この地が公的・宮的性格をもった空間で、相撲節にも関わる場所であった可能性が指摘できる。

木簡は、調査区中央やや西南の土坑SK六九五五から一〇点（うち削屑二点）、D₁二期の後殿SB六九九四の柱掘形底から二点（うち削屑一点）、合計一二点出土した。このうち釈読できたのは四点である。SK六九五五は、東西五m、南北三m、深さ三〇～五〇cmの不整形方形をした土坑で、D₁一期の東脇殿SB六九五七の取り壊し後に掘られている。伴出土器群は平城宮土器編年第V期でもやや古く、D期からE期へと移行する七七〇年代頃に形成された土坑と推定できよう。

SK六九五五からは、木簡のほか、杓子・刳抜き箱の蓋・漆刷毛の柄・曲物の蓋・籌木などの木製品、亀甲文のある二彩（硯）の蓋、「相カ撲所」「上」「小便」「主水」「下」「万」と書かれた墨書土器が出土している。その他の文字資料として、包含層から「番／大志」「井」「上」と書かれた墨書土器、漆紙文書一点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 左京三条一坊七坪・東一坊坊間路（第二六九―五次調査）

(1)  (右側面、左が天)

・  (表面)

・  (左側面)

・  (裏面)

・  (上端木口) (55)×23×(16) 011*

(2)  右大 秦乙万呂 (248)×(15)×5 081

二 左京二条二坊十一坪（第二七九次調査）

土坑SK六九五五

(3)  (表面)

・  (裏面)

137×20×3 033

(4) □□合五人 □□

(162)×28×5 019

(5) ・「若狭国遠敷郡遠敷郷秦曰佐大村御調塩三斗」

・「」

天平宝字六年九月

172×36×5 031

掘立柱建物S B 六九九四柱掘形

(6) 進進数…□意

091

(1)は、四面と上端木口の計五面に文字が記されている。字画が明瞭なのは表面だけで、他の四面は破損のため墨痕の残存状況が悪い。下端木口に文字のあった可能性が残るが、下端部は中央から半分を欠損しているため不明である。左右両側面の文字は、ともに左を上にして書かれている。表面とは異筆の可能性がある。諸陵寮は、大宝令制における諸陵司が、天平元年（七二九）八月に寮に格上げされて以降の官司名であり（『続日本紀』）、木簡の年代はそれ以降ということになる。平安宮の諸陵寮は皇嘉門近くの宮内西南部に位置するので、平城宮の諸陵寮の位置を東一坊坊間路の上流の宮内に想定することは難しいが、諸陵寮が宮外官衙であった可能性も含め、場所の比定は今後の検討課題である。(2)は、上端折れ、右側面割れ。秦乙万呂の名は、文献史料に鑄工や造東大寺司の雇夫などとして散見するが、本木簡と同一人物かどうかは不明である。

(5)は、若狭国遠敷郡遠敷郷貢進の調塩の荷札木簡である。貢納者の秦大村は初見。複姓「秦曰佐」の事例は、天平神護二年（七六六）一〇月越前国解にみえる同国敦賀郡伊部郷の「秦曰佐山」（『大日本古文書』編年文書五、六一一頁）、平城宮第一七二次調査出土の若狭国三方郡耳里の調塩の荷札木簡の「秦曰佐得嶋」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』一九）などが知られる。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九七Ⅲ」（一九九七年）

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三三（一九九七年）

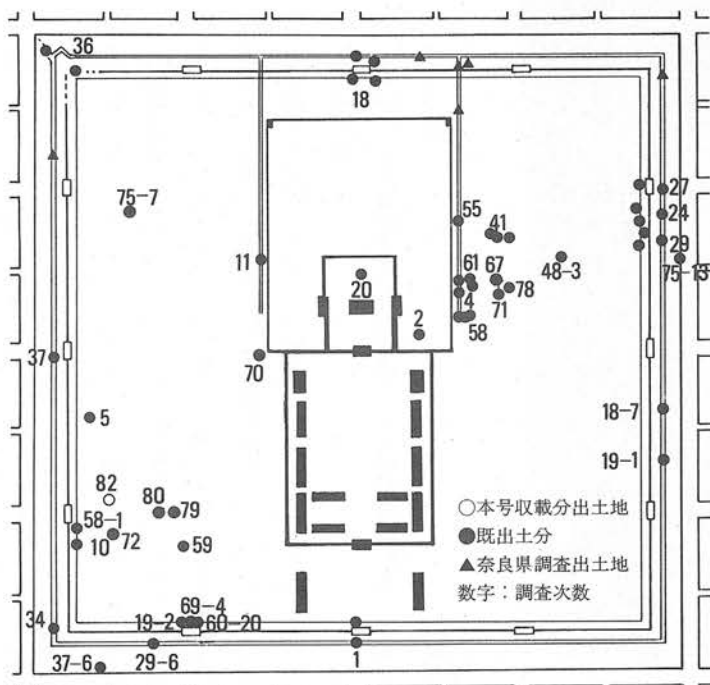
（山下信一郎）

奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市縄手町
- 2 調査期間 第八二次調査 一九九六年(平8)一〇月～一九九七年二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 猪熊兼勝
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
道路造成に伴う事前調査であり、調査面積は一八〇〇㎡である。調査区は藤原宮の西面南門の北東の西方官衙南地区に位置し、昨年報告した第八〇次調査区の西にあたる。これまでこの周辺における調査では、藤原宮期の遺構の他に、藤原宮直前期の宮内先行道路、さらに下層には弥生・古墳時代の遺構が重複して検出されている。

今回検出した遺構は①古墳時代、②藤原宮直前期～藤原宮期、③藤原宮期以降に大別される。

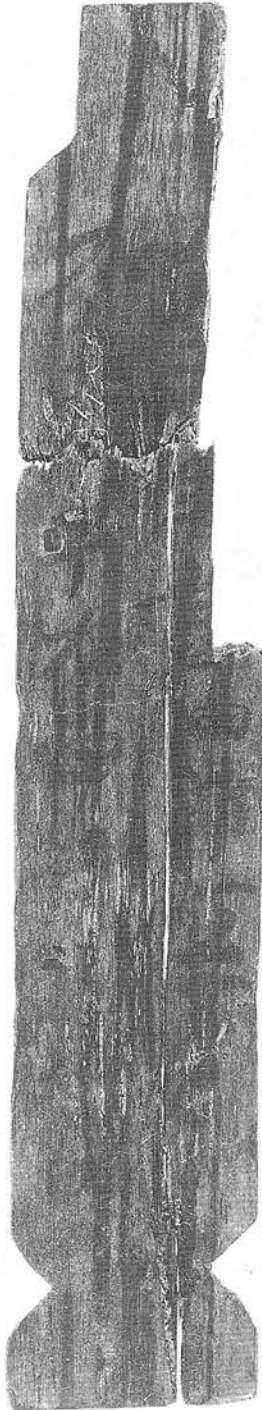
②の時期の遺構は宮内先行条坊に属する西二坊坊間路、五条大路およびそれらの側溝などである。西二坊坊間路は、以前に北方の調査で検出しているが、今回は南北八六m分を東西両側溝とともに確



藤原宮木簡等出土地点略図

認した。道路の規模は路面幅で五・四〇六・五m、側溝心間で六・二一六・八mである。五条大路は、その北側溝を西二坊坊間路西側溝との合流点から西六m分を検出したが、南側溝は発掘区外となる。なお、五条大路の幅については、東の第八〇次調査で、路面幅約七・五m、側溝心間で約八・五mという数値を得ている。

木簡が出土したのは、西二坊坊間路東側溝SD三三〇六からである。SD三三〇六は、溝幅が約一m、深さは発掘区北端で約一・二mと最も深く、南にゆくにしたがって浅くなる。溝内の土層は、上半部が青灰色ないし灰褐色の砂質土で、堅くしまっており、溝の埋め立て土と推定した。下半部は、細砂混じりの青灰色ないし暗灰色の粘質土で、流水時の堆積である。木簡は、SD三三〇六の発掘区北端付近の、溝底に近い暗灰色粘質土から出土した。同層からの伴出遺物には、藤原宮直前期に属する土師器と須恵器がある。



8 木簡の釈文・内容

南北溝SD三三〇六

(1) $\left[\begin{array}{c} \text{知夫利カ} \\ \text{評由羅五十戸} \\ \text{加伊} \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{鮮カ} \\ \text{伊} \end{array} \right]$

192×33×4 031

上下に二片に折れ、上半右側を欠く。荷札木簡で、貢進地は、のちの隠岐国智夫郡由良郷（『和名抄』）にあたる。杉材と推定されること、長さに比して幅が広い形態、表面のみに二行書きするという書式など、隠岐国の荷札木簡の特徴を備えている。「評」の表記から七世紀末と判断できるが、伴出土器の年代とも矛盾しない。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九七・Ⅲ』（一九九七年）
（寺崎保広）

木簡研究 第一八号

卷頭言

永田 英正

一九九五年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十五坪 平城京跡 興福寺
旧境内 大乘院庭園 藤原宮跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡
長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内酒殿・釜所・侍従所跡 大坂城
跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡
長曾根遺跡 入佐川遺跡 宮内堀脇遺跡 祢布ヶ森遺跡 香住エノ
田遺跡 神戸大学医学部附属病院構内遺跡 大毛池田遺跡 駿府城
三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 葦山反射炉 大師東丹保遺跡
甲府城関係遺跡 居村B遺跡 北条小町邸跡 宮町遺跡 南滋賀遺
跡 西河原森ノ内遺跡 屋代遺跡群 大猿田遺跡 山王遺跡 市川
橋遺跡 大日南遺跡 志羅山遺跡 西太郎丸遺跡 磯部カンダ遺跡
横江荘遺跡 加茂遺跡 豊田大塚遺跡 宮町遺跡 五社遺跡 寺町
遺跡 佐渡金山遺跡佐渡奉行所跡 桂見遺跡 岩吉遺跡 米子城跡
八遺跡 山崎一号遺跡 長登銅山跡 小倉城跡 大宰府条坊跡 呉
服町遺跡 松崎遺跡 下林遺跡Ⅳ区 昌明寺遺跡
一九七七年以前出土の木簡(一八)
塩田城跡
ノヴゴロド白樺文書
長屋王家木簡三題
算木と古代実務官人
書評 沖森卓也・佐藤信著『上代木簡資料集成』
彙報

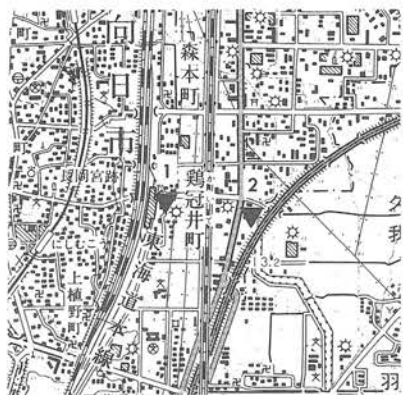
頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円

B. J. ヤニン

森 公章

鈴木 景二

大隅 清陽



(京都西南部)

京都・長岡京跡

- 1 所在地 一 京都府向日市鶏冠井町門戸、二 向日市鶏冠井町南金村
- 2 調査期間 一 一九九六年(平8)七月～十一月、二 一九九六年四月～七月
- 3 発掘機関 (財)向日市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 一 中島信親、二 山中 章・國下多美樹・中島信親
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四～七九四年)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九六年度に、長岡京跡及び長岡京跡で新たに木簡の出土した調査は四件ある。宮二件(長岡宮第三二次・三四一次調査)いずれも春宮坊跡)と左京二件である。宮二件の調査は、

現在遺物の整理中であるので、本稿では、左京二件について報告を行なう。

一 左京二条二坊五・六町(左京第三八一次調査)

調査地は桂川の氾濫原に位置し、現地表面の標高は約一四・五mを測る。長岡京の条坊復原では左京二条二坊五・六町にあたり、東院跡(左京二条二坊十町)の南西、太政官厨家跡(左京三条二坊八町)の北に位置する。調査地の東約八〇mで行なわれた左京第三〇〇次調査では、二条条間南小路と東二坊坊間小路の交差点相当地から、各条坊側溝と掘立柱建物一棟、東二坊坊間小路路面から、いずれも東側柱筋を揃える礎石建物一棟、掘立柱建物二棟を検出した。この結果、左京二条二坊五・六町は、十一・十二町と共に、長岡京後半期には最低四町を一括した土地利用が行なわれていたことが明らかになっている。

本調査地の検出遺構も、切り合い関係から前・後期の二時期に分けられる。前期の遺構には、二条条間南小路と南北両側溝、築地雨落溝などがあり、五町と六町とはそれぞれ分かれて利用されていたことがわかる。後期になると条坊側溝は埋めためて整地され、掘立柱建物SB三八一〇五、その周囲をめぐる溝などが設けられる。建物SB三八一〇五は身舎五間×二間、南・北に廂を持つ東西棟で、身舎の柱間は三・〇m(一〇尺)等間、廂の出は二・七m(九尺)である。

主な出土遺物には、平城宮式軒平瓦、寺院系長岡宮式軒瓦、埴土師器、須恵器などがある。木簡は一点で、掘立柱建物S B三八一〇五の南廂の西から二間目の柱(P四)の柱抜き取り穴から檜皮などと共伴して出土した。

本調査地周辺は、長岡京や平安京では、離宮と宮外官衙の立ち並ぶ一帯である。特に条坊交差点を埋め立て、四町の区画をつくり、その中心に礎石建物や一〇尺単位で割り付けた建物群を配するあり方は、一般的な邸宅とは考えにくい。また建物では、原則的に宮城にしか用いられない鬼瓦や埴土が出土していることも、この宅地利用者が公的な存在であることを示している。史料には、長岡京期後半に初見する離宮が四例ある。東院、南院(園)、猪隈院、木蓮子院である。一方、平安京には、左京二条二坊三六町に冷泉院があり、本宅地の西を限る東二坊坊間西小路は猪隈小路と呼ばれている。本宅地は『日本紀略』延暦十一年(七九二)正月甲子条に射礼を行なったとみえる「猪隈院」の可能性もある。

二 左京三条三坊八町(左京第三八七次調査)

調査地は、標高一三・七mを測る氾濫原に位置する。推定では二条大路南側溝を含む左京三条三坊八町北東端に当たる。調査の結果、推定位置で二条大路南側溝を確認したほか、側溝内に杭を打ち込んだ痕と、これに連なる溝を検出した。南側溝SD三八七〇一は、幅五・五m、深さ〇・五〇・七mを測る濠状の東西溝である。埋土

は三層に大別でき、上層が黒紫色シルト、中層が黒灰〜暗灰色砂混じりシルト、下層が灰色砂礫である。層相からみて一定の水量を常にもった溝と考えられる。調査地中央に杭列S X三八七〇五〜〇七が設けられ、八町の宅地内へと分流する南北溝に導水していた。

木簡は、二条大路南側溝SD三八七〇一から九点出土した。五点は南肩付近の上層から出土し、残り四点は杭列S X三八七〇五付近の中層から出土した。側溝の共伴遺物には、長岡京期の土器類のほか、瓦埴類、刀子、人形、斎串、墨書人面土器、獣骨がある。

8 木簡の釈文・内容

一 左京二条二坊五・六町

(1) 「<但馬国出石郡資母郷□□^{〔人カ〕}マ勝魚五□^{〔斗カ〕}>

282×17×5.5 031

上・下端部共に側面ケズリで調整し、やや圭頭状を呈する。表・裏両面はケズリで調整し、下方ほど厚みが増す。左・右側面は割りさく。上部の切り込みは上端部から一mm、下部の切り込みは下端部から二六mmの位置に刻む。いずれも「V」字形(キリカキ)。完形の貢進物付札であるが、墨が薄く、赤外線テレビカメラ装置で文字を確認した。内陸部のため「魚」は川魚か。「五斗」は「五十」の可能性もある。

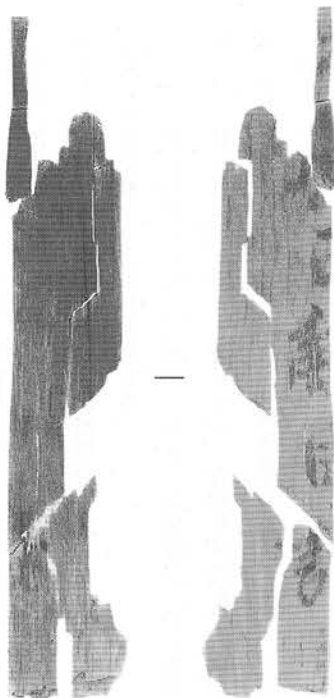
二 左京三条三坊八町



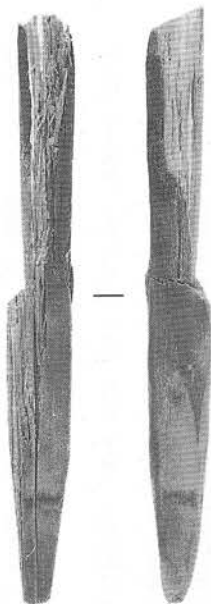
(2)



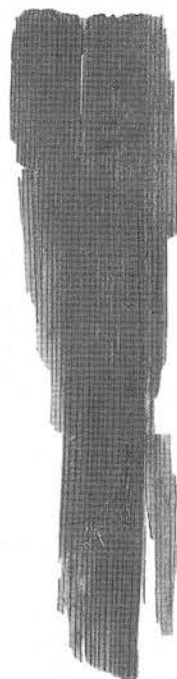
(3)



(1)



裏 (5) 表



(4)

左京第387次調査出土木簡

(1) 「内膳正解申請」 $\square \times$

・ \square (131) \times (22) \times 3 081

(2) 「 \vee 黒米五斗 \vee 」 105 \times 18.5 \times 3 031

(3) 「豊宗牛勝」 120 \times 24.5 \times 3 051

(4) \square \square 091

(5) ・ (墨線) \square (右側面)

・ \square (表面)

・ \square (左側面)

・ \square (裏面) (108) \times (12) \times 6 059

(1) (4)は、東流する二条大路南側溝を堰き止める南北の杭列S X 三八七〇五付近から出土。(5)は杭列より東側の、側溝の南法面から出土した。他に墨痕のある細片・削屑四点が伴出しているが、いずれも(5)から剝離したものと思われる。

(1)は、請求文書木簡の上部断片である。上端部は、表・裏面から削る。左側面は一部原形をとどめるが、右側面は割れ。内膳司は長官(奉膳)が二名の官司であるが、神護景雲二年(七六八)二月癸巳の勅によって、高橋・安曇の二氏は奉膳、他氏の長官は正と称した(『続日本紀』)。長岡京期、高橋・安曇両氏が争い、「奉膳正六位上

安曇宿祢継成」が佐渡配流となった事件が『本朝月令』所引「高橋

氏文」や『類聚国史』巻八七延暦十一年三月壬申条で知られている。

二条大路南側溝は長岡京期より新しい土器を含まないので、延暦一三年の廃都時に埋め立てられたと推定できる。したがって(1)は、長岡京での他氏の内膳司長官(正)の存在を示している。また、この

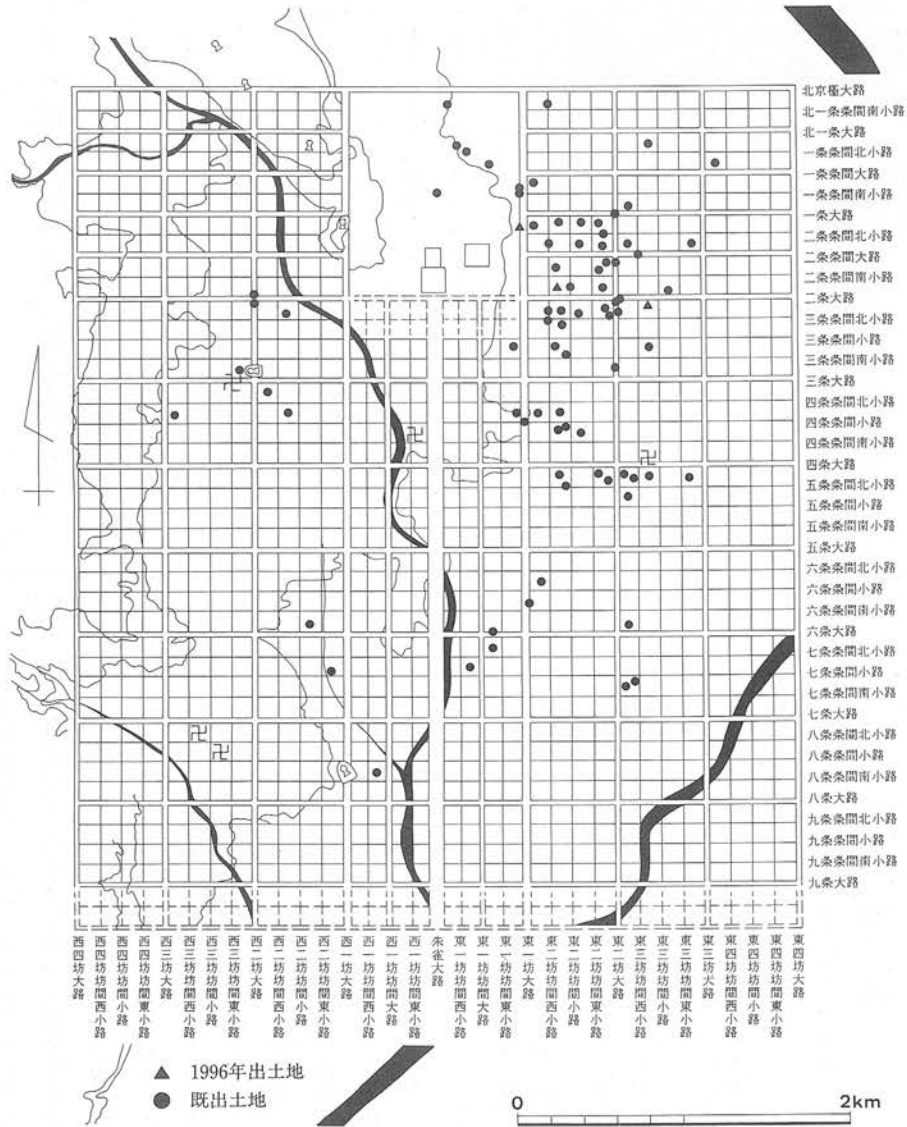
木簡は官職名で上申されている点が注目される。

(2)は、ほぼ完形の物品付札。上・下端共に側面ケズリで調整する。表面をケズリで調整し、裏面は未調整。切り込みは「 \vee 」字形(キリカキ)ではなく、台形(キリオトシ)を呈する。

(3)は、下端部を尖らせた人名の付札木簡。上端部は表面にキリ目を入れて裏面へ折るキリ・オリ技法。豊宗氏は『日本後紀』大同三年(八〇八)一〇月己酉条初見の主税頭兼大外記従五位下豊宗宿祢広人が知られる。長岡京木簡で「豊宗」は二例の出土があり、何れも人名付札と思われる(『長岡京木簡』二五六一、一五九九号)。

(5)は、下部を削ってやや尖らせる棒状のもの。上部は箒状に損耗する。表・裏面に墨があるが文字か否かは不明。下端部から二〇mmの位置に墨線を回す。

(一) 中島信親、二 國下多美樹
釈文 清水みき



長岡京跡木簡出土地点図

兵庫・三條九ノ坪遺跡

さんじょうくのつば

1 所在地 兵庫県芦屋市三條町

2 調査期間 一九九六年(平8)九月~十一月

3 発掘機関 兵庫県教育委員会

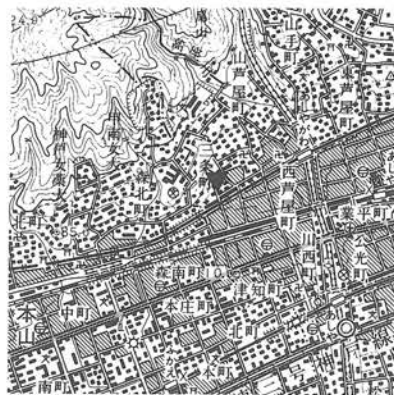
4 調査担当者 高瀬一嘉・半澤幹雄

5 遺跡の種類 水田跡・自然流路

6 遺跡の年代 古墳時代~奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三條九ノ坪遺跡は芦屋市の西部、神戸市との境界近くに位置し、芦屋台地から流出した土砂によって形成された標高約三〇mの扇状地上に立地している。これまで芦屋市などによって合計一五次の調査が実施されてきた遺跡である。今回の発掘調査は阪神淡路大震災の被災マンションの再建に伴うもので、調査面積は約六〇〇㎡である。



(大阪西北部)

検出した遺構には水田跡

と流路がある。流路は幅約七m、深さは最深部で検出面から一mを測る。流路の方向は北東から南西に流れ、調査区内で屈曲して南に方向を変えている。屈曲部西岸には杭列が検出された。攻撃面にあたることから護岸の目的で設置されたものであろう。流路の南側には水田跡が展開しているが、両者に切合い関係は認められない。さらに、流路から水田跡に水を供給していたと考えられる取水口を一方所検出していることから、流路と水田は同一時期に機能していたものと思われる。

遺物は流路内から出土したものが大半である。流路内からは、弥生時代後期末~平安時代初頭の遺物が出土しており、大半は土器であるが、木簡・下駄・木錘・曲物・鞆・杭などの木製品も出土した。土器は古墳時代後半から末にかけてのものが多く、奈良時代以降のものはごく上層に限られる。木簡は二点出土しているが、一点は全く判読不可能であり、釈読を行なった一点について報告する。

8 木簡の釈文・内容

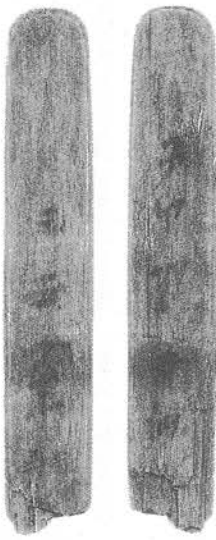
(1) ・「子卯丑□伺

・「三壬子年□

(199)×33×6 019

下部を折れによって欠失したものである。〇一九型式としたが、上端を円形に仕上げしており、両側面にも面取りを行なっている。表裏面ともに比較的平滑に整えており、丁寧な作りの印象をもつ。

1996年出土の木簡



表面は十二支を表現しているようであるが、順不同であり、意味は明らかではない。

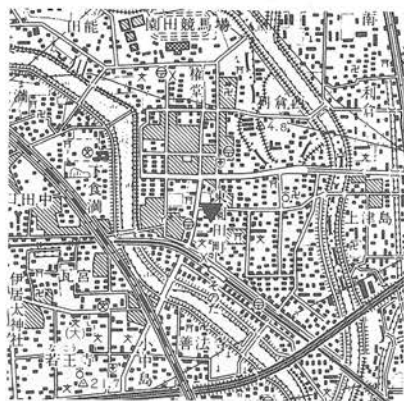
裏面は年号と考えられ、年号で三のつく壬子年は候補として白雉三年（六五二）と宝亀三年（七七二）がある。出土した土器と年号表現の方法から勘案して前者の時期が妥当であろう。

釈読については兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏のご教示をいただいた。

（高瀬一嘉）

兵庫・^{ふかだ}深田遺跡

- 1 所在地 兵庫県尼崎市東園田町
- 2 調査期間 一九九六年(平8)二月～一〇月
- 3 発掘機関 尼崎市教育委員会
- 4 調査担当者 益田日吉・高梨政大
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪西北部)

調査地は、尼崎市の北東部、阪急園田駅の北約三〇〇mの猪名川と深川の間の沖積地に位置する。調査は店舗の建築工事に先立つもので、建物予定地について発掘調査を実施した。

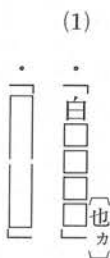
調査の結果、現在の表土下〇・五～一・二mの深さで、弥生時代後期から室町時代にかけての各時代の層を三ないし五層検出し、それぞれの時代の層に対応して弥生時代の方形周溝墓九

基、土器棺墓五基、平安時代から室町時代にかけての各時代の井戸一九基、掘立柱建物一九棟、土坑三〇基など多数の遺構を検出した。遺物は各遺構及び遺物包含層から整理用コンテナ約三〇〇箱分出土しており、特に平安時代から鎌倉時代にかけての土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・陶磁器などの土器類が多数を占めている。

なお、底部外面に「大」と記された土師器杯、「寫」と記された土師器杯・須恵器杯が八世紀末頃の井戸から一括出土したほか、判読不能な文字が底部外面に記された土師器杯・白磁碗などの墨書土器が遺物包含層などから数点出土している。

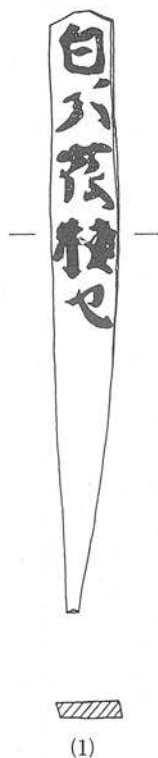
木簡は、井戸(SE二〇四)の掘形から一点出土した。SE二〇四は、上部直径約一・八m、底部直径〇・八m、深さ約〇・九mの円形の掘形を掘り、最下部に直径約五〇cmの円形の曲物を井筒として据え、その上には四隅に支柱を立て、横棧を渡し、その外側に縦板を方形にめぐらした、いわゆる方形隅柱横棧型の井戸である。掘形内から出土した土師器・須恵器・瓦器などの遺物から一二世紀後半に構築されたものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容



長方形の材の下端を尖らせた〇五一型式である。頭部は圭頭。表

128×13×3 051



面五字目は「也」とも読める。表面二字目から四字目は判読不能である。三字目は、あるいは「菰^{うも}」か。裏面の一部に墨の残存が認められるが判読不能。

(益田日吉)

兵庫・安倉南遺跡
あくらみなみ

- 1 所在地 兵庫県宝塚市安倉南一丁目
- 2 調査期間 一九九五年(平7)十一月、十二月～一九九六年三月

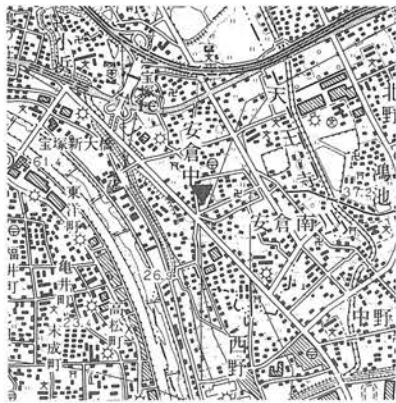
3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者 山本高照・北原 治・中村 弘

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 平安時代末～室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪西北部)

調査は阪神淡路大震災復興に伴うもので、調査方法については遺跡が破壊される部分のみの調査となり、調査区は一〇本のトレンチ状となった。よって、遺跡の全体は把握できていない。

検出された遺構は平安時代末から室町時代まで存続した集落跡である。遺構の種類と数は、建物が三棟、

柵が一行、井戸が四基、土坑が一五基、溝が一五条である。このうち木簡が出土したのは、井戸四からである。井戸四は直径一・二五m、深さ一・三八mを測る円形の素掘井戸である。

井戸四から出土した遺物は木簡二点のほか、完形の土師器皿、木錘三点、漆器皿二点、齋串三点、曲物片、板材などであり、時期は一四世紀前半頃とみられる。

他の遺構から出土した遺物には、瓦器（甕・碗・三足釜）、滑石製石鍋、温石、東播系須恵器（捏ね鉢・碗）、土師器（羽釜・皿）、同安窯系青磁（皿）、白磁（碗）、黒色土器などがある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「<蘇民将来之子孫家門也」 152×34×5 032

(2) 「<蘇民」 120×34×4 039

(2)は表面が腐蝕しており、赤外線テレビカメラ装置によっても全文は判読不能であった。

(中村 弘)



(1)

兵庫・明石城跡 坤櫓

あかしじょう ひつじさるやぐら

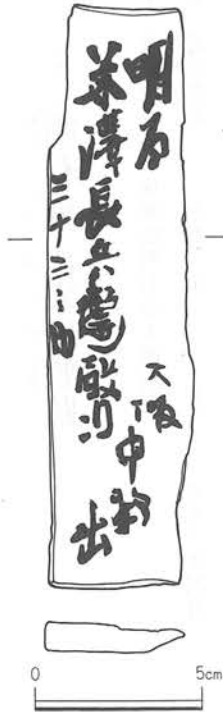
- 1 所在地 兵庫県明石市明石公園
- 2 調査期間 一九九六年(平8)八月～九月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 渡辺 昇・大西貴夫
- 5 遺跡の種類 城跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代末～明治時代初め
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(明石・須磨)

明石城は元和四年(一六一八)に小笠原忠政(忠真)によって築城され、一八代二四九年間明石藩主の居城となった城である。本丸の南西部に位置する坤櫓もその際に築かれたと伝えられている。

阪神淡路大震災によって明石城跡の石垣も大きな被害を受け、石垣補修工事がほぼ城内全域で行なわれることとなった。本丸石垣も同様に、櫓を曳屋工事によ



(1) 「明石」 大坂 中野
米澤長兵衛殿江 出
三十三之内

175×(43)×8 081

8 木簡の积文・内容

つて移動したのち、石垣工事をする事となった。槽の基礎部分についても、元の位置に復原することにはなっているが、石垣解体に伴って削らざるを得ないことから、発掘調査を実施した。

坤槽は五×六間の三層の槽である。南北に長く東面に入口を設けている。築城時に伏見城の廢材を利用したと伝えられている。明治時代に解体修理を行っており、その際に補強の石材や束石が入れられていた。当初は東西四石、南北五石の主柱通りのみ礎石が計一四石配置されており、礎石の多くには墨書で記号が記されていた。古い時期の裏込めは角礫や人頭大の石材が使われている。明治期に置かれた石材を除去し、本来の面を確認する段階で木札（木簡）が出土した。陶磁器・将棋の駒（王将）・鉄釘が共伴している。

(2) 「王将」

32×27×9.5 061

米澤家は明石城周辺の大地主であり、米澤長衛（木簡では「長兵衛」）は米穀商を営み第五十六国立銀行を設立した名士である。

（渡辺 昇）

兵庫・明石城・武家屋敷跡

- 1 所在地 兵庫県明石市大明石町
- 2 調査期間 一九九二年(平4)七月～一九九三年四月
- 3 発掘機関 明石市立文化博物館
- 4 調査担当者 稲原昭嘉・山下俊郎
- 5 遺跡の種類 武家屋敷跡
- 6 遺跡の年代 一七世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



明石城武家屋敷跡は、JR・山陽電鉄明石駅の南側一帯に所在し、明石川によって形成された沖積地上に位置する。遺跡の標高は三m前後を測る。

元和三年(一六一七)、信州松本から明石に入った小笠原忠政(忠真)は幕府の命を受け、元和五年に新城を築いた。この時に造られた城内・武家屋敷・町屋からなる城下町が、明石の市街地の基盤となっている。絵

(明石・須磨)

図にみられる長方形街区と短冊型地割からなる武家屋敷の区画は、現存する町名や道路、さらには敷地境界に認められる。

武家屋敷跡の調査は、一九八五年の山陽電鉄立体工事に伴う確認調査に始まり、現在まで約五〇件の発掘調査が実施された。今回の報告は、調査が明石城武家屋敷跡第二二地点(OA-8)と明石城武家屋敷跡第二二地点(OA-7)と異なるため、二地区に分けて記述する。

一 明石城武家屋敷跡第二二地点(OA-8)

調査地点は、武家屋敷を大きく東西に区画する通りである大手町の西側に位置する。さらに、この地区は東西に走る道路で三つに区画されるが、そのうちの中央部分となる西中ノ丁にあたる。

調査区の中央で東西に走る西中ノ丁の道路を検出した。この道路は大きく二回、川から運ばれた砂で整備されていた。I面では、下水道管が道路の中央に敷設されていた。一八九九年に宮内省から下賜された三〇〇円をもとに、一九一三年一月に起工し翌年一二月に完成した下水施設にあたりと考えている。II面からは、道路北側で中世のシルト層を掘り込んで川原石を並べる側溝を検出した。石を固定させる埋土に含まれていた陶磁器類から、少なくとも江戸時代中頃には存在したと考えている。道路南側は、電車の軌道敷となったため石列は見つからなかったが、僅かに確認された溝の痕跡から道路幅は七m前後と推定できた。この西中ノ丁の道幅は、正保年間

(二六四四～四八)の明石城図に四間と記載されていることに一致する。側溝の中から多量の瓦片が出土し、一段高くなった屋敷側には礎石と考えられる石が溝に沿って点々と並ぶことから、築地塀が想定された。また、屋敷跡から南北方向に造られた敷地を区画する溝・石列を検出した。この地割りは、一九八六年度に兵庫県教育委員会が確認した区画と一致する。文久年間(一八六一～六四)の絵図では、西から「西村」「水野」「山本」「斎藤」の家となっている。

これらの屋敷には、上水道が配備されていた。道路面から深さ約一・二m掘り下げた位置に、直径六～八cm・長さ六～八mの節を抜いた竹が敷設されていた。上水道が設置された時期であるが、埋土から一八世紀前半ごろと考えられる丹波焼の播鉢片が一点出土している。また、この上水道の上に掘られた土坑から、一八世紀末～一九世紀の陶磁器類が出土しており、この段階には完成していたことがわかる。

二 明石城武家屋敷跡第二地点(OA-7)

調査地点は、武家屋敷街区のほぼ中央部に位置し、文久年間の絵図によると、東西には「追手丁」通りと「細工門」通りの南北の通りが走り、北側には「中ノ中丁」通りが東西に走る。東から「速水」「堀江」「松山」「斎藤」「荒木」「松田」「丹羽」の八軒の屋敷地が表記されており、西の「追手丁」通りへ向かうにつれ、屋敷割が広がっている。調査は五区に分けて行なった。各調査区の北端で

は「中ノ中丁」通りと見られる東西の道路の南側溝が検出された。また、屋敷界の溝、土塀の基礎、門跡などの屋敷割の一部を示す遺構も発見されている。屋敷内では多数の井戸及び土坑が形成されていたことがわかった。出土した陶磁器類では、一七世紀初頭から幕末に至るまでの多量の肥前系陶磁器をはじめ、京焼系陶器、丹波焼陶器などがある。とりわけ、当地で焼かれたと考えられる「朝霧焼」が一七世紀後葉から一八世紀前葉にかけての時期にさかのぼることが明らかになったことは大きな成果であった。下駄、漆椀、ひしゃく等の木製品は、井戸や溝といった湿地部に多く残されていた。

8 木簡の積文・内容

一 明石城武家屋敷跡第二地点(OA-8)

(1)

「明石 大坂
齊藤又兵衛様 大留官兵衛
正月廿七日申上刻迄夜通飛脚」 211×62×4 011

(2)

「明石 大坂
美濃部彦四郎様 大留治部左衛門
○ 畠山物右衛門殿
十一月廿日出 相場役り」 214×64×7 011

(3)

「米主 二屋村 儀右衛門」 154×30×6 011

(4) 「封之印」

。堺大和屋諸白

新左衛門(黒印)

径35×厚15 061

(1)は、西中ノ丁の通りに掘られた長辺七・一m、短辺二・九m、深さ七四cmの隅丸方形の土坑から出土した。檜の板目材を使用している。この土坑からは一八世紀後葉以降の肥前系陶磁器類、東山焼



(1)



(2)

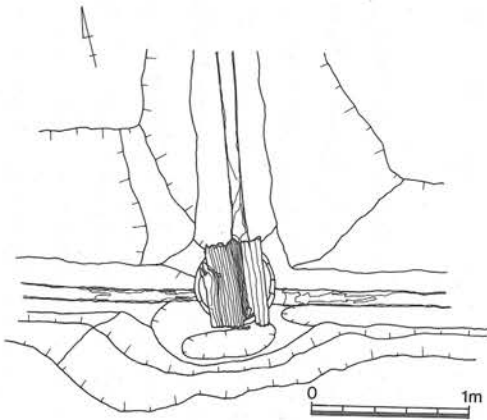


(3)

S=1/3



(4)
S=1/6



木筒(4)出土状況

の手焙、行平をはじめとする明石焼の日用雑器類が出土した。
(2)は、西中ノ丁の通りに掘られた長辺五・三m、短辺一・三m、深さ五七cmの長方形の土坑から出土した。土師質・柿釉・施釉(明石焼)灯明皿、一八世紀後半以降の肥前系陶磁器類が出土している。檜の板目材を用い、上下に方形をした小さな釘穴が認められる。(1)(2)とも縦七寸・横二寸とほぼ同形で、差出人が「大留」であることから、米相場を知らせてきたものであるう。(2)にある畠山家は、西中ノ丁の通りの南側に位置する。西から、松平・畠山・中村・落合家が並ぶ。(3)は、米を運搬するときに使われた付札である。二屋村

は、現在の神戸市西区玉津町二屋にあたる。杉の柵目材を使用し、上部中央には穿孔がある。(4)は酒樽で杉板目材を使用している。水道管を直角方向に分岐するため、ジョイントとして使われたものである。樽の底に沈殿した泥の堆積状況から、水は西から東へ流れていたことがわかる。

二 明石城武家屋敷跡第二二地点(OA-7)

(5) 「所稻まめ二方

上政七様行

つもと

167×56×10 011

(6) ・「か、様へ 藤江」

・「かき 三十五」

139×20×2 011

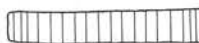
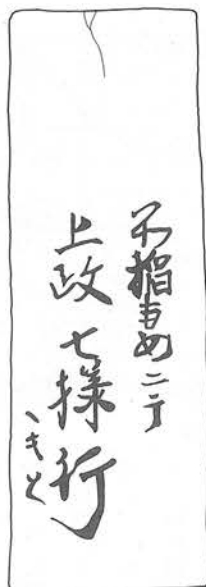
(7) 「。石川ナツ」

96×27×7 011

(5)は瓦積の井戸内から出土した。杉柵目材を用いて長方形に加工したものである。一八世紀後葉以降のものと考えられる。

(6)は長辺五・七m、短辺三・三m、深さ三〇cmの長方形の土坑から出土した。「か、様」は、加賀様、「かき」は柿のことであろう。

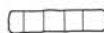
この土坑からは一八世紀後葉以降の肥前系磁器の他、焙烙、土師質皿などが出土している。細長い長方形をした板材の表裏に墨書が施されている。藤江は明石城城下町から約三・五km西の海岸沿いに位



(5)



(6)



(7)

置する村名である。荷札として用いられた可能性が高い。(7)は幅一・二m、深さ五〇cmの屋敷を画する溝内より出土した。陶磁器類からこの溝は一九世紀に廃絶したものとみられる。長方形の榎目材の片面に人名が墨書されている。上部中央には穿孔がある。

なお、木簡の釈読に際しては茨木一成氏のご教示を得た。

(稲原昭嘉・山下俊郎)

兵庫・祢布ヶ森遺跡

第一九次調査出土木簡（続）

兵庫県日高町の祢布ヶ森遺跡は、県北部を北流する円山川中流域左岸、標高約三〇mの小扇状地先端部に位置している。遺跡は広範囲に及び、従来調査で検出されている遺構や遺物、特に遺跡の所在する旧気多郡以外の但馬の郡名を記した題籤軸が出土したことから、但馬国府跡（延暦二三年移転後）と考えられる遺跡である。

既に本誌一八号において、日高町教育委員会が一九九五年度に実施した第一九次調査で出土した木簡を報告したが、その後の整理作業で、二間×九間の南北棟の掘立柱建物の柱穴の掘形の中に、さらに一点の削屑があることがわかった。釈文は



(6.2) × (0.5) × 0.5 081

断簡であり判読不能である。また、この建物に並行して走行する溝からは、土器に付着した漆紙が出土しており、今後の精査が期待される。

（加賀見省一）

木簡研究 第一七号

卷頭言

佐藤宗諱

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡左京七条一坊十六坪 東大寺 奈良女子大学構内遺跡 高安城関連遺跡 藤原宮跡 藤原京跡左京七条一坊東南坪 藤原京跡左京十一一条三坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡左京四条一坊一町 平安京跡左京八条三坊十四町 平安京跡右京八条二坊二町 慈照寺境内 客坊山遺跡群 大坂城跡 袴狭遺跡 見蔵岡遺跡 有年原・田中遺跡 梶子北遺跡 曲金北遺跡 伊興遺跡 錦糸町駅北口遺跡 宮町遺跡 前橋城遺跡 荒田目条里遺跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪遺跡 中尊寺境内金剛院 花立II遺跡 志羅山遺跡 福井城跡 大友西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡(2) 北高木遺跡 水橋荒町遺跡 山木戸遺跡 上郷遺跡 陰田小犬田遺跡 米子城跡七遺跡 三田谷I遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 姉川城跡 中園遺跡III区

一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京二条二坊六坪

刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために—

榎山 明

新潟特別研究会の記録

国史跡指定答申なった八幡林官衙遺跡：小林昌一、八幡林遺跡の時代的変遷：田中 靖、古代越後平野の環境・交通・官衙：坂井秀弥、封緘木簡考：佐藤 信、八幡林遺跡木簡と地方官衙論：平川 南、討論のまとめ
書評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』 今津勝紀
彙報 頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円



(浜松)

路からは大量の土器や石器、農耕具を中心とした木製品が出土した。中世では道路

角江遺跡の調査は、浜松市西部の新川に注ぐ東神田川の拡幅工事に伴い行なわれた。遺跡の範囲は東神田川の右岸、現在の雄踏街道を挟んだ南北約四〇〇mの間に存在する。弥生時代では集落跡とともに方形周溝墓群や土器棺墓、縄文時代から続く自然流路、水田などが検出され、特に自然流路からは大量の土器や石器、農耕具を中心とした木製品が出土した。中世では道路

静岡・角江遺跡 かくえ

- 1 所在地 静岡県浜松市入野町字角江
- 2 調査期間 一九九一年(平3)四月～一九九四年三月
- 3 発掘機関 (財)静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 4 調査担当者 平野吾郎・内藤朝雄・塚本裕巳・中嶋郁夫
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田・自然流路
- 6 遺跡の年代 縄文時代後期～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

状遺構と、それに接するように存在する区画溝や井戸、水田などが確認された。中世の主たる時期は鎌倉～室町時代である。木簡は中世の素掘り井戸のほぼ底面より発見された。同遺構の遺物は漆椀、羽子板状木製品、容器の底板状木製品とともに、木片などの有機物や石が多く出土している。

8 木簡の积文・内容

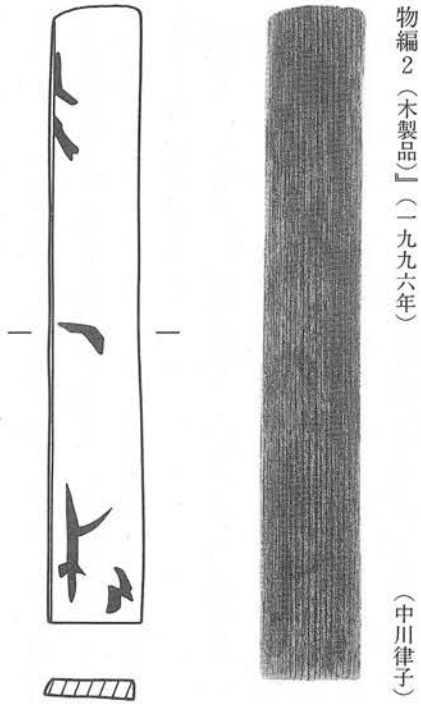
(1) □□□□

104×(15)×3.5 081

上下両端とも欠損していないが、左側が縦割れしている。本来の大きさや形状、用途は不明。ヒノキ材の柾目板。

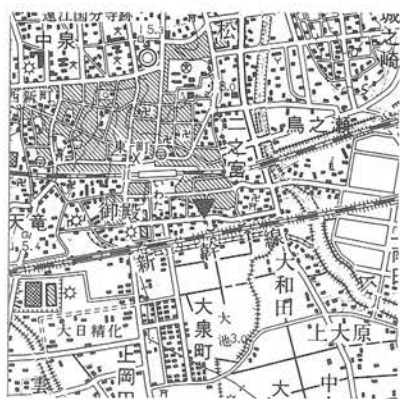
9 関係文献

(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所「角江遺跡Ⅱ 遺構編」同遺物編2(木製品)(一九九六年) (中川律子)



静岡・御殿・二之宮遺跡

- 1 所在地 静岡県磐田市中泉・二之宮
- 2 調査期間 第三四次調査 一九九六年(平8)五月
- 3 発掘機関 磐田市教育委員会
- 4 調査担当者 佐口節司
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期～一三世紀、江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(磐田)

御殿・二之宮遺跡は磐田市街地の南端にあり、磐田原台地の最南縁部である磐田市中泉(御殿)二之宮に位置する。遺跡の南側には、「大池」を中心とする低湿地帯が広がり、東側を「今之浦」の開析谷が、西側を遠江国分寺跡付近まで開析する久保川に挟まれる。久保川の西方には単弁蓮華文軒丸瓦と複弁蓮華文軒丸瓦が出土した古代寺院である大宝院廃寺遺跡が存

在し、北方には遠江国分僧寺・尼寺が造営される。本遺跡は標高二～六m付近の台地南端部の広範囲に広がり、遺跡範囲内には小河川が複雑に流れる。中央に流れる谷田川は遺跡を二分し、黒色粘土を堆積する深い埋没谷を形成している。

御殿・二之宮遺跡は弥生時代あるいは奈良時代の主要遺跡として知られる。河川改修や道路建設、個人住宅などの大小の開発行為が進み、これまでに三九件にも及ぶ発掘調査が実施されている。東海道新幹線南側の第一次調査地点では、地名を記した八点の木簡や多量の墨書土器が出土し、奈良時代の国府である可能性が指摘されている(本誌第一・三号)。また、第六次調査では二点の木簡と祭祀遺物が(本誌第一六号)、第八次調査では大規模な掘立柱建物が検出されている。本遺跡の範囲には、江戸時代初期の將軍家の宿泊施設である中泉御殿や、遠江の天領を管理した中泉陣屋(代官所)も置かれている。

本調査地点は、第八次調査地点の南方一〇〇m付近にあたり、谷田川によって開析された谷部の西際の地形変換点にあたる。黒色粘土が東側に向かって厚く堆積しており、同層中より弥生時代中期～鎌倉時代の遺物が出土する。特に中位からは六世紀前半～中期の遺物がまとも出土している。しかし、奈良時代以降の遺物は希薄である。木簡は谷部に堆積した黒色粘土層より単独で出土している。同伴遺物はないものの、奈良時代初期もしくはそれ以前の可能性も

あろう。

8 木簡の釈文・内容

(1) 而 □ 祀 □

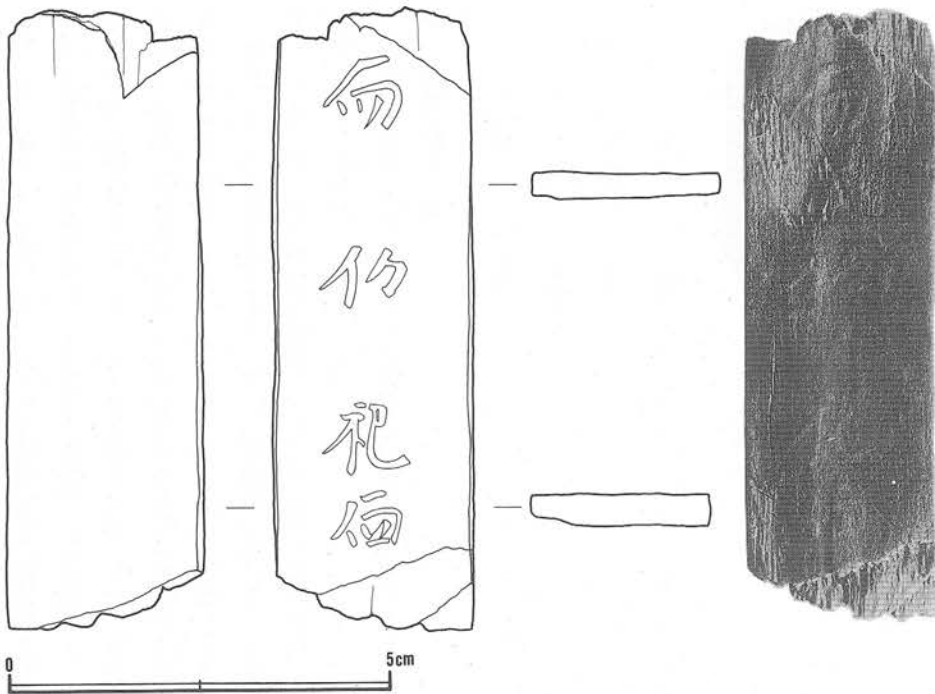
(81)×25×4 081

上下両端は折損し、文字の摩滅もいちじるしく、墨痕も消失している。文字は表面に残された凹凸によって、四字が観察できる。このうち判読可能な文字は一字目の「而」と三字目の「祀」の二字で、四字目も「而」と読める可能性がある。二字目は偏部（人偏カ）を読みとることができる。文字の間隔からみて元来は六文字が配されていたとも考えられる。

9 関係文献

磐田市教育委員会「御殿・二之宮遺跡 第二八・三三・三四次発掘調査報告書」（一九九七年）

（佐口節司）



木簡研究 第一六号

巻頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京二条三坊四坪 薬師寺旧境内 大安寺旧境内
 内 興福寺旧境内 東大寺 阪原阪戸遺跡 藤原宮跡 藤原京跡右京九条
 四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1)
 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大
 坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 袴狭遺跡(1) 袴狭遺跡(2) 砂入遺跡
 祢布ヶ森遺跡 見蔵岡遺跡 木梨・北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡
 伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中館跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡
 大宮遺跡 三堂遺跡 鴨田遺跡 大戊亥遺跡 杉崎廢寺 元絵社寺田遺跡
 南A遺跡 安子島城跡 山王遺跡 今塚遺跡 弘田柵跡 福井城跡 一乘
 谷朝倉氏遺跡 戸水大西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ
 鼻遺跡 タテチヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 郡山城下町遺跡 周
 防国府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖繩の呪符木簡

山里純一

いまに息づく呪符・形代の習俗

奥野義雄

文書木簡はいつ廃棄されるか

今泉隆雄

史料紹介 近世の畳の頭板について

今津勝紀

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

鈴木景二

彙報

頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円

神奈川・北条小町邸跡
ほうじょうこまちてい

- 1 所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目
- 2 調査期間 一九九六年(平8)八月―一〇月
- 3 発掘機関 鎌倉市教育委員会・北条小町邸発掘調査団
- 4 調査担当者 原 廣志
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 鎌倉時代―江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(横須賀)

遺跡は鶴岡八幡宮前面で若宮大路東側の地域にあたり、北辺を横大路、西辺を若宮大路、東辺を小町大路に囲まれた、一辺二〇〇m程の一画内に含まれる。この一画は、鎌倉時代中期から後期に若宮大路幕府(御所)、または執権北条泰時や時頼らの正亭所在地ともいわれ、鎌倉の政治的中心としてもっとも重視された場所である。調査地点は遺跡内の若宮大路に面した南

西隅の一角に位置する。

検出した遺構は、大別して鎌倉時代と江戸時代に分かれるが、木簡が出土したのは鎌倉時代の若宮大路の東側溝からである。鎌倉時代前期の側溝は、現在の大路歩道に接した幅三mで逆台形の箱掘と、その東側にあるV字形の薬研掘の溝である。鎌倉時代中期以降は、これらを埋めて若宮大路が拡幅され、側溝は木組み構造に変化している。木組み側溝は箱掘状にした掘形底の両脇に約三m幅で、ほぞ穴を切った長さ四m程の土台材(角材)を据え、ほぞ穴に束柱を立て、地表の高さで束柱上にほぞ空きの角材をのせ、外側の土壁を横板材でおさえており、少なくとも三回の造り替えが認められた。木組み側溝は、出土遺物からみて南北朝時代前期までは存続していたようである。

遺物は、それぞれの側溝を中心に、かわらけ、舶載陶磁器、渥美・瀬戸・常滑窯の国産陶器のほか、木器も大量に出土した。木器には、漆器皿・椀、漆塗り櫛、下駄、箸、曲物などがある。かわらけには内面に「即」を連書した墨書土器がある。

木簡は五点出土したが、いずれも木組み側溝からである。これらは側溝底部の土台材の継ぎ目付近から出土した。このうちの一点は笹塔婆である。

8 木簡の釈文・内容

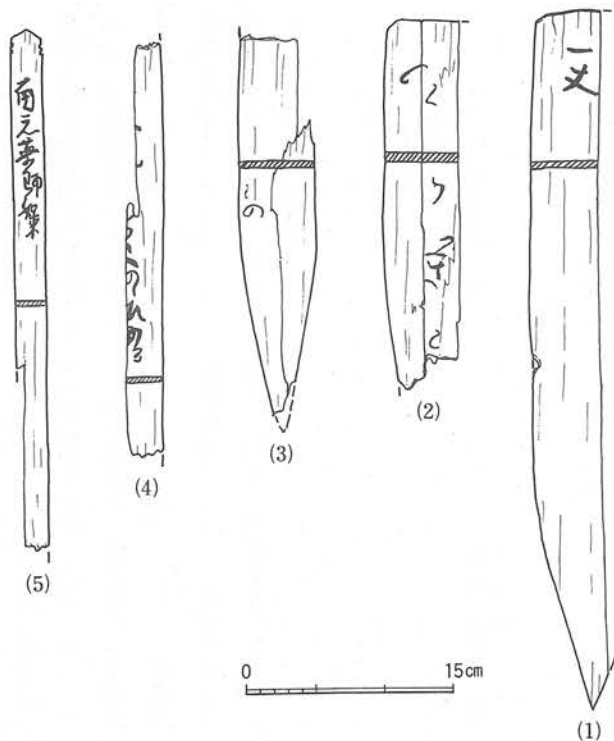
- | | | |
|-----|--------------------------|------------------|
| (1) | 「一丈□□」 | 512×(48)×5 051 |
| (2) | □□□□□□□□×□□ | (271)×(57)×7 081 |
| (3) | □□の□□ | (275)×55×5 059 |
| (4) | □□□□□□□□ | (302)×(26)×3 081 |
| (5) | 「南無葉師如□」 ^{〔来カ〕} | (380)×22×3 061 |

(1)は大型で、上端は両角をやや削り、下端を両側から削って尖らせている。(2)(3)も折損しているが、(1)に近い形状と考えられる。(5)は上端を圭頭状に削り、二カ所に左右の切り込みをもつ。遺跡内の大路沿い二地点からは、「一丈伊北太郎跡」や「二けんおおぬきの二ろう」などの若宮大路側溝の工事に際し、幕府が御家人に分担・奉仕させた負担工区を表示した木簡が出土している(本誌七・一八号)。今回出土の木簡も多くが判読不能ながら、出土地点その形態や内容から比較して同じ性格のものと考えられる。

9 関係文献

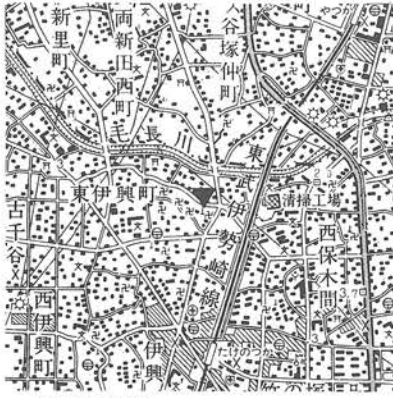
- 鎌倉市教育委員会「北条泰時・時頼邸跡」(一九八五年)
- 同「北条小町邸跡(泰時・時頼邸)」「鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書12 平成七年度発掘調査報告(第二分冊)」(一九九六年)

(原 廣志)



東京・伊興遺跡

- 1 所在地 東京都足立区東伊興一丁目・狹間周辺
- 2 調査期間 一九九五年(平7) 四月～一九九六年三月
- 3 発掘機関 伊興遺跡調査会
- 4 調査担当者 佐々木彰・松本 晃
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 四世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(東京東北部)

伊興遺跡は東京都北部の足立区に所在する遺跡であり、地勢的には埼玉県と境を接する毛長川右岸の自然堤防上に位置している。自

然堤防を取り巻く低地帯は泥炭層を発達させている。泥炭層中には伊興遺跡内から流入したさまざまな遺物が含まれている。既に一九九四年に木簡が二点出土している(本誌一七号)。

今回、木簡が出土した低地帯もこのような泥炭層が

発達した地点の一つであり、伊興遺跡の北東端に位置している。この付近の低地帯は自然堤防に大きくめぐり込んでおり、毛長川の河岸であった可能性もある。河岸は九世紀以降に埋没したことが出土遺物から理解されていた(関係文献①)。下層を中心に遺物が豊富に出土し、自然遺物とともに小片となった古墳時代の土器類も数多く確認されている。五世紀中葉に位置づけられる韓式系陶質土器もこの地点からの出土である(関係文献②)。

さらに特筆すべきことは、この低地帯からは八〇〇年を前後する墨書土器と曲物類をはじめとする木製品類が多量に出土したことがある。今回報告する木簡もこれらの木製品類の一部である。(1)(2)とも下層からの出土であり、出土地点は二mと離れていない。ほぼ同時期に投棄されたと考えている。伴出遺物としては、墨書のある土師器・須恵器杯をはじめとして長頸瓶・フイゴの羽口などがある。

8 木簡の积文・内容



〔 騎馬像 〕 (騎馬像)

(189) × (59) × 8 065

(2)

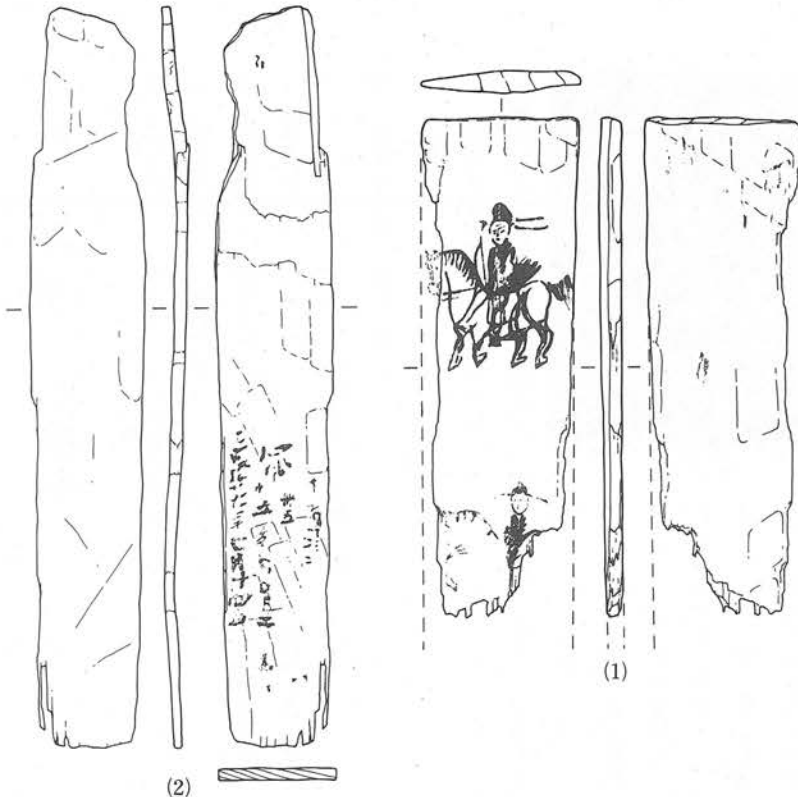


(1)は下半部分を欠き、左側にもわずかに欠損箇所が認められる木札である。このため上端の馬の顔は見る事ができない。下端にも騎馬像のあることが想定できるが、墨痕は薄く、わずかに人物の顔と馬のたてがみおよび前脚の一部が認められるにすぎない。

上端の騎馬像の人物は撲頭を被り、弓矢を携え、馬には手綱・鞍らしいものも描かれている。撲頭の纓えい(紐)は後ろにたなびき、脚も後方へ折り曲げられている。このことから馬を疾駆させた様子を描いたものと考えられる。しかし躍動感もなく静止画的であり、大陸的な絵画手法も垣間見える(唐代李壽墓などに類例)。

木札の断面形はレンズ状で比較的厚手であり、丁寧な削り出しを施している。騎馬像も規則的な配置をとって描かれていることから、手すざびなどではなく、あるいは祭祀といった何らかの目的をもって作成されたと考えられる。

(2)はおそらく文書木簡である。赤外線による観察の結果、かろうじて左端部分のみが解読できた。この木簡の出土によって、(1)の年



代も平安時代初頭と推定することが可能となった。さらにこのような文書木簡の存在から、伊興遺跡が地域の中心的

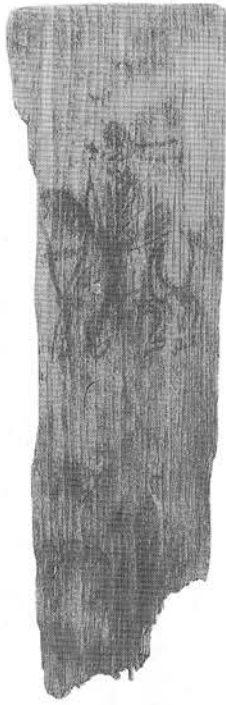
な村落として機能していた可能性があります。ますます強まり、何らかの官衙施設の存在も想定されるようになった。

なお(1)(2)ともその釈文・内容などについて、国立歴史民俗博物館の平川南氏よりご教示を得た。

9 関係文献

- ① 伊興遺跡調査会『伊興遺跡―下水道敷設工事に伴う発掘調査』
(一九九七年)
- ② 酒井清治・松本晃「東京都足立区伊興遺跡出土の陶質土器について」〔韓式土器研究〕Ⅵ 一九九六年

(佐々木彰)



(1)裏

東京・江戸城外堀跡 牛込御門外橋詰

1 所在地 東京都新宿区神楽河岸

2 調査期間 一九九〇年(平成)一〇月～十二月

3 発掘機関 地下鉄七号線溜池・駒込間遺跡調査会

4 調査担当者 谷川章雄・榎木 真

5 遺跡の種類 近世都市(城郭)

6 遺跡の年代 近世

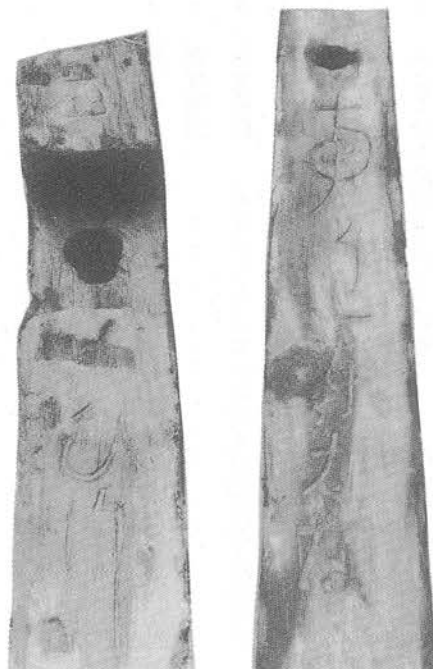
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、江戸城外堀牛込御門外の橋詰にあたる。調査は営団地下鉄南北線の建設に伴い実施された。牛込御門およびこれに続く橋



(東京西北部・東京東北部)

は、寛永一三年(一六三六)に江戸幕府が動員した一一三の大名の「御手伝普請」により構築されている。牛込御門は、阿波徳島藩蜂須賀忠英(二五万七〇〇〇石)により構築されており、御門橋も同家の手によると推測される。



(2) (部分) (1)

検出遺構は、最大で高さ九・五m、一七段の橋詰石垣で、調査範囲では、三九二個の石垣石を確認している。石垣石は二五〇～五〇〇kg、大部分が安山岩で、真鶴半島近辺から切り出されたと考えられる。

石垣下には二列の胴木が敷設されており、このうちそれぞれの列の西端の胴木に文字が刻まれていた。

8 木簡の积文・内容

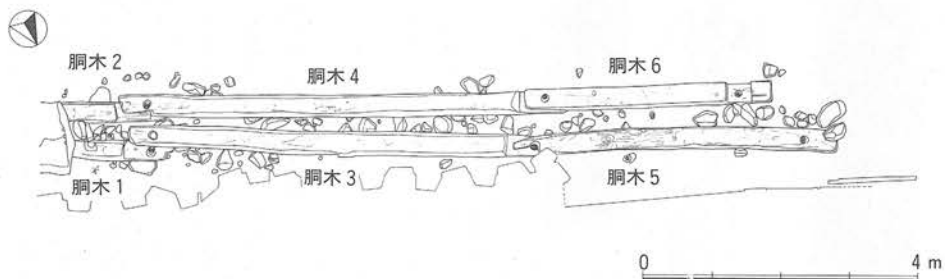
- (1) 「南より東はな」(刻書) 長さ4620×最大径320 061
- (2) 「回 ひかし」(刻書) 長さ3570×最大径340 061

(1)は下図の胴木五、(2)は胴木六に刻まれたものである。(1)の「東はな」は東端の意味と考えられる。両資料とも方位を示していることから胴木の施工位置を表すと考えられる。但し、二資料とも胴木の構造とは無関係な「コ」字状の切り欠きがあり、転用材を用いたか、あるいは当初の計画とは異なる施工が行なわれた可能性がある。

9 関係文献

地下鉄七号線溜池・駒込間遺跡調査会「江戸城外堀跡牛込御門外橋詰」(一九九四年)

(榎木 真)



図(1) 胴木検出状況

東京・尾張藩上屋敷跡遺跡
おわりはんかみやしき



(東京西北部)

上屋敷跡遺跡の一角を成す(第四―四地点)。調査は防衛庁の移転計

- 1 所在地 東京都新宿区市谷本村町
- 2 調査期間 一九九二年(平4)六月―十一月
- 3 発掘機関 (財)東京都教育文化財団東京都埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 並木 仁・竹田 均
- 5 遺跡の種類 大名屋敷跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

画事業に伴う事前調査の一環として行なわれたもので、遺跡全体としての調査は現在も継続している。
 本地点で確認された遺構は、尾張藩が西側添地を幕府から拝領する明和五年(一七六八)以前とそれ以後とに大きく分かれるが、

木簡が出土したのは、調査地点東側で検出された一八世紀末から一九世紀前半代の大型の土坑である。全体の形態は不明だが、検出面からの深さ約三・二mを測る。遺構覆土はその状態から人為的な廃棄により形成され、そのような覆土の上、中、下位それぞれから集中的に、大量の遺物が出土している。最下位では、湧水による水の作用が加わり、木製品や自然遺物が保存状態もよく残されていた。木簡は二点で、いずれも土坑底面付近からの出土である。

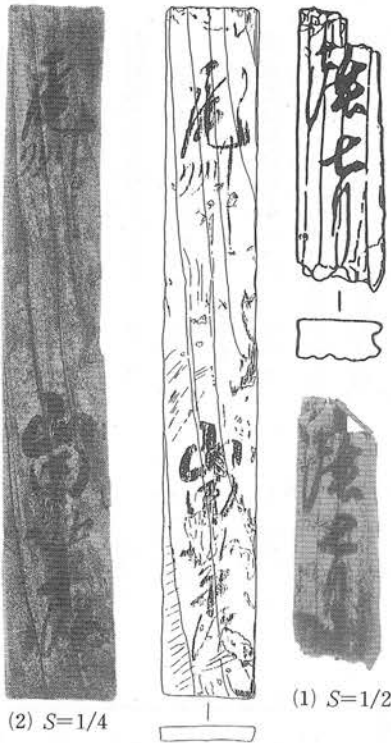
8 木簡の积文・内容

(1) 陸七月

(2) 「尾州 山田□平治」
〔佐カ〕

(71)×23×10 081

365×30×8 011



(2) S=1/4

(1) S=1/2

(1)は上下を欠失しており、残存している文字だけではその意は不明である。(2)は完形で、地名と人名が記されたものと考えられ、荷札として使用されたものであろう。但し、「山田佐平治」という人名については、現存している尾張藩関係の文献に該当者は見当たらない。

9 関係文献

(財)東京都教育文化財団東京都埋蔵文化財センター「尾張藩上屋敷跡遺跡発掘調査概要Ⅱ 一九九二(平成四)年度」(一九九四年)

(並木 仁)

木簡研究 第一五号

巻頭言

一九九二年出土の木簡

早川 庄八

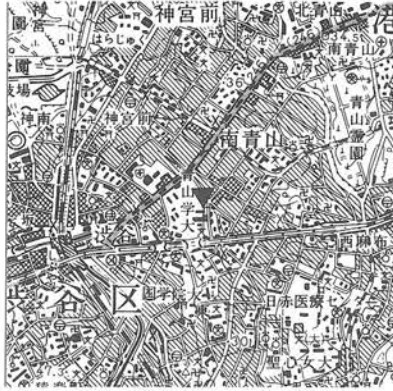
概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京右京五条四坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝龍寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 鳥羽離宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 喜連東遺跡 平野環濠都市遺跡 植附遺跡 袴狭遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六六B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 梶子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺森西遺跡 世良田諏訪下遺跡 小茶円遺跡 番匠地遺跡 瑞巖寺境内遺跡 八幡林遺跡 綾ノ前遺跡 馬場天神腰遺跡 乾遺跡 宮永ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久米窪田森元遺跡 観世音寺跡(南門跡) 脇道遺跡 城原三本谷南遺跡 妻北小学校敷地内遺跡
一九七七年以前出土の木簡(一五)
一 乗谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三三次)
草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)
国・郡の行政と木簡
——「国府跡」出土木簡の検討を中心として
京都府相楽郡木津町鹿背山郷蔵の俵上札 加藤 友康
田中淳一郎
彙報

頒価 四五〇〇円 送料六〇〇円

東京・青山学院構内遺跡

あおやまがくいんこうない

- 1 所在地 東京都渋谷区渋谷四丁目
- 2 調査期間 一九九一年(平3)十一月～一九九二年五月
- 3 発掘機関 青山学院構内遺跡調査室
- 4 調査担当者 池田 治・中川 泰
- 5 遺跡の種類 近世大名屋敷跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(東京西南部)

調査地点は学校法人青山学院の構内にあり、法人施設の増改築工事に先立って発掘調査が行なわれた。調査面積は約一〇〇〇㎡である。

青山学院の構内は、一七世紀代には旗本の屋敷地であったが、元禄八年(一六九五)以降明治維新まで、紀州徳川家の分家である伊予西條藩松平家の上屋敷となっていた。明治維新後は一八八一年まで開拓使の第一

官園として使われ、一八八三年より現在の青山学院の所有となった。発見された遺構は、土坑、地下室、井戸、区画施設、道路、排水溝、池、水路などであり、一八世紀代以前に遡るものから明治以降のものまでであるが、主に江戸時代後期から幕末・明治初頭の遺構が中心である。

敷地内は、地形的には台地上の部分と低地部分とに分けられ、調査地点は低地部分にあたる。一八世紀代の遺構には、池とそれに取り付く水路の他は土坑が数基あるだけで、庭園空間として使われていたようである。一九世紀に入ると遺構の数は急激に増え、板塀などの区画、井戸、地下室、土坑(ゴミ穴)、道路などの生活施設や、これらと庭園空間を区画する土塀状の施設が造られるようになる。これらの遺構は、台地部分に位置すると思われる御殿空間に対して詰人空間と位置づけられる。

遺物は、土器、陶磁器、瓦、金属製品などとともに木製品も多く出土している。磁器には「南紀男山」銘の椀があり、紀州徳川家とのつながりが窺える。木製品には漆椀、下駄、桶、樽、曲物、折敷などがある。これらの中には墨書の認められるものが四点あり、いずれも幕末～明治初期の遺構から出土した。木製品以外の墨書資料として、「西卯」と記された陶器の餌猪口が一点ある。

木簡は四点出土している。(1)と(2)はD五六号遺構(井戸)から、(3)と(4)はD八九号遺構(地下室転用のゴミ廃棄坑)から出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔西條上田〕^{〔久八郎カ〕}
251×43×7 011

(2) 〔 〕
163×54×6 061

(3) 〔昆布〕

納。豆

〔 〕
〔 〕
〔 〕
143×厚6 061

(4) 〔 〕
〔 〕
〔 〕
〔 〕
138×厚4 061

(1)は〇一型式で、下半分の左側は欠損し、下端右寄りには切り込み状の欠損があるが、意図的なものではない。上部中央に方形の小孔が穿たれている。五文字目は「又」の可能性もあるが最終画の形から「久」、七文字目はわずかに見える偏の一部と旁から「郎」と判読できる。西條藩邸内にありながら「西條」と書かれている点は、用途を推察する上で注意を要する。(2)は桶の側板で、外面の上下に箍の痕がある。墨書は不明瞭で判読不能。文字ではないかもしれない。(3)は曲物蓋で下部を欠損する。中央に把手用の小孔がある。一行目と二行目は筆が異なる。三行目は判読不能である。(4)は曲物蓋で半分ほど欠損する。中央に把手用の小孔がある。墨書は欠損に

より判読できない。方向、字数とも不確実である。

9 関係文献

青山学院構内遺跡調査委員会「青山学院構内遺跡(青学会館増築地点)―伊予西條藩松平家上屋敷跡の調査―」(一九九四年)

池田治「伊予西條藩松平家上屋敷跡の発掘調査」(考古学ジャーナル)三五六 一九九三年 (池田 治)



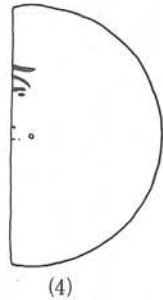
(1)



(2)



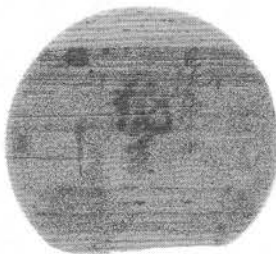
(3)



(4)



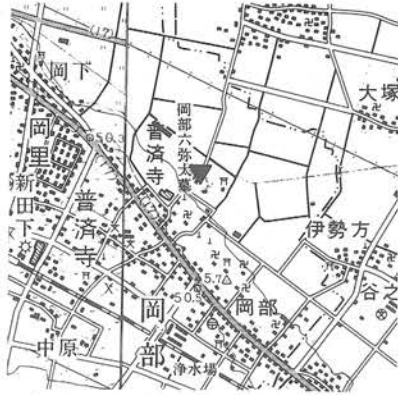
(1)



(3)

S=1/4

埼玉・**岡部条里遺跡**
おかげようり



(高崎・深谷)

1 所在地 埼玉県大里郡岡部町普濟寺

2 調査期間 一九九六年(平8)一月～三月

3 発掘機関 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団

4 調査担当者 中村倉司・黒坂禎二・福田 聖・橋本充史

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

岡部条里遺跡は、岡部町の北部に位置し、北側を流れる利根川の乱流によって形成された自然堤防上を中心として広がっている。西

側一・二kmには古代榛沢郡衙正倉と推定される中宿遺跡がある。

遺跡の発掘調査は福川の河川改修に伴って実施され、古墳時代後期と奈良・平安時代の複合遺跡であることが明らかになった。
古代については条里制水

田の存在が早くから知られていたが、調査によって平安時代末期の天仁元年(一一〇八)の浅間山の噴火に伴う火山灰に覆われた水田跡を検出した。また、B区からは水田跡とほぼ同時期か、それ以前と考えられる館と推定される遺構を検出した。

木簡が出土したC区からは八世紀中葉から後葉の竪穴住居跡六棟と溝二条を検出した。木簡は調査区を東西に横断する幅一m、深さ一mの三号溝から出土した。

三号溝の覆土は焼土・灰と八世紀中葉の土器片が混在する上層と、流水以外に遺物を含まない下層に分かれ、木簡は下層の溝壁面に貼り付いた状態で出土した。出土状況から木簡の年代は八世紀中葉以前で、調査区外から流れてきた可能性が高い。

上層の土師器・須恵器にも「下」「口」「井」の墨書が認められるものがある。

8 木簡の積文・内容

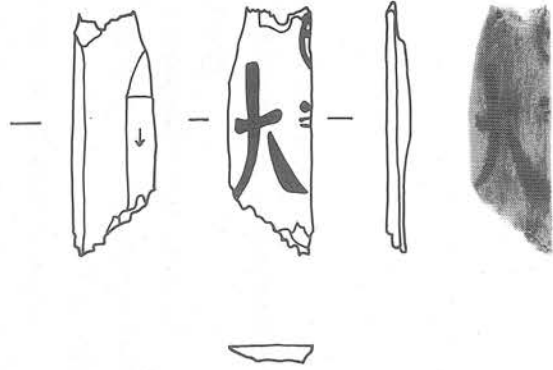
(1) □ □

大

(33)×(11)×3 081

上下端、両側端を欠失する。左側と裏面に一部工具により切削された痕跡が残る。「大」の一字と右側の一行が肉眼で確認できる。

(福田 聖)



滋賀・上山神社遺跡
うえやまじんじや

- 1 所在地 滋賀県神崎郡能登川町大字山路
- 2 調査期間 一九九五年(平7)四月～一九九六年三月
- 3 発掘機関 能登川町教育委員会
- 4 調査担当者 杉浦隆支
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

上山神社遺跡の調査は能登川町総合文化情報センター(図書館・博物館・埋蔵文化財センター)の建設工事に先立つものである。



(彦根西部)

確認された遺構は、主に平安時代末期のもので、屋敷地を取り囲む濠跡が検出され、その西約一五〇mの地点から、一二世紀後半の土坑が検出され、呪符木簡二点のほか、黑色土器、土師皿、刀形木製品などが出土した。



(近江八幡)

滋賀・^{かんのんじじょうかまち}観音寺城下町遺跡

- 1 所在地 滋賀県蒲生郡安土町石寺地先
- 2 調査期間 一九九六年(平8)五月～六月、一〇月～十一月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 岩橋隆浩
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 室町時代(戦国時代)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

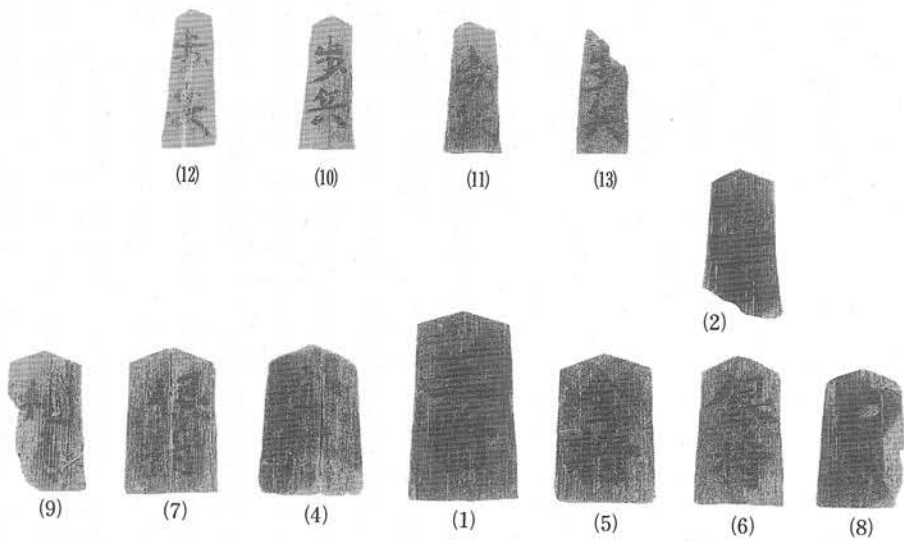
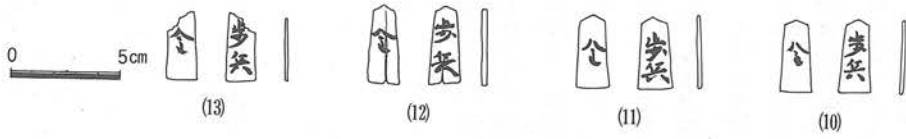
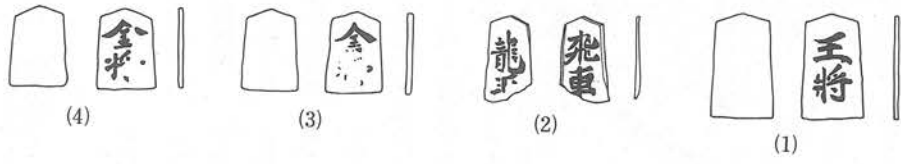
観音寺城下町遺跡は近江国守護であった六角氏の居城として知られる。観音寺山の存在する観音寺山(叡山)南麓に位置する遺跡である。これまでに当協会及び安土町教育委員会によって数回調査が行なわれており、古墳時代から戦国時代の複合遺跡として知られているが、特に戦国時代の遺構及び遺物は観音寺城の城下町に関連するものとして注目される。今回の調査は県営

圃場整備事業(送水管理設)に伴う発掘調査で、幅1mのトレンチを約2kmにわたって設定した。確認された遺構は七世紀・一四世紀頃・一六世紀中葉(戦国時代)の三時期があり、今回報告する将棋駒は一六世紀中葉に位置づけられる遺構から出土した。他の戦国時代の遺構には石組溝・素掘溝・井戸・土坑(?)があるが、トレンチ幅が狭いため遺構の性格については不明な点が多い。当該期の各遺構からは土師器・陶磁器類(瀬戸美濃・信楽・染付など)・瓦・木製品(下駄・盤・漆器椀・漆器皿・木製椀未製品・鋤・杵・編籠・ザルなど)・金属製品(鉄製刀子・銅製鞘)・鉄滓が出土している。

8 木簡の积文・内容

出土した木簡一三点は全て将棋の駒で、土坑と推測される遺構からまとまって出土した。

- (1) 「王将」 47×28×2 061
- (2) 「飛車」
・「龍王」 (38)×(23)×2.5 061
- (3) 「金将」 37×27×3 061
- (4) 「金将」 36.5×26.5×2 061



(5)	「金将」	37×26×2	061
(6)	・「銀将」	38.5×24×3	061
(7)	・「銀将」	37×24×2	061
(8)	・「桂馬」	34.5×(23)×2	061
(9)	・「桂馬」	35×(22)×2	061
(10)	・「歩兵」	33.5×15×2	061
(11)	・「歩兵」	33.5×16×2	061
(12)	・「歩兵」	34.5×15×2.5	061

(13) ・歩兵」
 ・金」 (35)×13×1.5 061

字はすべて墨書で、彫駒や漆書のもの是一片もない。また裏面の「金」は「銀将」と「桂馬」では楷書でしっかりした印象を受けるが、「歩兵」のものは崩した字体である。

平面形態は現在のものとほとんど変わらないが、「歩兵」のみ縦横の比率が他の駒と違い細長い。また厚さは二〜三mmと薄く、駒頭から駒尻まで均一な点の特徴である。これらの形態的特徴はほぼ同時期の福井県一乗谷朝倉氏遺跡出土のいわゆる朝倉駒に酷似している。

(岩橋隆浩)

滋賀・小谷城跡

- 1 所在地 滋賀県東浅井郡湖北町大字郡上字清水谷
- 2 調査期間 一九九五年(平7)一〇月―一九九六年三月
- 3 発掘機関 湖北町教育委員会
- 4 調査担当者 山崎清和
- 5 遺跡の種類 城跡
- 6 遺跡の年代 一六世紀初期―一六世紀中期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

小谷城は、長浜平野の北東隅、伊吹山系の一支脈で山田川の侵食によりほぼ独立丘陵を呈している小谷山に位置する。



(長 浜)

小谷山の前面には虎御前山が、西に岡山城跡のある丁野山、東は伊吹山系がせまる自然の要害に囲まれている。麓には越前と美濃を結ぶ北国脇往還道が、その西方三・五kmには北国街道が、南東一七kmには中山道が走る。また、背後の伊吹

山系には越前・美濃への間道があり、小谷城は交通の要所に位置する。

小谷城は、大永年間に京極氏の根本被官であった浅井亮政が築いた。築城の年代は明らかではないが、『宗適話記』『長享年後畿内兵乱記』などから、大永五年(一五二五)には既に築かれていたことが知られる。天文三年(一五三四)には城内清水谷にあった居館で京極氏とその重臣を饗応したことが知られる(『天文三年浅井備前守宿所饗応記』)。浅井亮政が築城した時は小規模であったと考えられ、以後、久政、長政とうけつがれ、天正元年(一五七三)に織田信長によって滅ぼされるまでの約五〇年間、増築をしたと考えられる。

特に長政の時に、かなり整備され今に残る形になったと考えられる。小谷城の遺構は小谷山山頂から尾根及び斜面に広がる山城部分と、小谷山を深く開析した清水谷からなる。また、清水谷前面には城下町が広がる。一九三七年に山城部分が史蹟指定され、一九九五年に清水谷地区が史跡に追加指定された。今回の調査は、小谷城保存修理に伴う発掘調査で、調査地点は字清水谷の入り口部分である。

清水谷は、入り口部分約一〇〇m、奥行き一〇〇〇mの狭小な谷で、「御屋敷」「山城(浅井)屋敷」「遠藤屋敷」「徳昌寺」「知善院」などの地名が残り、また、遺構もみられるところから浅井氏の居館や家臣の屋敷、寺院などの遺構の存在が想定される。一九八三年度に住宅建築に伴う発掘調査で幅約一〇m、深さ約二mの堀を確認し

ていた。

調査の結果、堀の南肩（城下町側）と北国脇往還道沿いに建てられた掘立柱建物を検出した。掘立柱建物の検出面は、多くの焼土を含んでおり、出土遺物から小谷城陥落時の頃の遺構と考えられる。

遺物は、天目茶碗、播鉢、かわらけ、漆器、柿経などで、特に木製品の遺存状態は良好である。柿経は、堀跡の南肩部分よりやや堀に落ちた位置で、数十枚の柿経の板を重ねて一重に結んだ状態で出土した。この周辺は遺構はなく遺物もみられなかった。

8 木簡の釈文・内容

柿経は束にして結んであるため、現状では全容は不明で、一枚目の「属」のみ判読することができる。他にこの塊から分離した断片に、「婆」「□羅王」「□」^{〔堅カ〕}などの墨痕が認められる。

今回の調査地の西隣を一九八三年度に調査した際、輪宝を描いた墨書土器が出土している。出土地点の南には、墓と考えられる遺構がみられ、また、調査区の堀を境に北側は「知善院」と呼ばれていることから、当該地が宗教的行為の行なわれた地域であることも考えられる。

（山崎清和）

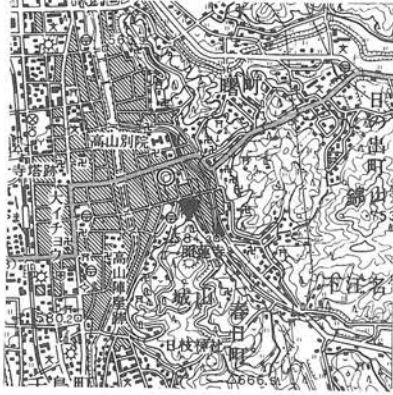


小谷城跡出土柿経

岐阜・高山城三之丸堀跡

たかやまじょうさんのまるほりあと

- 1 所在地 岐阜県高山市城山
- 2 調査期間 一九九五年(平7)八月～十一月
- 3 発掘機関 高山市教育委員会
- 4 調査担当者 田中 彰
- 5 遺跡の種類 城郭跡
- 6 遺跡の年代 一六世紀～一七世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(高山)

高山城は、豊臣秀吉の命を受けて飛騨へ侵攻した金森長近が築城したもので天正一六年(一五八八)から慶長八年(一六〇三)までの一六年間で完成された城郭である。高山城は、織田信長の安土城築城の直後に構築され、軍事機能優先の造形とは異なる御殿風の古い城郭形式をもち、城郭史上初期に位置づけられる。三之丸の堀は北と東側にし字状に掘られ、近世初頭の様

相を示す。外堀にあたる部分は、自然河川の宮川と江名子川をあてている。

発掘は、堀周辺の公園整備に伴い行うもので、厚いヘドロ状堆積物と湧水に悩まされながら進めた。ヘドロ上部からは一八～一九世紀の美濃系・肥前系の陶器が多量に出土し、堀底からは一六世紀の志野平皿片が出土した。堀の現況は東西長五四m、南北長五八m、堀幅は一〇～一五m、深さは五mを測る。南北堀の南端には、大量の柿葺の屋根材が廃棄してあった。屋根材の幅は四～九cm、長さ三八～四二cm、葺足三・三～三・五cm(一寸)、板厚は三～四mm(一分)を測り、板を止めた竹釘が確認されている。それらの中に、墨書のある柿板が九枚、木札一枚、板絵馬一枚(年号、寄進者が記されていると推定されるが判読不能)が発見された。

8 木簡の積文・内容

- (1)
 - ・「前^{〔天カ〕}戸田山城様
 - 戸田山山 戸田山 戸田山」
- (2)
 - ・「鹿内善三郎」
 - ・「内藤 」

424×103×3 061

367×107×6 061



(1)

- (3) 「松に柳はうへませる
松色見事や上方道□」
- ・「見事乃一□
見事乃一杉為給」
- (4) 「□□□□婚事盤
武士の道次□□□專」
- ・「右此条、常に心に
可弓馬」

391×95×3 061

413×78×3 061



(3)



(2)

(5)

「□とセイ□つ□□と思へと
きな□たのあひみん
□のかさりなきかな

「 秋風起
白雲飛

382×109×4 061

(6)

・「御上屋舗 黒田甲斐守殿と
屋敷 □□ 田中
□□ □□ □□ 渡り
舗 □□ □□ □□ 事

・「□仰 □内殿
今四日之御状相違
昨日 □□ □□ 今四日

426×104×4 061

(7)

□組 八人仲間

(321)×6×2 059

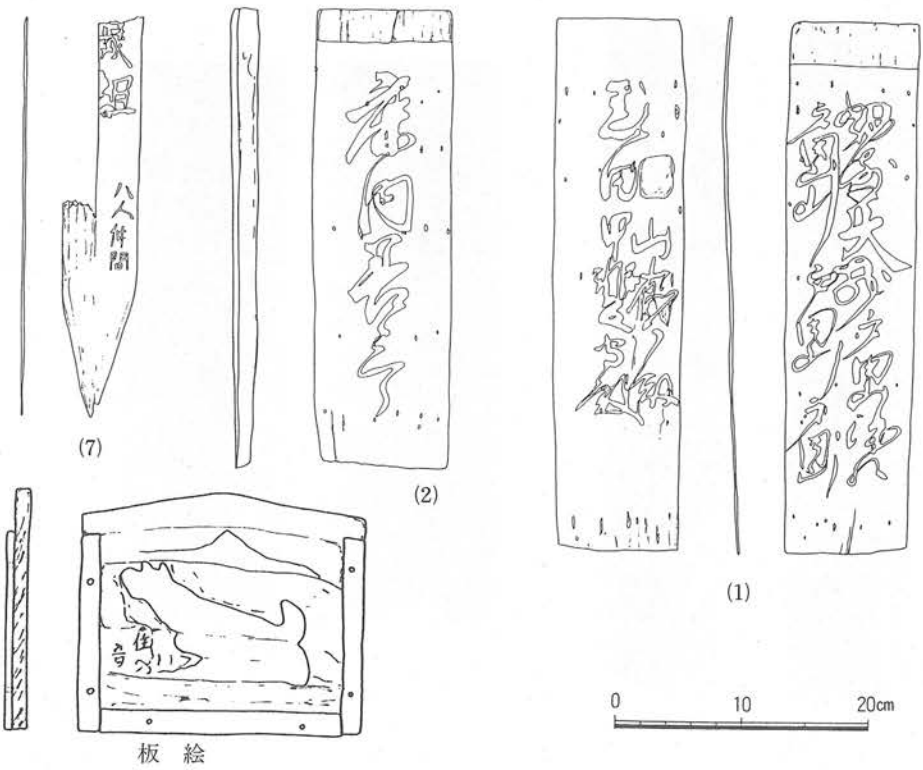
柿板九枚のうち、三枚は割れた細片のため判読不能であるので、六枚について釈文を掲げ、また各板の穿孔は多数にわたるため釈文には示していない。(3)は左文字で書かれている。

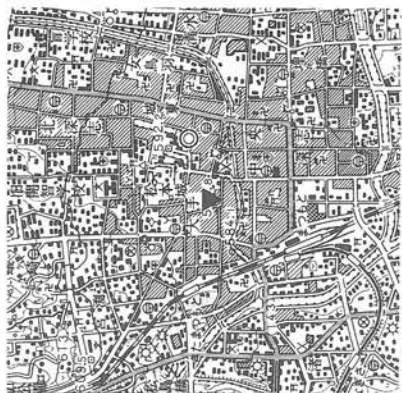
高山城は、元禄八年（一六九五）に取り壊されたが、その際の三之丸周辺の建物屋根材が堀に投棄されたものと考えられる。黒田甲斐守、戸田山城守は金森氏との関係が深く、注目される。

9 関係文献

高山市教育委員会「高山城跡発掘調査報告書Ⅲ」（一九九六年）

（田中 彰）





(松本)

長野・松本城三の丸跡土居尻

- 1 所在地 長野県松本市大手二丁目・三丁目
- 2 調査期間 第一次調査 一九九一年(平3)四月～七月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 竹内靖長・伊丹早苗
- 5 遺跡の種類 城下町(武家屋敷)
- 6 遺跡の年代 一六世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は松本市のほぼ中央、松本城天守閣の南約五〇〇mに位置し、三の丸土居尻地区にあたる。標高は五八七m前後で、西側に緩く傾斜している。この一帯は、女鳥羽川が形成した扇状地の扇端にあたり、湧水に富んだ地域である。調査地点は、三の丸南西隅に近い場所で、中～上級武士の居住していた武家屋敷にあたる。調査では、一六世紀後半～二〇世紀にかけての

人為的な整地層を四層確認した。各検出面の時期は、第一検出面(以下、「一検」と略記)：一九世紀後半～二〇世紀、二検：一八世紀後半～一九世紀、三検：一七世紀後半～一八世紀前半、四検：一六世紀後半～一七世紀前半と考えられる。なお遺物整理作業を終えておらず、この年代はあくまで現場調査時の所見である。

調査の結果、井戸・水道(木樋・竹管)遺構を良好な状態で検出した。遺物も木製品の遺存状況が良く、約五四〇点の出土量を得た。このうち木簡は、水道遺構や屋敷裏側の土坑などから一六点出土した。

8 木簡の釈文・内容

第四号竹管(二検)

- (1) 「弘化三丙午年
九月十日 下□孫□」(竹管継ぎ手) 370×155×153 061
 - (2) 「>」(竹管継ぎ手) 119×183×108 061
 - (3) 「□□」(竹管継ぎ手) 240×59×125 061
- 包含層(三検)
- (4) 「。安政五戊午年
。安 八月四日 □□」(刷毛) 134×114×4 061
- 野宇

土坑四三一 (三棧)

(5) 「。人足壘人」

121×94×10 021

土坑四一六 (三棧)

(6) 「カタ。

(下駄)

227×92×87 061

井戸三〇九埋土 (三棧)

(7) 「能勢覚」
〔兵衛カ〕

219×(20)×6 081

木樋三〇一掘形 (三棧)

(8) ・「手代」
□□門

176×33×5 032

土坑三〇六 (三棧)

(9) 「松 (焼印)



180×39×9 015

包含層 (三棧)

(10) □□□

228×26×6 051

池状遺構 (三棧)

(11) □□□

163×37×7 051

(12) □□□

174×37×6 051

包含層 (四棧)

(13) 「進上

油荏入升」 (曲物蓋)

径112×厚4 061

土坑五八九 (四棧)

(14) ・「宮」
□□右衛門行

160×30×9 051

土坑五九七 (四棧)

(15) 「三浦喜左衛門」

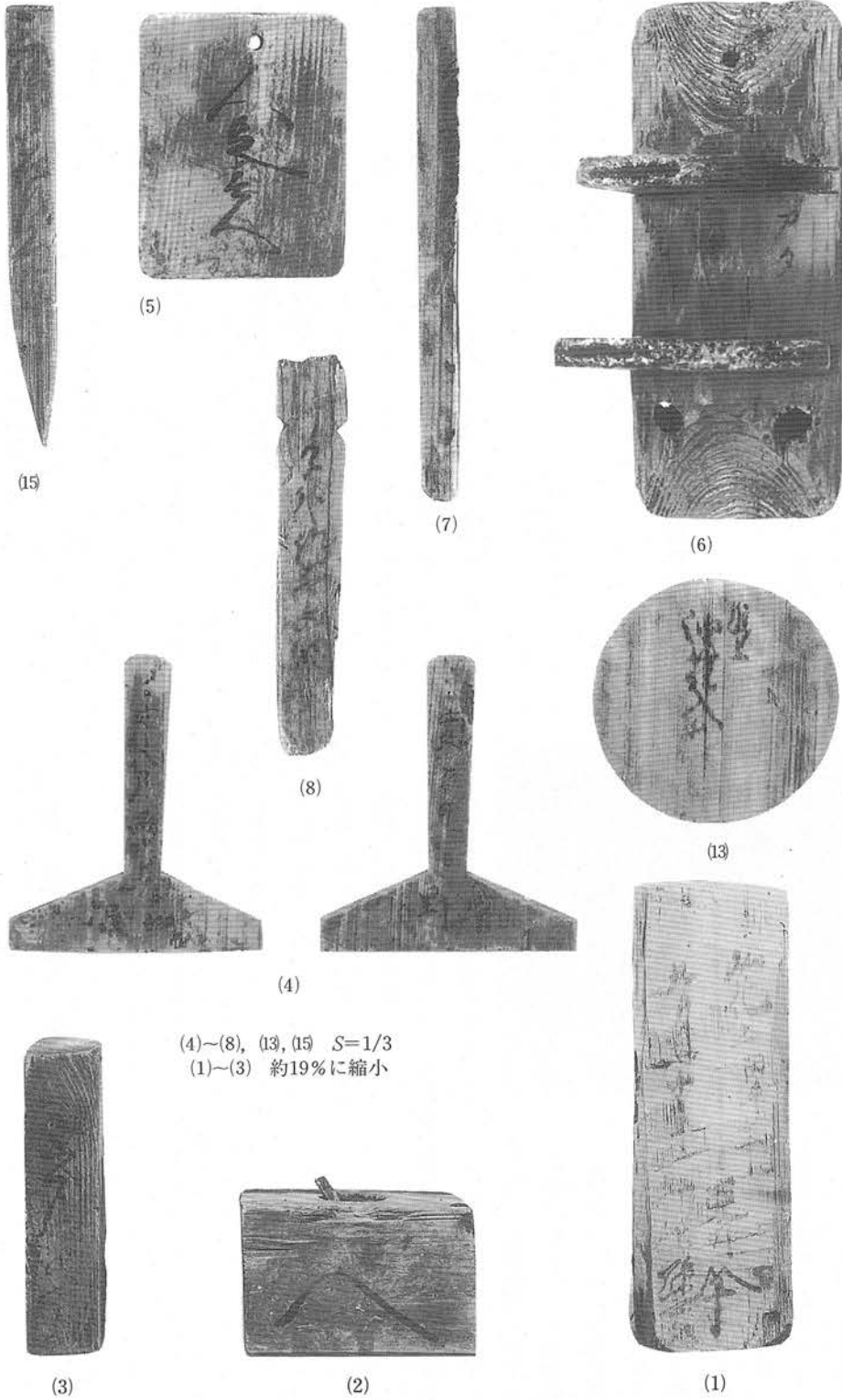
196×22×4 051

土坑五七九 (四棧)

(16) □□
〔定力〕 (曲物蓋)

径(143)×厚4 061

1996年出土の木簡



(1) (3)は、上水道として敷設された竹管の継ぎ手に書かれたものである。(1)の弘化三年(一八四六)は丙午年であり、火災が多いという迷信があるため、この年に上水道を敷設したということも意味があるかもしれない。

(4)は木製の刷毛で、安政五戊午年という年号と宇野という人名が書かれている。嘉永七年(一八五四)の松本城下の絵図より、調査地と考えられる場所に宇野伝右衛門という武士が居住していたことがわかっており、考古資料と絵図が一致した好資料となった。

(7)(15)は荷札と考えられ、ともに人名が書かれている。享保一三年(一七二八)の絵図によれば、調査地から北へ二軒目に能勢覚兵衛という人物が住んでおり、(7)にみえる人物との関連が予想される。(15)についても、宝永四年(一七〇七)に作成された水野家中録に同名人名が載っている。

(13)は曲物の蓋に書かれてあったもので、(13)は荏胡麻からとった油が入っていたものと考えられる。

9 関係文献

松本市教育委員会『松本城三の丸跡―土居尻武家屋敷跡の発掘調査概報―』(一九九二年)

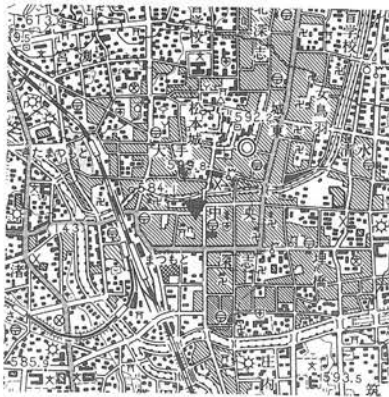
松本市『松本市史 第二卷 歴史編Ⅱ』(一九九五年)

(竹内靖長)

長野・松本城下町跡伊勢町

まつもとじょうかまちあといせまち

- 1 所在地 長野県松本中央二丁目
- 2 調査期間 第一次調査 一九九五年(平7)二月～三月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 竹内靖長・村田昇司
- 5 遺跡の種類 城下町(町屋跡)
- 6 遺跡の年代 一六世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(松本)

松本城は一六世紀末頃に武田氏が信濃侵攻の要所としていた深志城を基礎として、小笠原貞慶や豊臣系大名の石川数正・康長父子により天守閣の築城や城下町の整備がなされた。調査地の伊勢町は、三の丸の外側に位置する一三の町人町の一つで、安曇平に向かう城下町の西側の要所として位置付けられる。伊勢町は、東西四七五m、南北六三～八四mで、東西に通る街道

の両側に間口二〜四間で奥行きが長い短冊形の地割がなされている。古文書の記載から、伊勢町には商人や職人が多く居住していたことが推定されている。

今回の調査地は、松本城天守閣の南約八〇〇mに位置する。標高は約五八七mで西側にやや傾斜している。ここでは一六世紀末〜一八世紀後半にかけての人為的な整地層が四層発見され、現地表下一七〇cmもの厚さがある。これらの整地層の上面を検出面（生活面）として捉え、遺構を検出している。調査地では、東西に隣接した三軒の屋敷が発見されている。中央の屋敷は隣接する屋敷との境界を東側を溝で、西側を杭列（板塀や垣根のようなものと考えられる）によって区画されている。各屋敷の敷地内の遺構分布をみると、街道に面した表側の部分には建物跡が集中し、屋敷裏側には屋敷に隠れるような形でゴミ穴（廃棄土坑）が掘られている点が共通している。木簡は、第一検出面（一八世紀後半）の敷地内の最も奥に位置する土坑一〇一から一五五点出土した。伴出遺物は、陶磁器類・木製品（曲物、下駄、荷札木簡）・軒丸瓦（立沢瀉紋瓦：松本城主の水野氏の家紋瓦）などがみられる。陶磁器は、肥前系の染付碗（くらわんか碗）・皿、瀬戸美濃系の拳骨碗・灰釉碗・掛けわけ皿・仏花瓶・仏飯具などがみられ、一八世紀後半に比定されるものが多いようである。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「小諸本町 御国屋
布屋定吉様 吉兵衛
一〇一式百十八」
- (2) 「余 御□□ 吉兵衛
無地弁当武束
朱粉□□武束
内□□□武束
□□□武束
□□□武束
一〇一式百十八
八束」
- (3) 「余 粉朱四□七束
内□□□武束」
- (4) 「小 百四番 福井屋彦五郎
小升屋与右衛門入」
- (5) 「淡路守 荷物」
- 「四ツ屋 本□平茶 ろ」
- 代百六十五匁五分
- 241×41×10 011
- 242×58×7 019
- 243×42×6 019
- (242)×58×7 019



(5)



(2)



(1)



(10)



(4)











(3)



(11)

松本城下町跡伊勢町出土木簡
S=1/3

- (6)  (230)×54×9 011
- (7) 「允」 222×43×8 015
- (8)  232×(35)×8 011
- (9)  205×60×8 011
- (10) 「手代 忠左衛門納」
 170×27×9 051
- (11) 「浄信寺」
 径130×厚4 061
- (12) 「允 小郷屋」 275×65×13 011
- (13)  330×92×7 061

- (14)  204×27×9 015
- (15)  (188)×(15)×10 015

(11)と(13)以外は、すべて荷札木簡とみられる。(1)(2)は、御国屋吉兵衛という人物が差し出した荷の荷札と考えられる。(1)は小諸本町(長野県小諸市)の布屋定吉という人物に送ろうとした荷の荷札であるが、何等かの理由で送られずに廃棄されたものと考えられる。またそれぞれの荷札にみられる「イ一貳百十八」や「イ一貳百十」は、取引上の証書番号のようなものと推定される。(3)は、上田(長野県上田市)の加茂屋利兵衛がよ路寿や勘助に送った荷の荷札と考えられる。(11)は、曲物の蓋に「浄信寺」と寺院の名が記されている。(13)は羽子板に墨書がみられる。(8)(9)(13)~(15)は、文字が判然としない。

9 関係文献

松本市教育委員会「松本城下町跡伊勢町〜近世・町屋跡の発掘調査」(一九九六年)

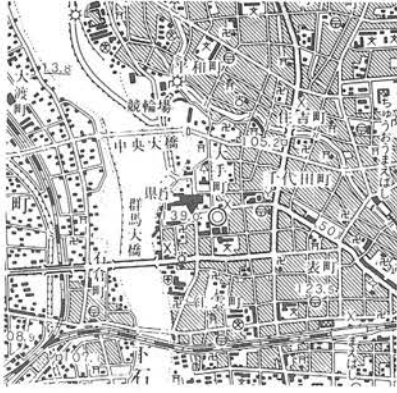
松本市「松本市史 第二卷 歴史編Ⅱ」(一九九五年)

(竹内靖長)

群馬・前橋城遺跡

まえばしじょう

- 1 所在地 群馬県前橋市大手町
- 2 調査期間 第三次調査 一九九三年(平5)四月～九月
- 3 発掘機関 群馬県教育委員会
- 4 調査担当者 相京建史・桜岡正信・井川達雄・藤巻幸男・片野雄介ほか
- 5 遺跡の種類 集落跡・城跡
- 6 遺跡の年代 九～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(前橋)

前橋城遺跡は前橋市街地西寄りの群馬県庁構内に位置している。

前橋城は中世の厩橋城を原型とし、近世に酒井氏が藩主となって以降大規模に整備されていき、城の名も前橋城と改名された。途中藩主は松平氏に替わり、幕末に再度改築を行なった。現在の群馬県庁は、幕末の前橋城本丸跡に建てられて

おり、現在も敷地の北側に当時の土塁が残っている。

遺跡の立地は、前橋台地と呼ばれる平坦な台地上の北端部であり、すぐ西側は利根川の開析を受けて、一〇m以上の崖面が形成されている。標高は約一〇八mである。

前橋城遺跡の調査は、県庁舎建設に伴うものであり、群馬県教育委員会が一九九一年度から七次にわたって発掘調査を実施した。

第三次調査は、幕末の本丸の南東隅にあたる部分の約一九〇〇m²を対象として実施した。調査の結果、平安時代の竪穴住居や溝、厩橋城関連と思われる中世の堀、近世の堀では、城の改修時のものと考えられる大量の河原石で作られた堀中腹のテラスと石垣、多くの井戸跡などの遺構が検出された。

木簡が出土した遺構は、調査区西部で検出した第一号井戸である。この井戸は上から三m付近までが大きく掘り込まれて中段を作り、中段からは径の小さな掘方になる形をしており、規模は広い部分の径が約三m、狭い部分の径が約一m、深さが約七・九mである。遺物は人為的埋土から多量の陶磁器が出土している。井戸の廃棄時期は一八世紀と推定されるが、木簡は自然堆積層からの出土であり、井戸使用中のものと考えられる。

なお、すでに本誌第一七号で紹介した第五次調査(一九九四年四月～九月)出土木簡について補足する。第五次調査は、本城門北側に当たる約四五〇〇m²を対象として実施した。平安時代の竪穴住居

や溝、中世の溝、酒井氏時代の庭園の池、松平氏時代の本丸御殿玄関の基礎と御殿などの建物を囲む石組みの溝斗、多数の井戸などを検出した。

木簡が出土したのは、調査区のはば中央で検出した第七号井戸と、第七号井戸の西数mの位置で検出した第一五号井戸、及び調査区北西部で検出した第六九号井戸であるが、このうち第七号井戸で出土した付札木簡二点については、既に本誌第一七号で報告済みである。

第一五号井戸は、河原石を六五段程積み上げた井戸側を持ち、内径が約一・二m、深さ約九・一mである。石組みの基礎には丸太の井桁が組まれている。出土遺物は人為的埋土に集中しており、多量の陶磁器片のほか、焼塩壺、包丁、魚や動物の骨、漆椀などの木製品が出土している。木簡は覆土よりの出土で、位置は不明である。

第六九号井戸は、河原石を二二段程度積み上げた井戸側を持ち、内径が約一・三m、深さ約五・四mである。石組みの基礎には丸太の井桁が二段に組まれている。出土遺物は、人為的埋土より瓦が大量に出土したほか、砥石、下駄、靴底などが出土した。木簡は確認面から深さ三〜四m付近の人為的に埋められた土層中より出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 第三次調査

第一号井戸跡

(1) 費 五斗五合 □取石町 □屋 (291)×46×3 019

(1)は、上端部は欠損しているが、側面及び下端部は原形をとどめているものと思われる。城下「□取石町」の「□屋」から買い上げた物品に関するものであろう。購入した物品の数量と値段を書き記した帳簿・伝票のようなもの、もしくは物品の購入に際して城内の部署同士でやりとりした文書であろう。なお「□取石町」が何処なのかは不明である。

二 第五次調査

第一五号井戸跡

(2) □月廿日 (36)×106×1 069

第六九号井戸跡

(3) ・不役之輩 □□助江

□□□□□より遇丁

□□晚鐘(花押)

・(絵画) (216)×45×1 019

(2)は、台形状を呈する薄い断片だが、月と日の記載が見える。元々木簡であったものを二次的に何らかの部材に転用したものと考えられる。木簡の内容・用途については不明である。

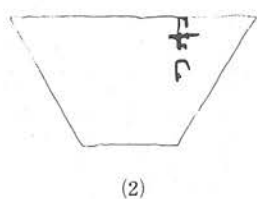
(3)は、長方形の縦長の材を使用した文書木簡である。上半部欠損。両側面一部欠損。下端部はほぼ原形をとどめている。具体的な内容の部分が欠損しているので不明であるが、「不役之輩」「助」に宛てて何らかの指示を出したものと思われる。「晩鐘」は、一見すると人名とは考えにくいかもしれないが、前後の文脈や末尾に花押が記されている点からみて、差出人の名前と考えるべきであろう。近年、近世遺跡の発掘調査件数の飛躍的增加に伴い、近世木簡の類例が増大しつつあるが、このような授受関係を示す文書木簡の出土は珍しい。なお、裏面には絵の一部とおぼしき墨付きがある。

9 関係文献

群馬県教育委員会「姿を現した前橋城」(一九九五年)

同「前橋城遺跡」I(一九九七年)

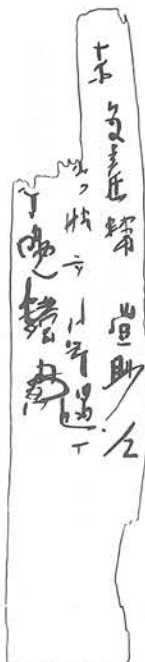
(1) 片野雄介
8・9 高島英之



(2)



(3)



(1)



(平)

調査は、常磐自動車道いわき中央～いわき四倉間の跡がある。

福島・大猿田遺跡

1 所在地 福島県いわき市四倉町中島字大猿田

2 調査期間 第二次調査 一九九六年(平8) 四月～二月

3 発掘機関 調査主体 福島県教育委員会

調査機関 (財)福島県文化センター

4 調査担当者 (財)福島県文化センター(遺跡調査課)

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 七～九世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大猿田遺跡は、JR常磐線四倉駅の北西約四kmの地点に位置している。遺跡は中島川によって開析された谷の開口部から八〇〇m奥にある。この付近は旧磐城郡の北半にあたり、約九km南方に磐城郡家に比定されている根岸遺跡がある。

建設に先立ち行なわれた。第一次調査では丘陵部から須恵器窯や木炭窯が確認されたが、第二次調査では谷部から竪穴住居二三棟、掘立柱建物一二棟、土坑四四基、自然流路を含む溝六六条などが確認されている。特に調査区西端では、大型の竪穴住居と掘立柱建物群が溝によって区画されている様相が窺える。これらの遺構の多くは、おおむね八世紀中葉～九世紀後半の時期である。

遺物は、整理用コンテナに一七三箱出土している。土師器・須恵器のほか、二彩陶器・灰釉陶器・未成品を多く含む木製品(容器・農具・武器)・円面硯・羽口・椀型滓・帯金具(丸鞆)などが出土している。また杯には、「玉造」「官」「番」「代」「田条」などと墨書されたものや、「厨」と線刻されたものがみられる。後述する木簡の内容を含めて、これらの遺物と遺構のあり方は、大猿田遺跡が官衙に密接に関連する木製品・須恵器・鉄などの生産遺跡であった可能性を示唆するものである。

八世紀後半の土器と多量の木製品が出土した二一号溝跡から木簡(1)～(7)が、主に九世紀代の土器が出土した自然流路である一六号溝跡から(8)が出土している。第一次調査出土分を含めると、木簡の総点数は九点である。

8 木簡の釈文・内容

二一号溝

- (1) 「<玉造郷四斗」
「<七月廿日」
110×17×2 032
- (2) 「<常世家万呂」
「<」
311×19×14 032
- (3) 「<」
「三斗」
「斗」
241×31×6 032
- (4) 「<白田郷」
「石足二斗」
「山三斗合五斗」
215×24×3 032
- (5) 「<」
「作部」
「五斗」
77+100×32×8 019
- (6) 「斗」
97×61×2 081
- (7) 「」
「領六」
「申今」
「葛」
218×24×5 019

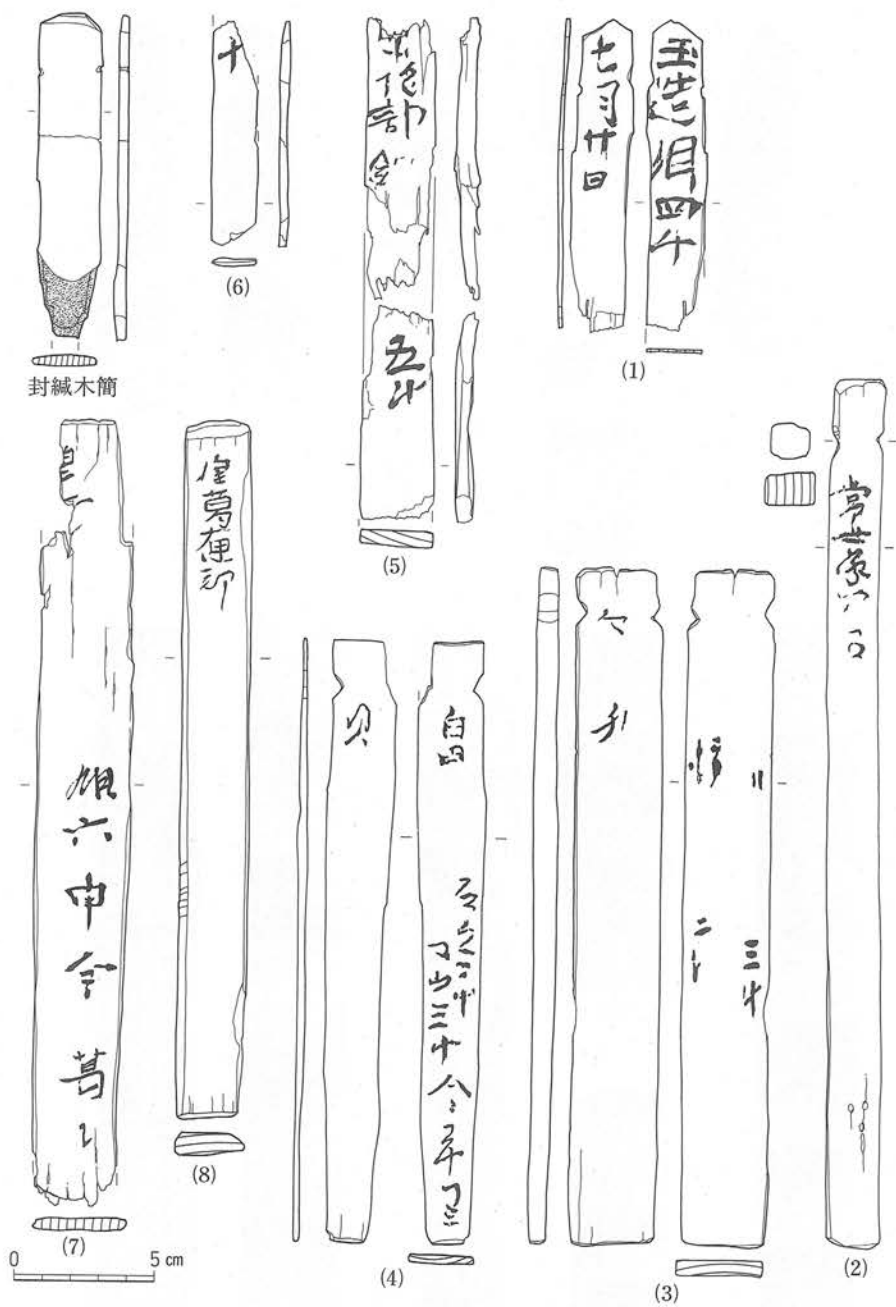
一六号溝

- (8) 「戸主葛原部」
250×24×10 011

(1)は右上半部と下端の一部がわずかに欠損している。頭部を山形にし、左右に切り込みが入っている。表に「郷名十数量」、裏に月日という記載様式をもつ付札。「和名類聚抄」によれば、磐城郡に玉造郷が存在する。

(2)は部厚い棒状に近い完形の付札である。常世については、『日本書紀』皇極三年(六四四)秋七月条に「東国不尺河辺人大生部多勸_ニ祭_ル虫於村里之人_一曰、此者常世神也」という常世神信仰との関連が注目される。『常陸国風土記』総記にも、常陸国の国名起源として「古の人、常世の国といへるは、蓋し疑ふらくは此の地ならむか」とみえる。人名の実例は「常世秋万呂」以下、東大寺写経所の装潢や経師に数名がみえる。なお、『和名類聚抄』によれば、陸奥国白河郡に「常世郷」の記載がある。本木簡のウジ名「常世」は、磐城地方における初見史料として注目される。

(3)は完形の付札である。墨痕がほとんど失われているため詳細は不明だが、(4)の如き貢進物付札と考えられる。(4)の下半部は断面クサビ形で、左側は極端に薄い。ほぼ完形の付札である。「白田郷」は「和名類聚抄」によれば、磐城郡に白田郷が存在する。白田郷内の「石足」と「山」の二名合成の(米)五斗の貢進付札かと考えられる。裏は、別筆で勘検した結果、不足分を「欠」_一と記して



大猿田遺跡出土木簡実測図



(6)



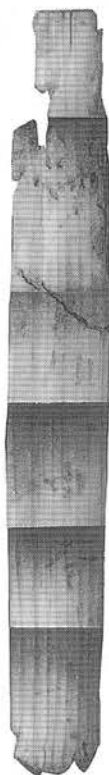
(5)



(2)部分



(1)



(7)



(4)裏



(8)部分



(4)表



(3)

いる。(5)は二点に割れており直接接合しない。上部欠損。「人名十数量」の付札であるが、おそらくは、米五斗に関する貢進付札と考えられる。(6)は上部を欠損している。(5)と同様付札と想定される。

(8)は左右両側面に向け表から刃を入れ角部分を丁寧と落とす。上端部分は表裏から刃物を入れてカットしているが、裏は幅広くならかにカットしているのに対し、表は鋭角にカットしている。天平宝字元年(七五七)、藤原仲麻呂政権下において、藤原部は久須波良部(葛原部)に改められた。また千葉県我孫子市新木東台遺跡から出土した甕に「泉 久須波良部尼刀女」との墨書がある。葛原部(藤原部・久須波良部)は下総・上総そして常陸国に特に集中して分布が認められる。これらの地域と海上を通じて交流の可能性の強い磐城地方に、「葛原部」の資料を確認できた意義は大きい。

(7)は現状では二片となっており、下端が欠損している。上端部の表から鋭いカットを加えている。下端が欠くが、文書木簡とみて間違いない。「申」の上の「□領六」部分が、文書の差し出しとみるべきである。「領」は、本文書が上申文書であること、また「領六」の語と、本遺跡が窯業などの生産関連遺跡であるという点から判断すると、郡領(大領・少領)とみるよりは、「ウナガシ」の意とみるべきであろう。

昨年度出土した「判祀」の木簡(本誌一八号参照)と(3)から類推するならば、郷単位で工房の労働力を提供するとともに、郷単位で

その労働者の糧米を負担したのではないか。また、(1)(4)は文頭に郷名がみえるが、郡家およびその関連遺跡の場合、郡内での物資や人の送進と考えれば、郷名からの書き出しは当然といえよう。このことから、大猿田遺跡を工房跡とその関連施設とみた場合、その施設は郡家による運営が想定される。

木簡の年代であるが、「葛原部」は天平宝字元年(七五七)の改姓に伴うものである。(8)は少なくともそれ以降の年代が与えられる。この年代は、二一号溝出土土器の年代観とも矛盾しない。

このほかに、二一号溝から〇四三型式のものが一点出土している(長さ一一五mm幅二五mm厚さ五mm)。文字を確認することができない。左右からの切り込みの形は、通常の付札とは異なり、むしろ新潟県八幡林遺跡出土の多数の封緘木簡の切り込みに類似する。木簡は頭部に刃物を入れ、表裏に二分割したと考えられ、裏面は割ったままの状態である。表面は腐蝕が進み、木目の硬い部分のみが浮き上がった状態である。本来の木簡面は失われている。表面の下端は炭化している。以上から本木簡は一応、封緘木簡とみておきたい。

9 関係文献

福島県教育委員会・(財)福島県文化センター「常磐自動車道遺跡調査報告6」(一九九六年)

同「常磐自動車道遺跡調査報告11」(一九九八年)

(今野 徹・平川 南)

福島・泉平館跡
いずみひらたて



1 所在地 福島県原町市泉字館腰・町畑

2 調査期間 一九九五年(平7)八月～一九九六年三月

3 発掘機関 原町市教育委員会

4 調査担当者 堀 耕平

5 遺跡の種類 居館跡

6 遺跡の年代 近世初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は新田川左岸の沖積地に立地する平館である。郭は東西・南北約七〇mを測る。幕末に編纂された相馬藩の地誌『奥相志』に記

載された相馬一族の長、岡田氏の居館と推定されている。その使用期間は慶長二年(一五九七)から同一六年までである。

調査は県営圃場整備事業に伴い、掘削を受ける南側約三分の一、約九五〇〇㎡について実施した。調査地

は、過去に削平されているため、郭から発見された遺構はなく、郭の東・南・西を囲む幅一～一四mの堀が確認された。また、東側と南側で土橋状の遺構と、その付近に橋脚に関連すると推定される木柱列が検出された。

遺物のほとんどは堀から出土しており、瀬戸・美濃・常滑・青磁などの陶磁器片、下駄・漆碗・曲物などの木製品、渡来銭、火縄銃の火皿などの金属製品、鹿角・馬歯などの動物遺存体がある。

墨書及び墨痕が確認できた資料は一七点出土している。(1)～(5)は一組で堀南側、土橋状遺構付近からの出土である。(6)～(11)も一組で堀南東角からの出土である。(12)～(15)、(16)(17)は堀東側から近接して出土した。

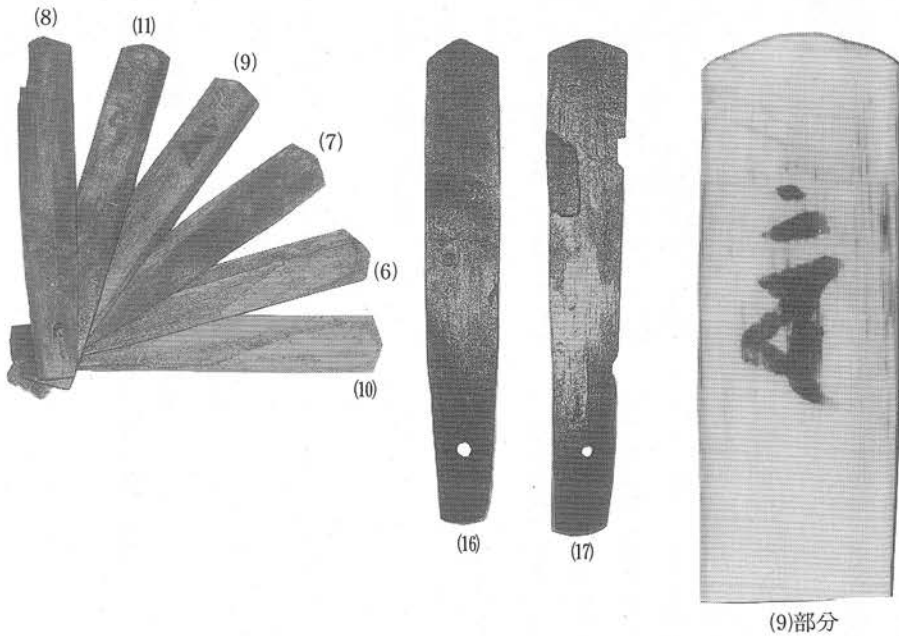
8 木簡の釈文・内容

- | | | |
|-----|---------------------------------|----------------|
| (1) | 〔 <input type="checkbox"/> 梵字カ〕 | 229×27×3 061 |
| (2) | 〔 <input type="checkbox"/> 梵字〕 | (143)×24×2 061 |
| (3) | 〔 <input type="checkbox"/> 梵字〕 | 158×26×3 061 |
| (4) | 〔 <input type="checkbox"/> 梵字〕 | 230×27×3 061 |
| (5) | 〔 <input type="checkbox"/> 梵字〕 | 233×24×3 061 |
| (6) | 〔 <input type="checkbox"/> 梵字〕 | 228×34×3 061 |

1996年出土の木簡

(1)と(5)は下方を木釘で留めている。(5)に木釘が残存している。墨書部分のない破片が一本あり、本来は六本一組と考えられる。(6)も一組で、同様に木釘で留めている。(8)(11)に木釘が残存。(12)～(17)は法量・留め穴の形が同様であることから、六本で一組と考えられる。形状はいずれも長方形の板材の上方を山形に整え、やや幅を狭

(7)	〔梵字〕。〕	228×35×3	061
(8)	〔梵字〕。〕	226×35×3	061
(9)	〔梵字〕。〕	236×34×3	061
(10)	〔梵字〕。〕	227×36×3	061
(11)	〔梵字〕。〕	229×33×5	061
(12)	〔梵字〕。〕	233×34×3	061
(13)	〔梵字〕。〕	231×36×3	061
(14)	〔梵字〕。〕	234×36×4	061
(15)	〔梵字〕。〕	232×33×3	061
(16)	〔梵字〕。〕	231×36×3	061
(17)	〔梵字〕。〕	232×37×3	061



めながら下方に至り、下端は直截している。

墨書が肉眼で確認できたのは、(1) (5) (9) (11) (12) (16)で、他は赤外線観察及び墨痕により文字が確認できた。文字は各本につきすべて片面のみに一字ずつ記され、(1)を除き種子はすべて「𠄎」（金剛界大日如来）と確認できる。発掘時に二次的な削りを受けた(1)も同じ種子と推定される。

今回出土した資料は、形状・法量・種子に共通性があり、性格としては今のところ笹塔婆あるいは呪符の類と想定される。

本資料については國學院大學の千々和到氏、元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏のご教示を得た。

（堀 耕平）



(古川)

宮城・舟場遺跡

ふなば

- 1 所在地 宮城県志田郡三本木町新沼字舟場
- 2 調査期間 一九九六年(平8)四月～九月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 真山 悟・後藤秀一・佐久間光平・菅原弘樹
佐藤貴志・高橋栄一・吉野 武
- 5 遺跡の種類 集落・屋敷跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代、奈良・平安時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 舟場遺跡は、県北部大崎平野の南端部を東西に流れる鳴瀬川北岸

の自然堤防上に立地する古墳時代、奈良・平安時代、中世の複合遺跡である。今回の調査は、県営圃場整備事業に伴い実施されたもので、排水路や道路が設置される区域を中心に幅四～一〇mの調査区を設定して行なわれた。その結果、古墳

時代から中世にわたる遺構・遺物が多数検出された。特に中世については区画溝を伴った屋敷が少なくとも四軒分みつかっており、遺物も木簡をはじめ中国産白磁皿・青磁碗、古瀬戸瓶子、無釉陶器鉢・壺・甕類のほか、銭貨や茶臼、板碑なども出土している。屋敷の年代は遺物からみて、一三～一五世紀頃と推定される。

木簡は、屋敷を囲む大溝の一つSD一〇〇から一点出土した。この溝は南北の調査区に沿って検出されたもので、長さ五八m以上、上幅七～八m、底幅二・八m、深さ一・八mの大溝である。検出部分の中央からやや北に寄った地点では幅が狭くなっており、その斜面には橋脚の痕跡と考えられる丸太杭も認められた。堆積土は九層に細分される。このうち一定期間滞水状態が続いていたとみられる六～七層から木簡をはじめ主な遺物が出土しており、中国産白磁皿、古瀬戸瓶子、陶器鉢のほか、開元通宝・景祐元宝・聖宋元宝といった銭貨、茶臼、板碑などがある。なお、大溝が検出された調査区の手北側には現在、若宮八幡神社が所在している。

このほか、古代の自然流路などから墨書土器が二点出土している。ともに一文字の墨書が須恵器杯の体部に正位で書かれているが、墨痕が薄く判読はできなかった。

8 木簡の积文・内容

(1) 一。法幢院

一。法幢院

(81)×22×4 019

小型の木簡で上部に穿孔があり、下端は折損している。表裏ともに穿孔の下に「法幢院」と墨書されている。樹種はスギ材である。

さて「法幢院」の墨書は、木簡が出土した大溝の北側に所在する若宮八幡神社に関する伝承と深い関係があると思われる。言い伝えではこの神社は、源頼朝が平泉からの帰路に勧請して建立したものであり、頼朝は同時に渋谷四郎時国を剃髪させてこの地に亀谷山隠城寺を創建し、世襲の別当としたという。歴代の別当は若宝院あるいは法幢院・安養院などと称しており、戦国末期の別当「法幢院永豊」なる人物の存在も伝えられている。また若宮八幡神社は、もとは現在より南側の鳴瀬川に近いところであり、一九一四年の築堤の際に、それまで渋谷家（現若宮八幡神社家）の屋敷地であった現在地に移動したものであるという。さらに、屋敷地以前のその場所は、隠城寺の本坊の地であったと伝えられている。

こうした伝承は「安永風土記書出」や明治年間作成の「宮城縣陸前国志田郡神社明細帳」、「杜寺神社由緒調」、渋谷家系図など近世以降の比較的新しい史料にみられるものだが、木簡の「法幢院」が伝承にみられる隠城寺に関わるものであることはほぼ間違いないと思われる。その場合、現在の若宮八幡神社のある場所が一九一四年

以前には渋谷家の屋敷地、その前には隠城寺の本坊の地であったとする伝承も注意される。屋敷地と本坊、それぞれの年代的な上限は伝承上では不明であり、果たしてそれらが中世まで遡るかは疑問もある。しかし、本調査で中世の屋敷跡とみられる遺構が検出され、それを区画する大溝出土の木簡の記載が伝承にみられるものと一致することからして、その可能性はかなり高いと思われる。したがって、検出された遺構は、隠城寺やそれに関する法幢院などの一角をなすものと考えられる。

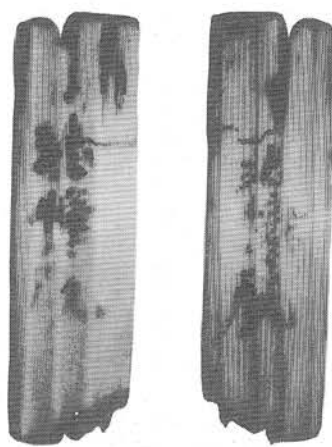
なお、木簡の釈読・解釈については、東北大学入間田宣夫氏、三宅宗議氏、若宮八幡神社宮司渋谷勝磨氏からご教示をいただいた。

9 関係文献

宮城県教育委員会「舟場遺跡ほか」（一九九七年）

三本木町誌編纂委員会「三本木町誌」（一九六六年）

（吉野 武）





(一 関)

特別史跡無量光院跡は平泉町の中心市街地の北側に位置し、JR東北本線平泉駅の北側約六五〇mにあたる。指定地の西際をJR東北本線が縦断し、土塁の一部を破壊している。今回報告する木簡が出土した第四次調査区は、特別史跡無量光院跡をめぐる土塁の北西角に位置しており、旧奥州道中により土塁が削平されたと考えられる現地表面と北側の低地である猫間が淵

岩手・無量光院跡

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所

2 調査期間 第四次調査 一九九四年(平6)一二月

3 発掘機関 平泉町教育委員会

4 調査担当者 八重樫忠郎

5 遺跡の種類 寺院跡

6 遺跡の年代 一二世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

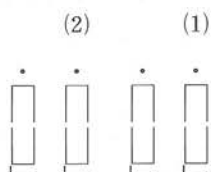
特別史跡無量光院跡は平泉町の中心市街地の北側に位置し、JR東北本線平泉駅の北側約六五〇mにあたる。指定地の西際をJR東北

とは、約3mの高低差がある。調査区では土塁版築、整地層、溝、畝状遺構、土坑、井戸状遺構を検出した。出土遺物はかわらけ(細片が多く、遺存度四割以上のかわりけは九点のみ)、国産陶器五点、輸入陶磁器三点で、陶磁器類の量は少ない。

木簡が出土したのは、井戸状遺構である。そこからは籌木が出土したが、その全体数は二一〇点で、そのうち一五二点が完形である。折敷を転用した籌木が多数を占めるが、竹製の籌木が一二一点含まれる。木製の籌木は、転用折敷を割ったまま無調整のものと側面や端部を調整するものがあるが、前者が大半である。側面調整を有するものは四四点(内八点は端部調整も行なう)、端部調整を行なうものは七〇点(内八点は側面調整も行なう)である。

籌木の中で墨書が認められるものが七点ある。墨書が明瞭なものは(2)(4)(5)の三点で、(1)(3)(6)(7)の四点は不明瞭である。いずれも上下や文字は不明である。

8 木簡の积文・内容



(147) × (10) × 2 061

(160) × (9) × 3 061



(119) × (9) × 2 061



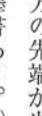
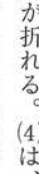
281 × (20) × 2 061



(217) × (15) × 3 061



(135) × (8) × 4 061



(122) × (8) × 5 061

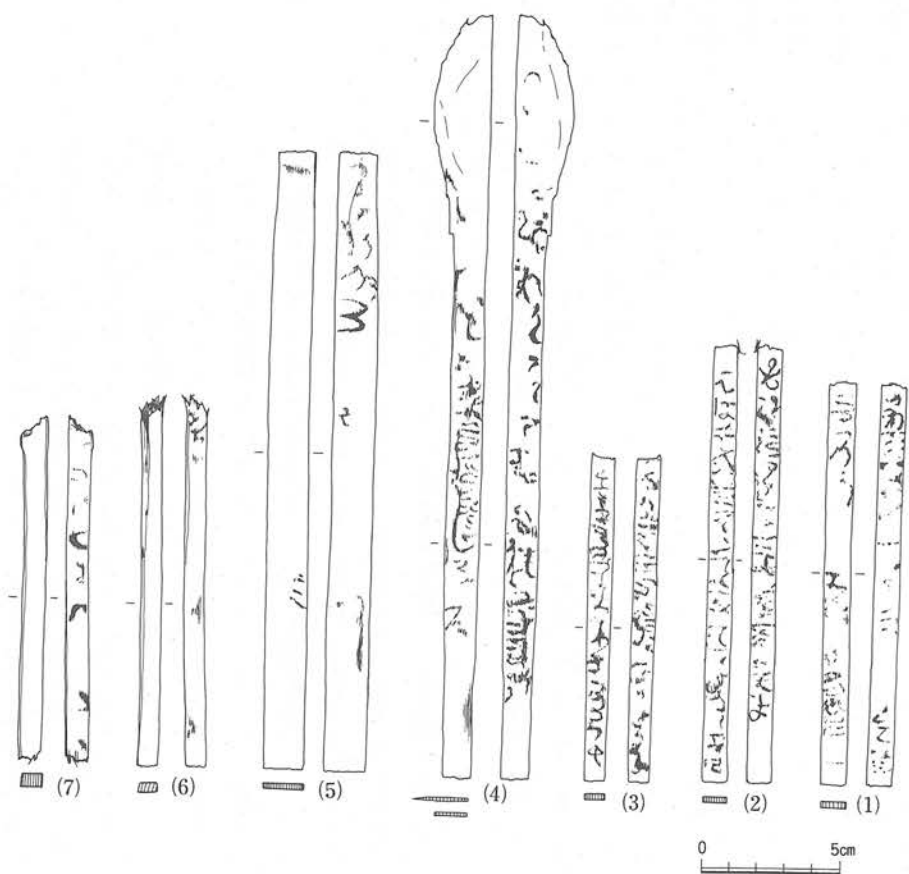
(1)(2)(3)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、一端が折れる。(4)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、一方の先端が半月状をなす。刀状の形代か。完形で両面に墨書あり。(5)(6)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、一端が折れる。(7)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、両端が折れる。幅と比べてやや厚みがあり棒状を呈する。

9 関係文献

平泉町教育委員会『平泉遺跡群発掘調査報告書』四七

(一九九五年)

(菅原計二)





(一 関)

岩手・志羅山遺跡

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山
- 2 調査期間 一 一九九六年(平8)六月～七月
二 一九九六年六月

- 3 発掘機関 平泉町教育委員会
- 4 調査担当者 菅原計二
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側に位置し、JR東北本線平泉駅の西側三〇〇mの付近を中心として、東西五〇〇m、南北五〇〇mのおよそ一九万㎡の広がりを持つ遺跡である。遺跡地内には平泉町役場や郵便局、銀行、農協などの公共的施設が集中している。当遺跡は西に特別史跡毛

越寺跡・観自在王院跡と倉町遺跡、東に泉屋遺跡、北に花立Ⅱ遺跡、鈴沢の池跡が接しており、南は北上川の支流である太田川が東流する。付近の標高は二二～三三mほどである。

志羅山遺跡は柳之御所跡に次ぐ調査次数を重ね、一二世紀の奥州藤原氏を主体とした時代の建物跡や遺物が密集する地域であることが確認されているが、近年の調査では中世や近世以降と考えられる遺構・遺物の検出例も増加している。

一 第六一次調査

第六一次調査区は、平泉駅の西側一〇〇mの地点に位置し、一二世紀後半の掘立柱建物や井戸、土坑、溝、焼土遺構などが検出された。遺物はかわらけ、中国産磁器、国産陶器、鋳型、木製品が出土した。木簡(1)(2)は、四号土坑から出土した。四号土坑は直径〇・七mの円筒状を呈する便所遺構とみられる。五号土坑と重複し、四号土坑が新しい。両遺構ともに下層泥質粘土の覆土から瓜類の種を出土した。二基の土坑底面には、いずれも大形の手づくねかわらけが正位で置かれていたが、これは便所廃棄の際の埋納行為と考えられる。遺構の年代は一二世紀第4四半期である。

二 第六二次調査

第六二次調査区は、JR平泉駅の西側四〇〇mの地点に位置する一〇〇㎡に満たない小規模な調査区から井戸、溝、不整形落ち込み、柱穴少数を検出した。(3)は、一号井戸の上層から出土した。井戸の

半分が調査区域外となり、検出面から1mの掘り下げに止めたが、かわらけ、木製品、国産陶器が出土した。井戸は人為的な埋め戻しが行なわれている。遺構の年代は一二世紀後半である。

8 木簡の积文・内容

一 第六一次調査

(1) ・□

この □□□か□□ト□しアシナ□□□ト」

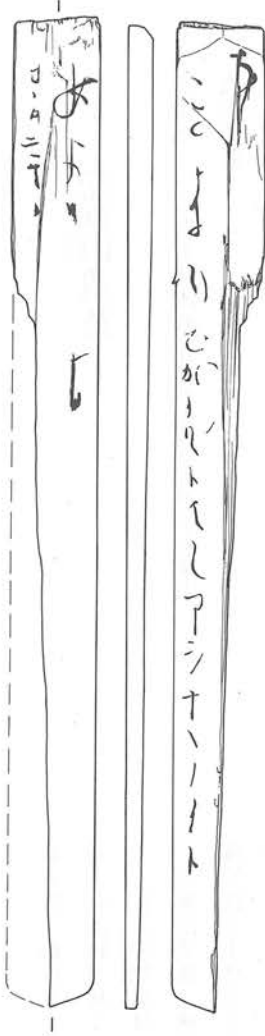
・□よ□ □

□□□二年□

262×23×6 051



(1) S=1/2



(2)

乃 [天カ] 八□か 091

二 第六二次調査

(3)

・□ □

(87)×(18)×3 081



(2) 実寸



(3) S=1/2



(1)は、細長い薄板で、平坦な上端の両側を小さく斜めに切り落とし、下端は緩い角度で削られる。板の上端はやや厚く、下端はやや薄くなる。下位の半分を欠損するが、対称形と考えられる。

(3)は、細長い薄板の破片である。上端の平坦面が残るが、左右両端と下端を欠く。

9 関係文献

平泉町教育委員会『平泉遺跡群発掘調査報告書』六三（一九九七年）

同『平泉遺跡群発掘調査報告書』六四（一九九七年）

（菅原計二）

多賀城市文化財調査報告書第四五集

『山王遺跡Ⅰ—仙塩道路建設に係る発掘調査
報告書—』の刊行

多賀城市埋蔵文化財調査センターが継続して調査している山王遺跡では、これまでに弥生時代・古墳時代前期の水田、古墳時代中・後期の集落、奈良平安時代の町並み、中世の屋敷跡などが発見されている。本書は、かかる調査結果を収録する第一分冊である。付章として、一九九〇・九二年度に実施した第一〇次・第一七次調査で出土した漆紙文書と木簡に関する考察を掲載する。既に昨年『山王遺跡—第一七次調査—出土の漆紙文書』が刊行済みであるが、今回は、第一〇次調査出土漆紙文書（表に戸口損益帳の草案、紙背に「百済王敬福」とあるものと具注暦）二点と、両次調査出土木簡五点を加えたもので、本遺跡出土の漆紙文書を一覽するのに至便である。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

多賀城市教育委員会発行 一九九七年三月刊

本文二三八頁、図版二八〇頁、付図六枚、A四版

頒価三〇〇〇円、送料五二〇円

問い合わせ先 多賀城市埋蔵文化財調査センター

〒 九八五 多賀城市中央二丁目二七一

TEL 〇二二—三六八—〇二三四

山形・上高田遺跡

かみたかだ

- 1 所在地 山形県飽海郡遊佐町大字富岡字上家ノ前
- 2 調査期間 第二次調査 一九九六年(平8)五月～九月
- 3 発掘機関 (財)山形県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 齋藤 健・飯塚 稔
- 5 遺跡の種類 集落跡・河川跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



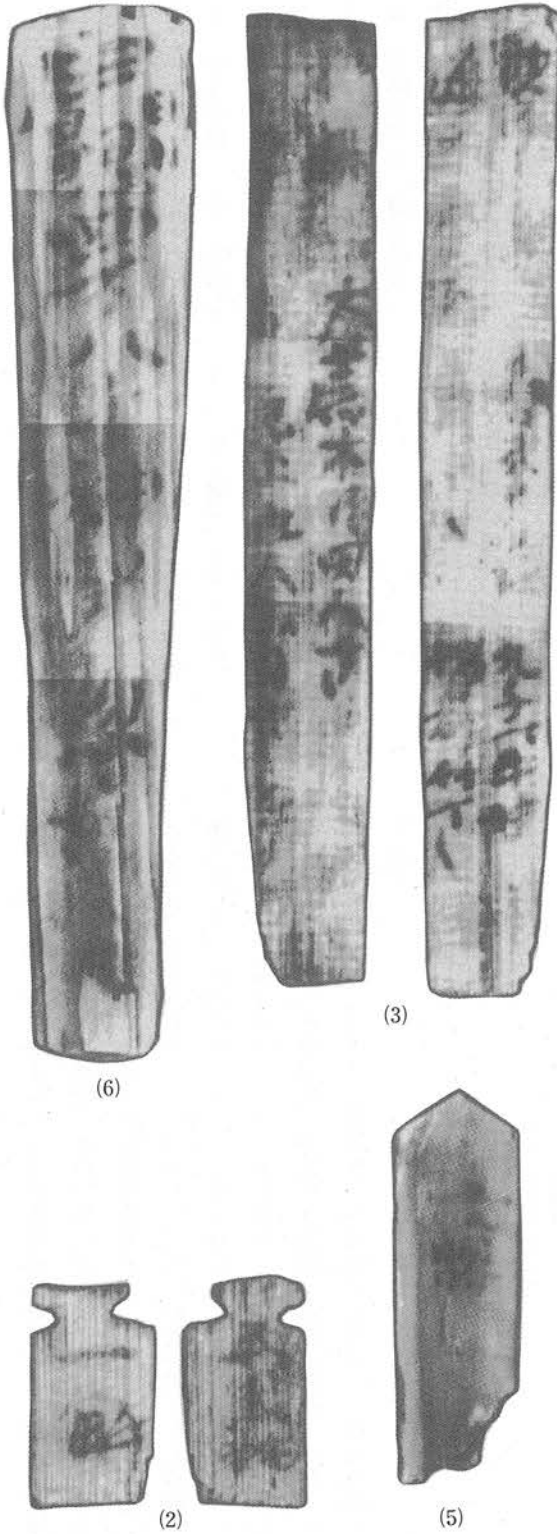
(吹浦)

上高田遺跡は県の北西端、秋田県境の遊佐町にあり、古代出羽国府比定地、城輪柵跡の北約6kmに位置する。周囲は、月光川、庄内高瀬川などにより形成された沖積平野で、遺跡は自然堤防上の微高地に立地する。一九九四年に圃場整備事業関連による第一次調査が行なわれ、幅一三～一五m、深さ二mに及ぶ河川跡が検出され、九～一〇世紀の所産とみられる須恵器、赤焼

土器(土師質土器)、黒色土器や、木製品が大量に出土した。一九九六年度には、国道三四五号線改修工事による第二次調査が実施され、第一次調査で検出された河川跡の続きが確認され、同じ時期の遺物が大量に出土している。その中に木簡五点、人形四点、赤焼土器の甕に四面の面人が描かれた人面墨書土器一点が含まれている。また第一次・第二次調査では大量の墨書土器が河川跡から出土している。最も数が多いのが「宅」「利」である。他に「花」「真」「竟」「山本」「真宅」「宅竟」「物部」などがみられる。

8 木簡の积文・内容

- (1) 「>畔越」
133×29×5 033
- (2) 「<[万カ]継」
61.5×30×3.8 032
- (3) 「<一斛」
「[日カ]春」
「丸子マ牛甘」
「福前竹万呂」
「木田人万呂」
「已上九人三月[日]」
267×34×3 019
- (4) 「〔符録〕」
249×33×8 061
- (5) 「〔符録〕」
(108)×32×6 061



(6) 「符籙」 四万八千神宅急々如律令」 387×46×7 0.1

(1)は上部の切り込みの両端が欠損している。(2)は〇三三型式の下端部を切り取った可能性もある。(3)は表に六人、裏に三人の名を記しているものと推定される。(4)(5)は共伴出土したもの。(5)の下半は欠損。ともに齋串の形状を呈し、同内容の符籙が記されている。(6)は上部より下部の幅が狭い笏状を呈する。

木簡の釈文については、国立歴史民俗博物館の平川南氏からご教示を得た。

9 関係文献

本遺跡の報告書については、一九九七年度に調査予定の第三次調査分と併せて同年度に発行予定。

(齊藤 健)

S=1/2

山形・大楯遺跡 おわたて

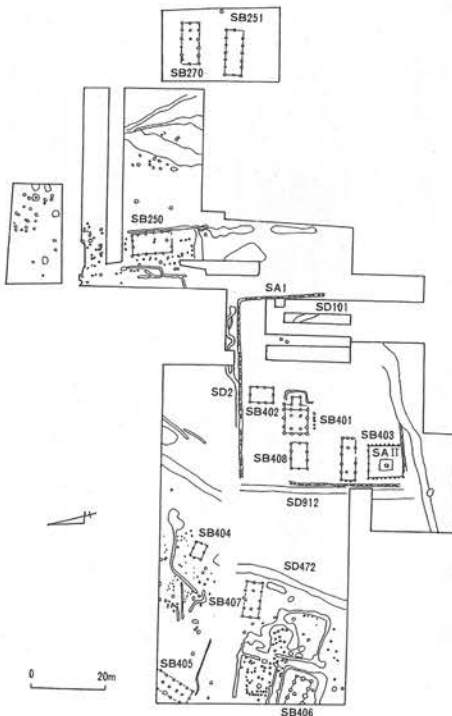
- 1 所在地 山形県飽海郡遊佐町大字小原田字大楯・大槻
- 2 調査期間 第二次調査 一九八八年(昭63)五月～九月
- 3 発掘機関 山形県教育委員会
- 4 調査担当者 伊藤邦弘・庄司 功・岡部政宜
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 鎌倉時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



大楯遺跡は、山形県北西部に広がる庄内平野の北端、遊佐町に所在する。本遺跡の北を西流する月光川の氾濫原と自然堤防上に立地

し、標高はおよそ一六mである。発掘調査は、県営圃場整備事業に伴う緊急発掘調査で、一九八七年に第一次調査を行ない、木簡が出土している(本誌第一〇号)。今回の調査では、第一次調査に続く角材を用いた柵木列が南を除く三面で確認さ

れたほか、柵木列に囲まれた内部に礎石建物一棟、掘立柱建物三棟、柵外部に四棟の掘立柱建物、井戸、溝などが検出された。特に柵木列内の礎石建物SB四〇一の特異な構造から、宗教的な色彩が強く感じられ、注目される場所である。二点の木簡が出土した遺構は、柵木列SA一西面の外に平行する溝SD九一二である。幅は一・七～二・八m、深さは二三～三〇cmを測り、長さは二八mまで確認した。その他の出土遺物には、多数の木製品と珠洲系陶器、かわらけ、青磁などがある。これらの遺物から本遺跡の主体は一三世紀と考えられる。



大楯遺跡遺構配置図

元年間の所産と考えられるものは認められない。(2)については下端が欠損しているものの、文字自体は完結しているものと考えられる。なお本遺跡は、遊佐町教育委員会によって第三、第四次調査が行なわれ、その重要性から保存されるに至っている。

本簡の釈文については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

山形県教育委員会『大楯遺跡第二次発掘調査報告書』(一九八九年)

(伊藤邦弘)

木簡研究 第一四号

卷頭言

八木 充

一九九一年出土の木簡

- 概要 平城宮跡 平城京左京二条二坊坊間路西側溝 平城京東市跡
- 推定地 唐招提寺 藤原京跡 飛鳥池遺跡 四条遺跡 長岡京跡(1)
- 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 遠所遺跡 木津川河床遺跡 大坂城跡
- 住友銅吹所跡 桑津遺跡 竜華寺跡 高槻城跡 堺環濠都市遺跡
- 屏風遺跡 長田神社境内遺跡 宅原遺跡 袴狹遺跡(1) 袴狹遺跡(2)
- (旧坪井遺跡) 光明寺遺跡 西河原森ノ内遺跡 西河原遺跡 湯ノ
- 部遺跡 石川条里遺跡 内匠日向周地遺跡 小茶円遺跡 富沢遺跡
- 多賀城跡 円福寺遺跡 田道町遺跡C地点 上荒屋遺跡 山田郷内
- 遺跡 稻城遺跡 吉野口(鯉山小)遺跡 三日市遺跡 長登銅山跡
- 空港跡地遺跡(第3工区) 雀居遺跡 興善町遺跡
- 一九七七年以前出土の木簡(一四)
- 平城宮跡(第五〇・五一・五二・六三次) 上田部遺跡
- 郡家今城遺跡 郡家川西遺跡 じょうべのま遺跡 高瀬遺跡
- 考古資料としての古代木簡
- 八幡林遺跡等新潟県出土の木簡
- 木上と片岡
- 下級国司の任用と交通―二条大路木簡を手がかりに―
- 「敦煌漢簡」研究の現状と課題

頒価 四五〇〇円 千六〇〇円

彙報

山中 章
 小林 昌二
 岩本 次郎
 鈴木 景二
 吉村 昌之



(六郷)

秋田・弘田柵跡

ほったのさく

- 1 所在地 秋田県仙北郡仙北町弘田・千畑町本堂城回
- 2 調査期間 第一〇七次調査 一九九六年(平8)四月〜一〇月
- 3 発掘機関 秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所
- 4 調査担当者 児玉 準
- 5 遺跡の種類 城柵跡
- 6 遺跡の年代 九世紀〜一一世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

弘田柵跡は、雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、真山・長森の低丘陵を中心として、北側の矢島川(烏川)と南側の丸子川によって挟まれた低地に位置する。一九三〇年、文部省が調査し、翌年国指定史跡となり、一九七四年以降は当調査事務所が発掘調査を続けている。

遺跡は長森・真山を囲む

外柵部分と、長森を囲む外郭線部分からなる。外柵は東西一三七〇m、南北七八〇mの長楕円形で、延長三六〇〇m、これによって囲まれる遺跡の総面積は約八七万五〇〇㎡である。一時期の造営で、材木塀(角材列)が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。

外郭は東西七六五m、南北三二〇mの長楕円形で延長は約一七六〇m、面積一六万三〇〇㎡、石塁、築地土塀と地上高三・六mの材木塀が連なり、東西南北に八脚門が開く。基本的には四期にわたる変遷がある。外郭中央部には政庁があり、五期の変遷が認められる。弘田柵跡の古代における呼称を雄勝城とする説、河辺府とする説がある。雄勝城とする説には、天平宝字年間創建のものとする考えと、九世紀初頭になってそれが移転したものとする考えがある。

第一〇七次調査は、外郭線北部の角材列の位置と、それに伴う槽状建物の配置状態を探ることを目的に実施した。

調査の結果、外郭北門の北東約二〇mの位置に全七期にわたる変遷のある槽状建物が検出された。そのうち最も古いSB一一八九Aの北東隅柱掘形から一二点、またこの建物の創建段階に、建物の西側と南側にあるL字状に施した溝SX一一九二から三七点、計四九点の木簡が出土した。

SB一一八九Aは角材列の南側にあり、桁行二間、梁行一間の東西棟掘立柱建物で、桁行総長六・二m、梁行四・四mの規模である。SX一一九二はSB一一八九Aを構築する前に泥炭層上に施した整

地層の下にあることから、創建段階の中でも最も古い遺構である。遺構の東西南方向部分は長さ約二・二m、幅二・二五m、深さ四〇～四五cm、南北方向部分は長さ約八m、最大幅三・二m、深さ五〇cmあり、伐採痕のある広葉樹や、スギ材加工時に生じた木片のほか、箸・筥・鋤・曲物・檜扇・楔などの木製品、土器などとともに木簡が出土した。この遺構は槽状建物構築予定地の排水を意図したものと考えられ、その後、不要となった木製品や土器、木簡などを一時期に投棄し、これらを覆いながら溝内に落ちこむ整地を施して、最初の建物であるSB一八九Aを構築したのである。

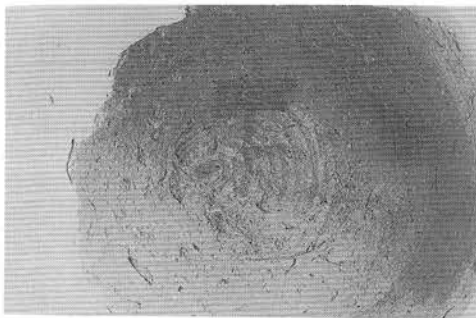
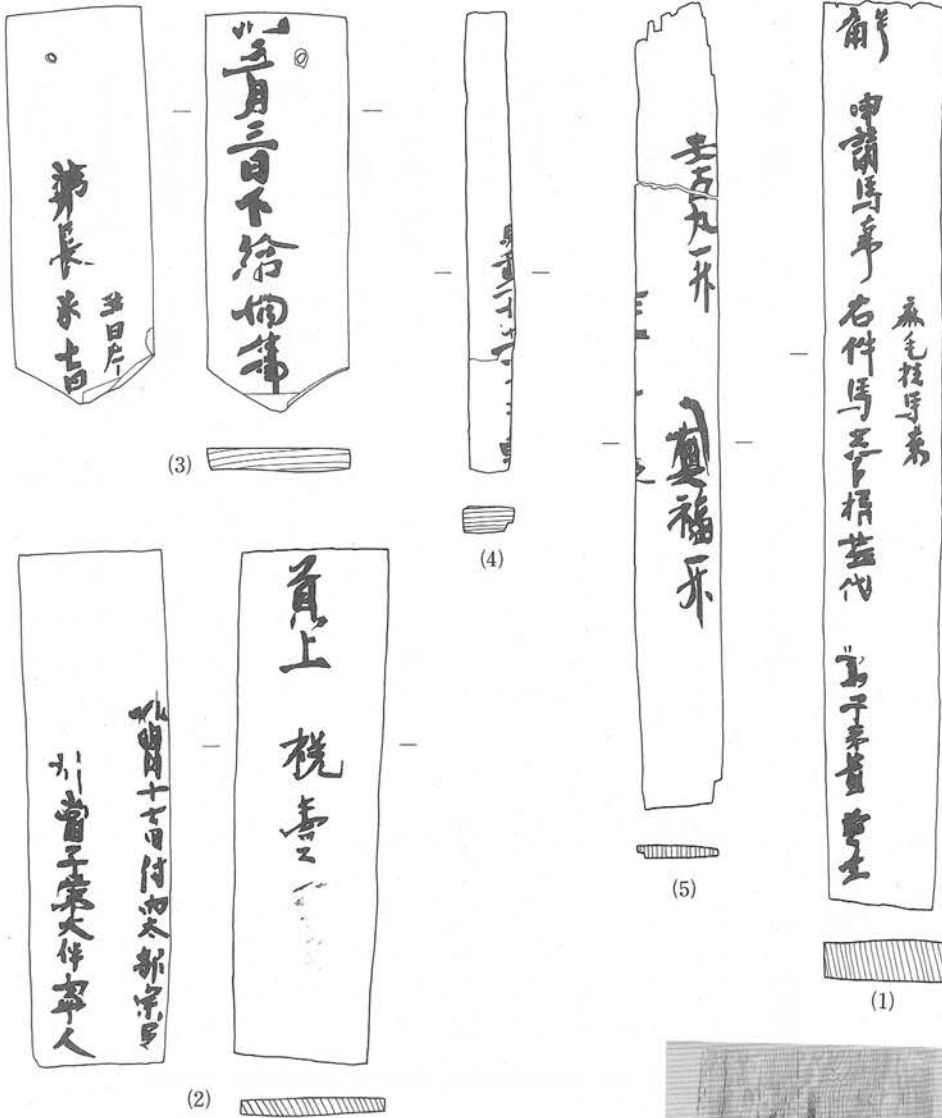
両遺構は、いずれも払田柵の創建段階の遺構で、その時間差は一連の工程上のわずかな幅に収まると考えられる。SX一九二からは須恵器杯や木簡などとともに、底面に「中万」の墨書のある土師器杯が二点出土した。これらの土器の年代から、両遺構の年代は九世紀初頭頃と推定される。

他の遺構、あるいは遺構外から出土した墨書土器には「井口」「成」^{〔夷カ〕}がある。また、古い時期の材木堀の角材を抜き上げて転用した木道SX一九〇の材木に「山本」の刻書を施すものがある。

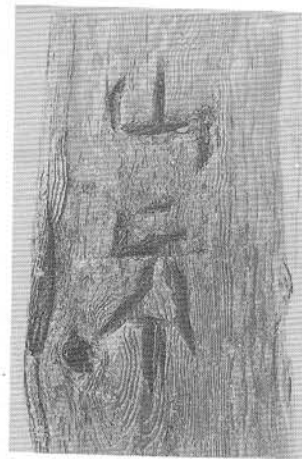
8 木簡の釈文・内容

SX一九二

- (1) 「鹿毛牡馬者 申請馬事 右件馬^{〔別カ〕}代^{〔別カ〕}当子弟貴管生」
 解 申請馬事 右件馬^{〔養損カ〕}代^{〔別カ〕}当子弟貴管生」
 280×38×12 011 三十四号*
- (2) 「頁上 祝売^{〔副カ〕}」
 「以四月十七日付穴太郎宗足
 别当子弟大伴寧人」
 159×46×4 011 三十五号*
- (3) 「以三月三日下給物事
 五日片
 弟長米七日」
 124×44×7 051 三十六号
- (4) 「^{〔穀カ〕}勳十等^{〔下毛野カ〕}」
 (144)×(15)×7 081 三十七号
- (5) 一升 安古丸一升 真福一升
 (247)×(27)×4 081 三十八号
- (6) 志手古一 本一
 (326)×(10)×5 081 三十九号
- (7) 数 数
 (85)×(20)×7 081 四〇号
- (8) 大伴
 (67)×(12)×2 081 四十一号



墨書土器「中万」



「山本」刻書



(10)



(12)



(11)



(13)



(13)



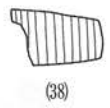
(15)



(15)



(26)



(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)
<input type="checkbox"/> 為 <input type="checkbox"/> 為	<input type="checkbox"/>	有 有	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [伴淨繼カ]	部弓取	<input type="checkbox"/> 山道 矢野部弓取
161 六七号	161 六六号	161 六五号	161 六四号	161 六三号	161 六二号
(39)	(38)	S B 一八九 A	(37)	(36)	(35)
尤是是久会 <input type="checkbox"/>	得得得得得 <input type="checkbox"/> [有カ]		<input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> [酒カ]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> [良カ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 良
(107) × (12) × 10	(209) × (21) × 11		161 七〇号	161 六九号	161 六八号
161 七二号	161 七一号				

(40)		(107)×(21)×11	081	七三号
(41)	毛野朝		091	七四号
(42)	 		091	七五号
(43)	猾猾猾猾		091	七六号
(44)	息息		091	七七号
(45)	黄 廣(他ニモ墨痕アリ)		091	七八号
(46)	 		091	七九号
(47)			091	八〇号
(48)			091	八一号
(49)			091	八二号

(1)は完形で、别当子弟の貴營生が、鹿毛牡馬の支給を申請した文書木簡。(2)は完形で、别当子弟大伴寧人が、「祝売」を貢上する旨を記した文書木簡。(3)は上端と両側面は原形をとどめている。下端は二次的に圭頭状に成形。裏面の調整は荒く、穿孔がある。米の支給についての記録簡と考えられる。「弟長」は人名か。(4)は上下端および右側面欠損。文書木簡の署名部分か。「勲十等」の上は「大

殺」あるいは「少殺」。(5)は上端欠損。複数の人物に米などの物品を支給した時の記録簡か。(6)は左側面欠損。人名と数量が記されている。記録簡であろう。(7)は右側面欠損。(8)は左側面欠損。(10)は上下端及び両側面欠損。裏面は二次的なサキ。職名に続けて人名が記されていると考えられる。(11)(12)は上端欠損。下端焼損。両側面欠損。同一個体か。(12)の第一字目は「作」か「昨」。(13)は完形の春米付札。「一斗六升」は鎮兵でいえば一〇人分、兵士でいえば二〇人分の日糧にあたる。(14)は上下両端及び右側面を二次加工している。(15)は馬形状を呈する木製品に転用されている。典籍の抜書か。(16)は左側面欠損。(17)は右側面、下端部欠損。裏面無調整。(18)は両側面欠損。(19)は上端部焼損。左側面欠損。(20)は中間部が腐蝕により文字欠損。(21)は八角柱状木製品に転用。上端左右に切り込み。(22)は右側面、下端部欠損。(25)は両面欠損。全面に薄墨痕あり。(26)は上端が原形をとどめている。右側面欠損。「狄藻」を具したことを記した文書木簡と考えられるが、「具」の書き出しで始まる文書の類例はみられない。(32)の右行の三文字及び(33)はいずれも「彘」偏、(36)は「丸」あるいは「之」の文字の残画と思われる。(38)は左側面欠損。上端部焼損。(39)(40)は両側面欠損。(40)の第二字目のつくりは「頁」。(43)は隸書風の習書。(45)は他に墨痕がある。(46)の一字目は「彘」偏の字であろう。計四九点の木簡のうち、完形木簡は(1)(2)(13)の三点のみである。完形でないことの要因は、腐蝕などによるものではなく、削屑二一点

も含めて、木簡の廃棄に関わって削り取られたり、割られたり、折られたりした行為による。

木簡を内容により大別すると、次のとおりである。①文書木簡：(1)~(4) (10) (26) (27) (28) (4) (10) (27) (28) は文書木簡の一部分と推定されるもの、②記録簡（歴名簡）：(5) (6) (8) (11) (12) (29) (30) (31) (37) (41) (30) (31) (37) (41) は人名一名のみのもの、③記録簡（典籍カ）：(15)、④付札：(13)、⑤習書：(14) (32) (34) (35) (38) (39) (43) (44)、⑥不明：(7) (9) (16) ~ (25) (33) (36) (40) (42) (45) ~ (49)。内容的傾向としては、歴名簡と習書が目立っており、付札が一点しか確認できないのも特徴といえよう。

木簡の年記は全く認められないが、(2)の「大伴寧人」、(8)の「大伴」の二点により、木簡の年代を弘仁一四年（八二三）以前とみることができであろう。

(1) (2)には、共通して、文書の差し出し者の署名として「別当子弟」の語がみえる。「別当子弟」の初出史料であるが、正倉院文書や平城宮木簡の例を参考にすると、ここは、「別当であるところの子弟」と解すべきであろう。「別当」とは、自分の本来の職務を超えて他の機構の職務を兼帯する場合にのみ用いられる表現であると考えられ、弘田柵出土木簡の「別当子弟」にも、この原則はあてはまるものと考えてよい。

次に、「子弟」は在地においてある政治的地位を占めていた「郡司子弟」であり、本来郡の職務を遂行する責務が課せられていた。

その子弟が、その郡務を超えて、弘田柵（城柵）という別の機構のある特定の職務を兼帯したために「別当」の語が付されたのである。すなわちこの「別当子弟」の語からは、郡司の「子弟」が、弘田柵の特定の職務を帯びた「別当」として出仕していた事実が窺える。

また、(10)には「子弟長」の語がみえる。「子弟長」の初出史料である。(1)と(2)の「別当子弟」が別人であることや、「子弟長」の存在から、弘田柵には複数の郡司子弟がいて、さまざまな職務を分掌し、しかもそれら「子弟」を統括する「子弟長」が存在していたという事実は、今後、郡司子弟の存在形態を考えていくうえで重要な史料となるであろう。さらに、弘田柵が夷狄に対する軍事的要請から作られた城柵であることを考えると、軍事的役割を担っている郡司子弟たちが、城柵内の職務を「別当」という形で広範に分掌していたという実態も、十分に想定することができる。これら「子弟」は、出羽国内の「子弟」と考えられる。

(4) (10) (11) (41)にみられるように、上毛野、下毛野というウジ名が目立つ。このウジ名は、もちろん東国の上野・下野両国に深く関連するが、今回の「上毛野」「下毛野」というウジ名は、一応出羽国内の分布を想定しておくべきであろう。

(26)に海藻類を示す「狄藻」という物品がみられる。「狄藻」は、文字通り「狄が貢進した海藻類」とする解釈と、「えびすめ」と訓んで「昆布」とする解釈が考えられる。現段階では、いずれとも判



(26)



(43)

断しがたいが、「狄」の用例を考えていく際の貴重な資料となることに間違いないであろう。

(43)は、「狷」という文字を習書している。その書体は他に比してきわめて特異で、隸書風の筆画といえるであろう。

なお、木簡の釈読およびその検討は、国立歴史民俗博物館の平川南氏、秋田大学の熊田亮介氏、東京大学大学院の三上喜孝氏による。

9 関係文献

秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所「払田柵跡―第一〇七次―一〇九次調査概要―」（一九九七年）

(兎玉 準)



(3)



(13)



ながたみなみ
石川・長田南遺跡

1 所在地 石川県小松市長田町

2 調査期間 一九九六年(平8)五月〜一〇月

3 発掘機関 小松市教育委員会

4 調査担当者 宮下幸夫

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 鎌倉時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

長田南遺跡は、小松市街の北部に位置し、東に梯川の支流の八丁川があり、西にはJR北陸線が通っている。調査は地区体育館建設



(小松)

に先立ち行なわれ、工事計画に従い四つの調査地区を

設定し、二四三七㎡の調査を行なった。

確認された遺構は、すべて鎌倉時代後期であり、一三世紀後半から一四世紀前半の年代である。遺構として、井戸六基、掘立柱建物五棟以上、溝多数、小型土坑九基などが発見された。木簡は一点で、西南の調査区内の板材を組み合わせた枠をもつ井戸の掘形の北壁に接して出土した。箸状木製品も出土していることより、井戸の祭祀に関わるものと考えられる。共伴遺物には、中世土師器などがある。その他、北側の調査区では、溝で区画された中に北東に井戸を伴う掘立柱建物があり、その井戸には曲物の枠が一段残っていた。この井戸跡の掘形の南壁中段には、柄が抜かれた柄杓(曲物)とこれの蓋として使用したと考えられる曲物の底板、木製品の柄がついた鉄製錐の中に納めた掘り込みが見つかり、やはり井戸祭祀の一例と考えられる。

遺物として、包含層、溝、井戸から出土した舶載や国産の陶磁器、



S=1/4

砥石などがある。木器では、木簡のほかに井戸枠に用いられていた曲物や板材、曲物の杓・箸状木製品・漆碗などがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) [∨ (符籙) ] [急々如律令カ] 460×55×5 033

一部を欠損するだけで、ほぼ完形品である。符籙部分は冒頭に一八星または一八神の模様を描く。木簡の釈読は水野正好氏による。

(宮下幸夫)

新潟・大坪遺跡 おおつぼ

- 1 所在地 新潟県南蒲原郡田上町大字川船河字大坪
- 2 調査期間 一九九四年(平6)一〇月～十二月
- 3 発掘機関 田上町教育委員会
- 4 調査担当者 田畑 弘・風間 力
- 5 遺跡の種類 遺物包含地
- 6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代、近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(新津)

調査地は、明治末年の耕地整理時に、標高の高い部分が削平されて低い土地に埋められ、また、ほぼ中央を流れていた茗ヶ谷川を迂回させて独自に区画されており、周囲の水田の並びに比べると特異な形を呈している。

調査は、県営圃場整備事業に伴う緊急調査で水路部分並びに工事により削平される部分約一四〇〇㎡について実施された。確認された

遺構は、そのほとんどが平安時代中期のものである。

遺物は、平安時代中期の土器並びに近世陶器が多数を占める。木簡は不整形な落ち込み遺構であるSX-8の上面から一点出土している。木簡と同時期と考えられる土器の中には須恵器の杯の側面に「下」と記された墨書土器が一点出土している。なお、加茂市の民俗資料館に大坪遺跡の採取遺物とされる墨書土器が二点所蔵されている。一つは土師器の杯の底面に「上」、もう一つは須恵器の有台杯の底面に判読はできないが「木」か「水」という文字が記されている。二点とも平安時代中期の土器である（新潟墨書土器検討会「新潟県内出土の墨書土器（稿一）」、一九九五年）。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・ □ 前

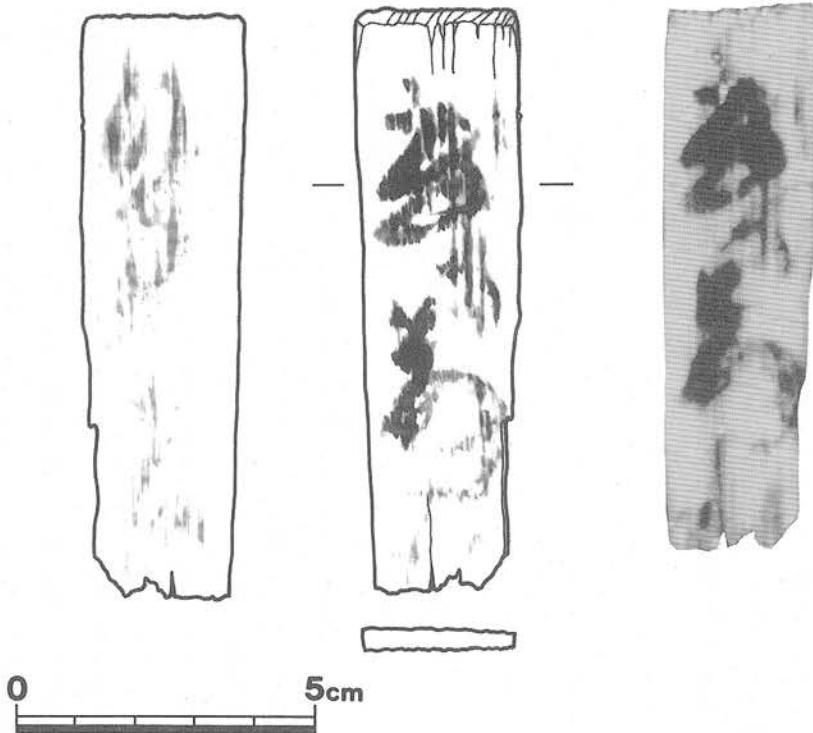


(99)×27×4 081

上下端とも欠損しており、形状については不明である。表面に二文字確認できるが、判読できたのは「前」一文字である。

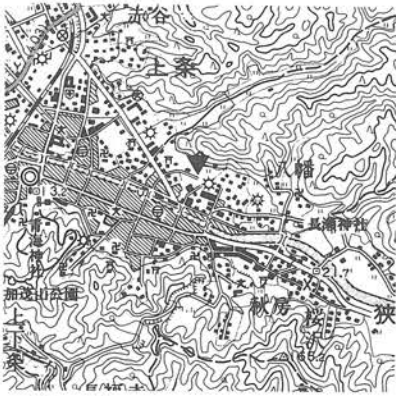
木簡の釈文については、新潟大学人文学部の小林昌二氏、原直史氏、並びに同大学院生の相沢央氏にご教示いただいた。

(田畑 弘)



新潟・舞臺遺跡

- 1 所在地 新潟県加茂市大字上条
- 2 調査期間 一九九六年(平8)三月～六月
- 3 発掘機関 加茂市教育委員会
- 4 調査担当者 伊藤秀和
- 5 遺跡の種類 集落跡・河川跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀～一四世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(加茂)

舞臺遺跡は、加茂市街地に程近く、加茂川右岸の上條城跡が占地する丘陵直下の谷底平野に位置する。遺跡周辺には、戦国期の特徴を持つ上條城跡の他に、字屋敷田・字館の腰地内にそれぞれ中世の遺跡が確認でき、関連性を窺わせる。調査は都市計画道路改良工事に伴い、約一二〇〇㎡を調査した。検出された遺構は、二条の河川跡を中心に、井戸・土坑・柱穴などである。

井戸からは、土師質土器や箸状木製品などが出土しているが、大半の遺物は二号河川から出土している。二号河川は、ほぼ東西方向に流れ、幅六～九mを測る。深さは一定せず、河川内にもいくつか土坑が存在する。また、河岸付近に杭列が認められ、護岸ないしは水量調整などの意図が窺える。出土遺物は、土師質土器・珠洲焼を中心に、青磁・白磁・青白磁、さらには、木簡(四点)・下駄・曲物・箸状木製品・漆器椀など多種類の木質遺物や古銭、刀子・釘といった鉄製品などが出土している。木簡(2)(3)(4)は近接した地点から出土しているが、木簡(1)はこれらと約三〇m程離れたところから出土した。なお、一号河川跡からは遺物は全く出土しなかった。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「南無大日如来」
265×19×2 051
- (2) 「南無大日如来」
(149)×21×2 019
- (3) 「鬼カ」
「急々如律令」
(121)×25×1 059
- (4) 「令カ」
「九」
(101)×17×2 059

(1)が完形品であるほかは、(2)は下半部を、(3)(4)は上半分を欠損する。(1)(2)はともに一文字目は梵字で、(1)は「バン」と読み、大日如来を、「(2)は「キリーク」と読み、阿弥陀如来を意味する。以下の

「南無大日如来」の文字は共通している。また、ともに上端部が圭頭形を呈し、形態も同一のものと考えられる。筆跡は異なる。(1)(2)ともに墨書の残り具合が比較的良好である。

(3)は「急急如律令」という呪句が認められる。(4)も同様な意味を持つ可能性がある。

以上、(1)~(4)は形態や呪句から呪符木簡と判断される。なお、木簡の年代は、伴出した陶器類などから、一二世紀~一四世紀頃のものと思われる。二号河川において、如何なる呪儀が行なわれたかは不明であるが、他の遺物と合わせて考えていきたい。また、同様な呪句を記す木簡が、本遺跡の北西方向約七kmにある白根市馬場屋敷遺跡から出土している(本誌七号)。

木簡の釈読に際して、新潟大学の小林昌二氏と矢田俊文氏からご教示いただいた。

(伊藤秀和)



(4)



(3)



(2)



(1) 部分

新潟・馬寄遺跡

うまよせ

- 1 所在地 新潟県加茂市大字加茂
- 2 調査期間 一九九七年(平9)三月
- 3 発掘機関 加茂市教育委員会
- 4 調査担当者 伊藤秀和
- 5 遺跡の種類 遺物包含地
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



馬寄遺跡は、加茂市街地に近接した扇状地端部の低地に立地している。本遺跡周辺部には、古墳～平安期の遺跡が多数存在する。今回の調査は、民間開発に伴い約一萬㎡を対象に行なわれた確認調査である。約二m×五mの試堀坑を任意に設定し、約一二〇㎡の調査を行なった。明確な遺構は確認できなかったが、地表下約一・二mの暗青灰色粘質土層から、古墳時代前期

の土師器が多量に出土した。木簡は、地表下約四〇cmのところから出土したが、古墳時代後期～近世の遺物を若干含む層であること、同一試堀坑での共存遺物がないことから、時期を特定できない。

8 木簡の釈文・内容

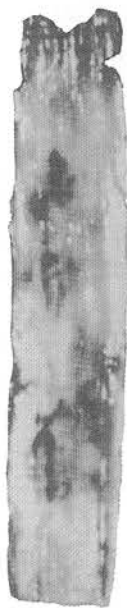
(1) 

(110)×22×4 039

赤外線テレビカメラで読解を試みたが、四ないしは五文字の墨痕が認められたのみで、釈読はできなかった。その形態から、付札木簡と考えられるが、詳細は不明である。

解説に際しては、新潟大学の小林昌二氏にご教示いただいた。

(伊藤秀和)





(大社・今市)

鳥根・天神遺跡
てんじん

- 1 所在地 鳥根県出雲市塩冶有原町
- 2 調査期間 一九九四年(平6)五月〜一〇月
- 3 発掘機関 出雲市教育委員会
- 4 調査担当者 川上 聡・岸 道三
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期中葉〜近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

天神遺跡は出雲平野のほぼ中央に位置し、本調査はJR山陰本線高架建設に先立って行なわれた。調査は全長二七〇mにおいて実施

し、木簡が出土した地点はその北東端にあたる。

五点の木簡が出土したが、遺構に伴うものではなく、層的に見ると、中世末頃の石敷遺構と近世の道路状遺構の中間層から出土している。石敷遺構も道として使用され、それを踏襲して

近世道路が敷設されたと考えられ、石敷遺構の直上からは符と馬歯が出土している。

これらの状況から、木簡も中世末を上限とするものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「北□式升」
・「>□□□よこうへ」
126×30×5 032
- (2) ・「>□□□」
・「>□□□」
161×27×3 033
- (3) ・「>」
・「>□□□よけうへ」
(127)×(15)×5 033
- (4) ・「>□のみ□内くほ」
・「>みの三升」
121×28×4 032
- (5) ・「>三升よけうへ」
・「>□□□よけ」
126×25×2 032

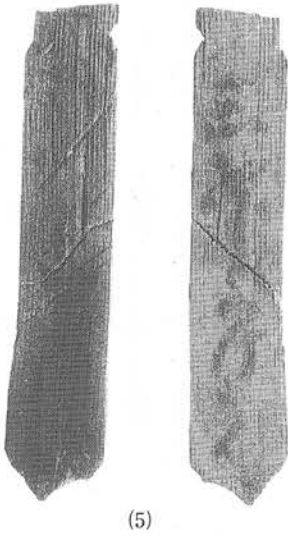
五点の木簡は、いずれも上端部側面に切り込みをもつことから、いわゆる付札木簡に類別することができる。墨書の記載内容は、いずれも簡略すぎるうえ、山陰地方でいまだに近世木簡の報告事例が

ほとんどないために、比較分析しうる資料がない。

具体的用途は現在のところ不明であるが、木簡に書かれた物品の容量と考えられる「三升」(4)(5)「式升」(1)のほかに、「よこうへ」(1)「よけうへ」(3)(5)の記載からは共通した用途で使用されたことがわかる。

これらのうち、(1)(4)の木簡は、法量がほぼ同じであるうえ、機能と直接関係しない上端、下端部のケズリや角欠きなどに類似点が多く、製作主体の親近性が窺われる。一方で、残る(2)(3)(5)の製作技法は(1)(4)とは異なり、またそれぞれが異なっている。

以上のように、五点の木簡は記載内容や付札という機能からみると一群の木簡とすることができるが、製作技法については共通するものと異なるもののグループがあることが明らかになった。製作技法の異なることについては、下端に段を有する(2)のように、木簡の



(5)

機能・用途による差とすることもできるが、上端、下端のキリ・オリのケズリのあり方、(5)のカットグラス状ケズリにみられるように、木簡の二次的利用の問題も視野に入れながら、製作主体の差を考慮すべきであろう。

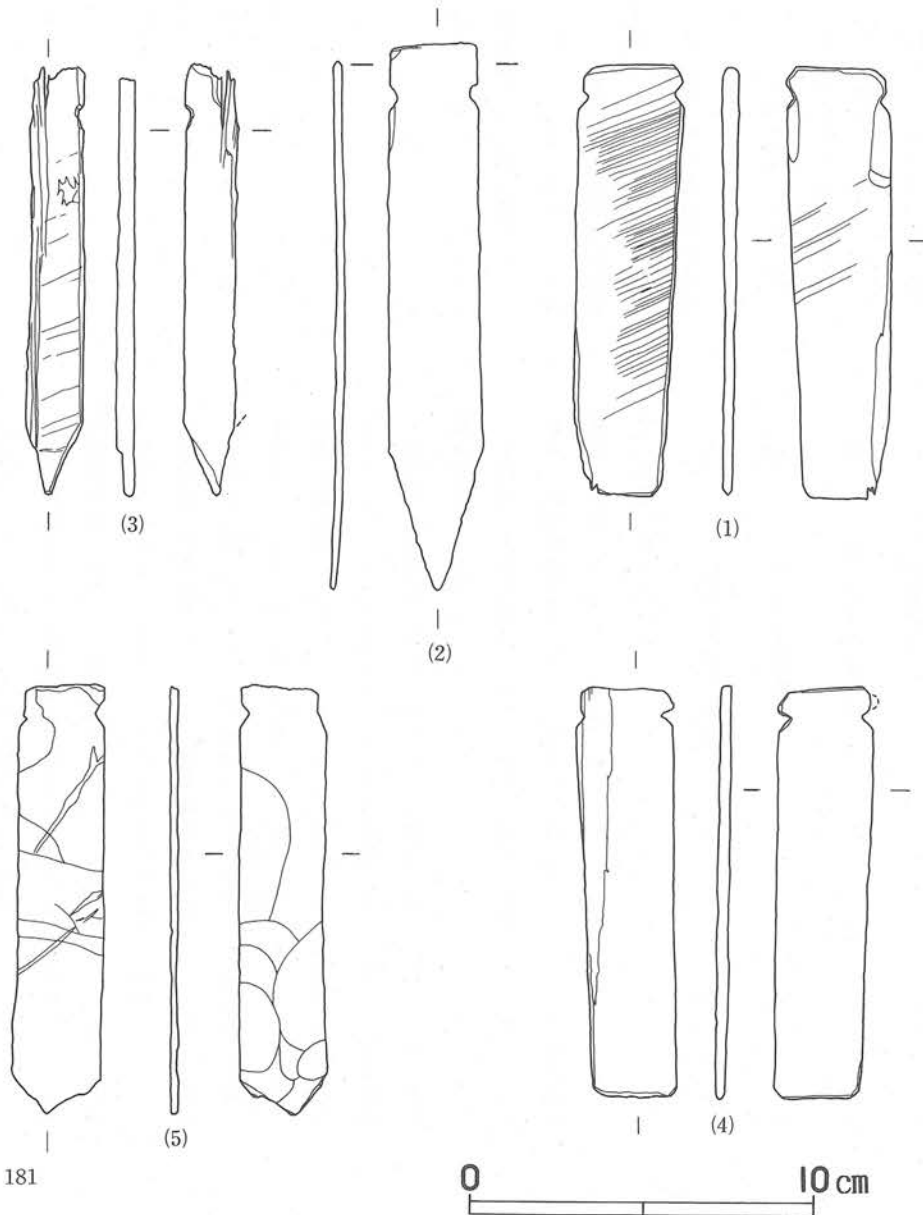
なお、木簡の製作技法が検討されている古代とは異なり、近世木簡では台鉋などの工具による成型・調整も考えられるが、(1)(3)(5)には、ハギトリ状ケズリ・カットグラス状ケズリがみられ、古代の木簡同様、小型の刃物による調整が認められた。

近世木簡の場合、武家や公家が荷物輸送の際に用いた「絵(会)符」や水戸藩領における江戸廻送用の「御城米」に取り付けた「城米札」など、文献によって用途や機能がかなり詳細な部分まで明らかになった事例がある。本遺跡出土の木簡についても、今後、近世文献史料から用途が解明される可能性があるといえる。

木簡の積文、検討については、島根県古代文化センターの岡宏三、平石充氏のご教示を得た。また、木簡の製作技法については、山中章「考古資料としての古代木簡」(本誌一四号 一九九二年)、水沢教子「屋代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法」(「長野県屋代遺跡群出土木簡」長野県埋蔵文化財センター 一九九六年)を参照した。

番号	成形と調整					下端形状	備考
	上端	下端	左右両側面	表面	裏面		
(1)	キリ・オリの後表裏両面よりケズリ	キリ・オリの後表裏両面よりケズリ	ケズリ	ハギトリ状ケズリ	ハギトリ状ケズリ]	上下端角欠き
(2)	キリ・オリ	両側面よりのケズリ	—	劣化により不明	劣化により不明	>	
(3)	欠損	表面よりケズリ	—	ハギトリ状ケズリ	ハギトリ状ケズリ	>	裏面下端段差あり
(4)	キリ・オリの後表面よりケズリ	キリ・オリの後表裏両面よりケズリ	ケズリ	劣化により不明	劣化により不明]	上下端角欠き
(5)	キリ・オリ	キリ・オリの後表面よりケズリ	ケズリ	カットグラス	カットグラス]	

天神遺跡木簡の製作技法



島根・三田谷Ⅰ遺跡
さんただん



(今市・木次)

平野部に流れ出るあたりの標高約一四mを測る右岸側の低台地に立地している。調査は、建設省が進める斐伊川放水路事業に伴って行なわれ、当年度は前年度の調査区に隣接した権現山南麓で実施された。当地点は、遺跡の縁辺部と考えられる部分であるが、権現山に沿って流れる幅約二〇mほどの谷川地形

- 1 所在地 島根県出雲市上塩冶町半分
- 2 調査期間 第二次調査 一九九四年(平6) 四月～十二月
- 3 発掘機関 島根県教育委員会(埋蔵文化財調査センター)
- 4 調査担当者 鳥谷芳雄・富谷 衡・江角ひろみ
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は、県の東部、出雲市の南郊に位置し、神戸川が山間部から

が認められた。これより多量の遺物の出土をみた。

この自然流路なり低湿地状の部分から検出された遺構には、しがらみ状遺構、杭列、土坑、曲物を利用した井戸などがあり、古墳時代中期から奈良・平安時代にかけてのものと考えられる。

遺物は、各時代にわたって多種多様なものが出土したが、奈良・平安時代に限っていえば、供膳具とみられる多くの須恵器・土師器が出土したほか、「三田」〔往カ〕「原」〔立新カ〕「稲カ」〔往カ〕「原」〔往カ〕「原」〔往カ〕など判読できる墨書土器も認められた。このうち「原」〔往カ〕は、神門郡日置郷内の里名の一つである荏原を表している可能性が強い。また、木製品類では曲物・多足机・物差・糸巻具・火鑛具・槽・人形・舟形・木簡状木製品などが出土している。

木簡は、墨痕の認められるものを含めて五点出土している、いずれも、自然流路と考えられる部分の、およそ一・二世紀以前の遺物包含層からの出土である。

8 木簡の积文・内容

- (1) 「〔符籙〕鬼急々如律令」 278×21×4 033
- (2) 「〔符籙〕急々如律令」 159×22×3 051
- (3) 「〔符籙〕急々如律令」 (135)×29×4 081
- (4) 「〔符籙〕積豊」 (76)×19×3 081

(5) [M□□]

126×31×6 083

(1)~(3)は、いわゆる呪符木簡である。(1)(2)は、およそ一一・一二世紀代の遺物とともに出土している。(1)は、頂部先端の左右に小さく二段の切り込みがある。(2)の頂部先端には薄く削り痕が認められる。(3)は、墨痕が浮き出ており、当時風雨に晒されていた状況を示すものである。符籙とした部分、「梵天□□」とある可能性もある。(4)は、やや古く九世紀代を中心とする遺物とともに出土した。「積」の上の二文字は、判然としないが、「出雲」と判読できなくもない。もしこれに誤りなければ、「出雲積豊□□」は人名の可能性もある。因みに、「出雲積」は天平六年(七三四)の「出雲国計会帳」(正倉院文書)中に見える出雲国出身の右衛士の名や、同一年の「出雲国大税賑給歴名帳」(同)中の出雲郡漆沼郷・建部郷・出雲郷、および神門郡神戸の項にみえる氏姓として確認できる。(5)は判読不能だが墨痕は認められる。

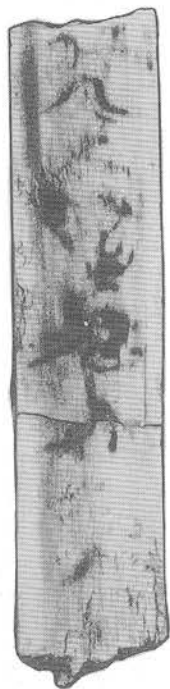
これらの木簡類をはじめ、これまでに出土した封緘木簡状木製品・墨書土器・ヘラ書き土器・転用硯の文字関係資料や、



(1)



(2)



(3)



(4)
S=2/3

緑釉陶器片・和同開珎・開元通宝・青銅製帯金具などの遺物群は、本遺跡の性格の一端を知るうえで貴重な資料を提供するものであり、当地に官衙に関係した施設が存在した可能性をより高めたものと思われる。

木簡の釈文については、奈良国立文化財研究所の館野和己・古尾谷知浩・山下信一郎氏のご教示を得た。

(鳥谷芳雄)

山口・長登銅山跡

ながのぼり

- 1 所在地 山口県美祿郡美東町大字長登字大切
- 2 調査期間 第三期第一年度調査 一九九六年(平8)八月～一九九七年三月、補足調査 一九九七年六月
- 3 発掘機関 美東町教育委員会
- 4 調査担当者 池田善文・森田孝一・神田高宏
- 5 遺跡の種類 古代銅生産官衙
- 6 遺跡の年代 八世紀初頭～一一世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(山口)

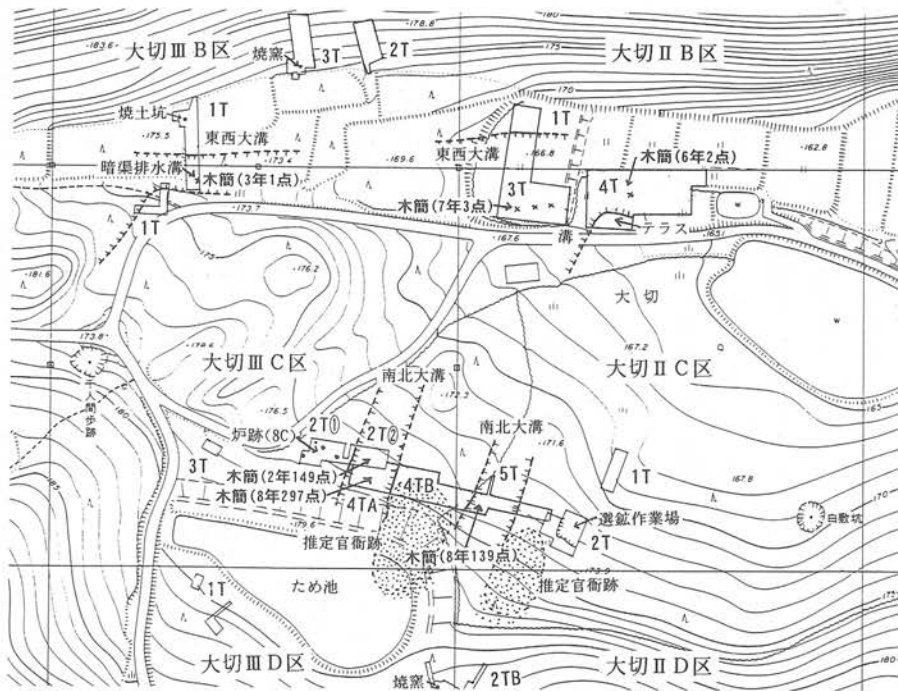
長登銅山跡は、秋吉台国定公園の東南麓に位置する。銅山の採掘は、古代、中世から江戸前期、明治から昭和と三期の全盛時代があり、これにかかる大小の採鉱、製錬の遺跡が、約六〇haの中に約二四カ所点在しており、鉱山史研究に格好の遺跡である。このうち、長登集落の西方に所在する大切谷一帯が

古代の製錬遺跡で、狭義の長登銅山跡として一九八九年から国と県の補助による発掘調査を継続している。

これまでの調査で、八世紀初頭から一一世紀まで存続した官営の採銅・製錬遺跡だったことが判明している。検出した遺構としては、採鋳跡群（八世紀前半）、選鋳作業場跡（八～九世紀）、暗渠排水溝一（平安時代）、粘土採掘跡二（九世紀後半・一〇世紀）、焼窯跡二（八世紀後半）、製錬作業場跡六・炉跡二〇（八世紀前半～中頃、九世紀、一五世紀、近世）、人工的な谷溝三（八世紀初頭）などがある。

また、出土遺物としては、須恵器（墨書土器・転用硯含む）、土師器、緑釉陶器、製塩土器、黒色土器、硯、土錘、木製品（祭祀、工具、日常雑器）、骨製品、鉄製品（鉋、鏃）、動植物遺体（鹿・猪・馬などの骨、鯁・カワニナの殻、栗、桃、瓢箪、シダ）、製錬関係遺物の炉壁片、羽口、坩堝、要石、握槌、砥石、酸化銅鉱石残片、青銅片、鉛片、流状滓、木炭含塊状滓、椀型滓、円盤滓などのからみがある。木簡は一九九五年度までに一五五点出土した（本誌第一三・一四・一八号）。

一九九六年度は、重要遺跡確認緊急調査の第三期第一年次にあたり、これまで検出されていない官衙遺構の確認を主な目的として、一九九〇年度に大量の木簡が出土して建物遺構を推定していた大切ⅢC区2T②の大溝南隣に4Tを設定し、谷溝東側丘陵の確認を行ない、さらに東側に延長して大切ⅢC区5Tを設定して、旧地形の



木簡出土地点 (100m方眼)

見極めを行なった。

この結果、大切ⅢC区4TAの溝斜面から多量のからみ、炬壁片に混じって須恵器や木製品と二九七点の木簡が出土した。また、東側の丘陵を隔てて、大切ⅡC区5Tに新たに谷溝が確認され、この溝から一三九点の木簡が出土した。なお、5Tの溝には今なおトレンチ壁に木屑層が遺存していて、今後新たに木簡が出土する可能性がある。

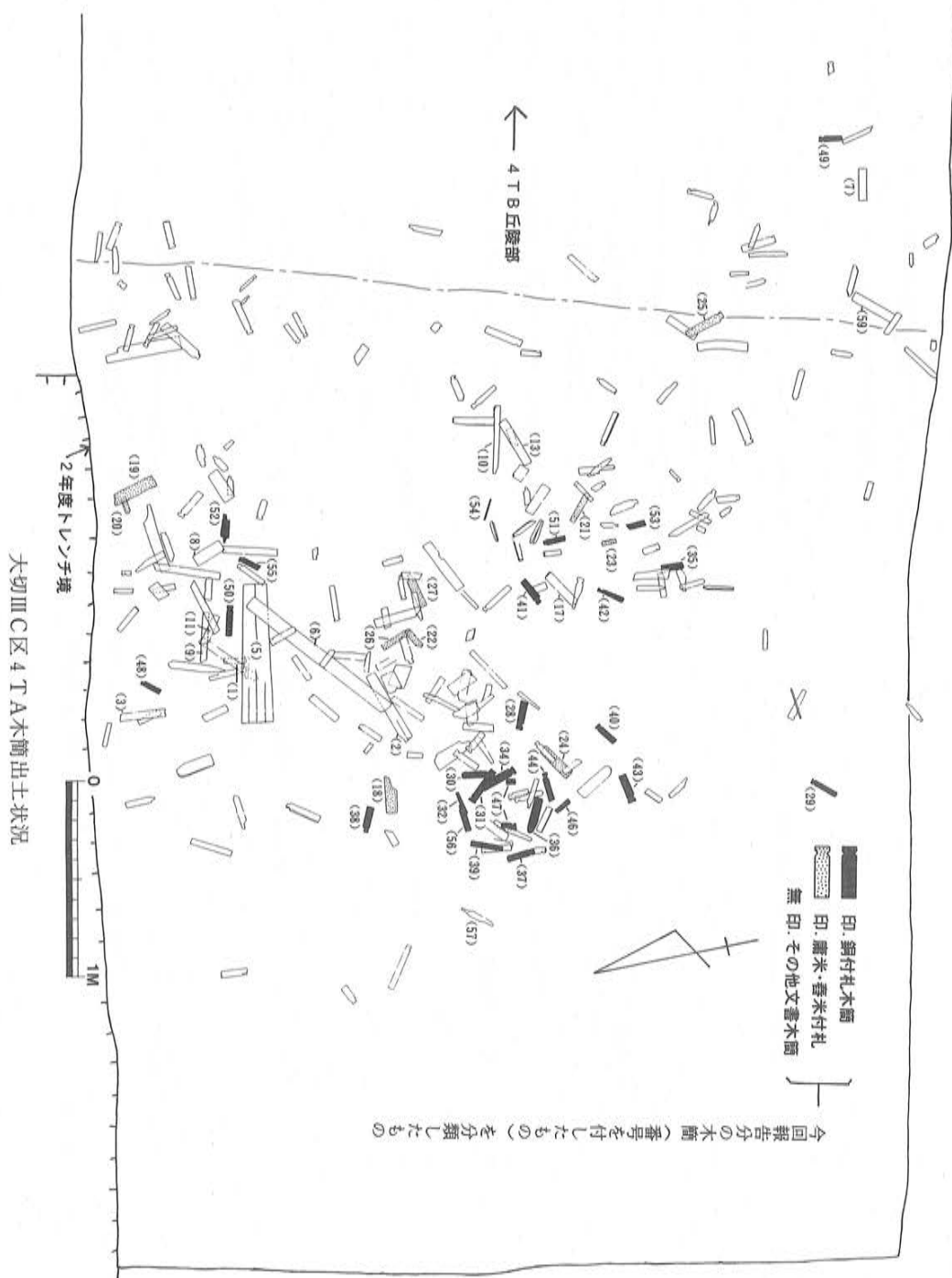
大切ⅢC区4Tの谷溝は、一九九〇年度調査結果も踏まえると、上幅約一二m（標高一七三・二m）、下底幅七m（標高一七一・四m）の半人工的な大溝であることが確認された。木簡などの遺物出土状況は、一九九〇年度と同じく大溝東側の丘陵から投げ込まれた様相を呈し、東側の丘陵上（ⅢC区4TB）に官衙遺構の存在を推定することができた。この4TBの丘陵平坦面には、柱穴様及び方形の落ち込みや焼土面が検出され、九七年度にこの部分の発掘を実施する計画である。

4TAの木簡出土状況は、丘陵端部から溝の下流域に向かって西北方向に投げ込まれている。層序は、一九九〇年度に確認したとおりで、黒褐色腐植土三四層の下に、黄褐色灰土三五層が厚さ平均一〇cm内外で4Tトレンチ全面に堆積しており、東の丘陵上（4TB）から一時的に一括廃棄された様相を呈する。この下に腐植土三六層があり、丘陵の整地作業で投棄された自然石塊が多く遺存していた。

溝の下底面は、下流域の北に向かって緩やかに傾斜している。木簡は、主に三四層から出土し、下層の三六層出土のものもあるが、時的な隔たりはあまりないものと推測できる。

今回初めて豊前門司宛の銅付札が、十数点ほぼまとまって出土した。(41)(42)(45)は黒色腐植土三六層出土で、標高一七二・二―一七二・一mのレベル、(35)の笠殿宛や(17)(54)もほぼ同じ場所。(39)(40)(43)(44)(46)の豊前門司宛は一七二・三五―一七二・二mのレベル(三四層)にまとまり、(30)(31)(32)の家原殿宛の付札、及び(34)の膳臣、(36)の鞞部、(37)の節度使判官犬甘宛、(47)(56)などの付札も、ほぼ同じ場所同レベルで出土したので、これら銅付札を一括整理して一度に投棄したか、または廃棄する場所が限られていたと推考できる。また、(21)(22)と(26)の庸米や春米の貢進物木簡が、それぞれ同レベルで重複出土しており、(24)(25)なども斜面に点在していて滑降の様相が窺えるので、一括荷解きが行なわれたものと解釈することが可能であろう。いずれも三四層出土である。

大型の木簡(5)(6)と(2)の木簡が、先の銅付札溜まりの北沿いに折り重なって出土した。レベルは一七二・二四―一七二・〇六mと幅があるが、三四層中に傾斜して埋もれていた。この北沿いに連なっている(9)や重なった(9)(11)の文書木簡が一七二・一―一七二・九六mの間で、また、この北側のトレンチ端から(3)(48)の木簡が標高一七二m前後の黄褐色灰土層(三五層)上から検出され、一九九〇年度の三四層木



大切ⅢC区4TA木簡出土状況

2年度トレンチ

← 4TB丘陵部



- 印・銅付札木簡
- ▨ 印・藤米・香米付札
- 無印・その他文書木簡

今回報告分の木簡(番号を付したものを分類したもの)

(5) 大斤七百廿三斤卅一

掾殿銅

小斤二千四百廿四斤枚八十四

朝廷不申銅

天平二年六月廿二日

日置若手

語積手

凡海マ乙万呂

凡海マ袁西

日置比叡

弓削マ小人

凡海マ勝万呂

大津郡

借子

下神マ乎自止

語マ豊田

日置マ根手

日置マ比万呂

日置百足

三隅凡海マ末万呂

下神マ根足

矢田マ大人

日置小廣

凡海マ恵得

凡海マ小廣

凡海マ末呂

(6) 凡海部口口口 黒毛草馬口額田マ赤人 日置部廣足驪口口安曇マ赤人 額田マ口麻呂赤毛草馬口日置口口口

銅駄馬丁 大神マ德磨

赤毛草馬口額田マ石口

矢田マ口口身黒毛草馬日置口

驪草馬口口口

矢田マ千依鹿毛口秦人マ足国

黒毛草馬口口口

矢田部繩麻呂 鹿毛草馬口額田マ少人

矢田マ少縫壳驪草馬口若桜部口麻呂口口口口口嶋青毛草馬口口口

員十駄十口領口口 大野口

天平二年壬月廿一日

903×70×8 011

(7) 廿二日可定七十二人十一十三人

口口二王

口口二一

口口一王王

152×55×3 011

(8) 「五日銅」^{〔抄カ〕}五人

(154) × 57 × 6 019

(9) ・損冊一

〔斤カ〕

延四千百五十三

十一月廿九日出冊斤

鉄一分十六斤
〔当カ〕人廿二分十四斤

十二月六日出七斤 十四日出廿七斤 大鉗分 廿三斤

(265) × 31 × 4 019

(10) ・

二月二日出四〇廿〇

〇〇

百卅

十九日出十斤釘分三月十日 出卅〇

廿斤出〇〇〇〇〇〇加〇〇〇〇冊〇〇〇〇

(325) × 31 × 6 019

(11) ・

×麻呂百八斤枚四廿日

百十一斤八百卅二

×〇〇百五斤八十枚四

八百一斤枚四

×〇〇百八斤枚四

百四斤 枚四
「安曇マ大甘」

「五枚斤四百」

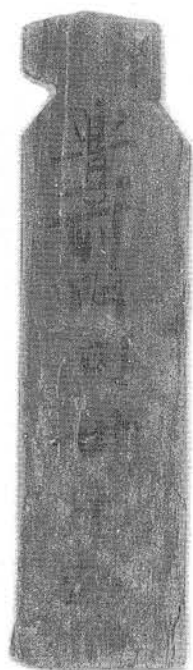
(173) × 42 × 7 019



(5) 裏 (部分)

- (28) ・「少目殿九十三斤」
 ・「 \vee 」 枚二 「」
 137×40×5 032
- (29) ・「家原殿廿四斤枚一」
 ・「額田部龍万呂四月功」
 上束
 142×26×7 032
- (30) ・「家原殿卅斤枚一」
 ・「靱マ牛麻呂九月功」
 上束
 140×33×5 032
- (31) ・「家原殿卅五斤枚二」
 ・「 \vee 」 月功 「」
 178×34×7 032
- (32) ・「家原殿五十五斤枚一」
 上束
 「 \vee 」 月功 「」
 132×(16)×6 032
- (33) ・「家原殿冊×」
 ・「額田部」
 (79)×39×7 039
- (34) ・「膳臣」五十斤枚一」
 ・「 \vee 」 「」
 177×38×4 032
- (35) ・「笠殿七十四斤枚二」
 ・「万呂十二月功」
 「」
 (115)×33×5 019
- (36) ・「靱マ」廿斤枚一」
 上束
 ・「 \vee 」 功 「」
 189×44×7 032
- (37) ・「節度使判官犬甘卅斤枚一」
 137×31×9 032
- (38) ・「豊前門司卅斤枚一」
 上束
 ・「神部辛三月功」 「」
 130×34×7 032
- (39) ・「豊前門司五十斤枚三」
 上束
 ・「 \vee 」 四月 「」
 150×31×6 032
- (40) ・「豊前門司卅五斤枚一」
 ・「 \vee 」 一月功 「」
 上束
 153×29×8 032

- (41) ・「< 豊前門司五十七斤枚一
上」
 - ・「< 秦マ酒手三月功
上東」
 - (42) ・「< 豊前門司廿九斤枚一
」
 - ・「< 宇佐惠勝里万呂九月功
上東」
 - (43) ・「< 前門司廿一斤枚一
」
 - ・「< マ□□三月功
」
 - (44) ・「< 豊前門司卅七斤枚一
」
 - ・「< □□□□ □□
」
 - (45) ・「< 豊前門司廿斤枚一
」
 - (46) ・「< 豊前門司□枚一
」
 - ・「< □□マ□□四月
」
 - (47) ・「< 三隅^{〔郷カ〕}八十斤枚□
」
- 140×33×6 032
- 150×25×5 032
- 129×32×8 032
- 146×28×6 032
- 145×33×5 032
- 148×28×7 032
- 133×36×4 032



(48) 表



(41) 表

S=1/2



(37)



(48) 表



(49)

- 48) ・「>調銅八十五斤枚三」
・「> 未選」
121×27×7 032
- 49) 「>吉俣郷銭司料□×
〔九カ〕
・「>官布直□十二斤枚一」
・「>□□□廣玉女
上東」
150×32×5 032
- 50) 「>□□□廣玉女
上東」
150×32×5 032
- 51) ・「>目下マ色夫」
・「>〔冊カ〕
□斤枚一」
138×35×5 032
- 52) ・「>美祢郡□□〔水取カ〕
皆麻呂」
・「>人□分五十二枚一」
160×37×3 032
- 53) ×九十四斤 枚一」
(97)×26×7 019
- 54) 「八十五斤枚一」
115×28×5 011
- 55) ・「>額田部廣□十月×
・「>官」
(130)×33×6 039
- 56) ・「>杖マ勝万呂」
・「>□□□□□□□□□□」
148×26×9 032

- 57) 「□□□□□□□□□□」
180×31×7 041
 - 58) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(313)×40×4 049
 - 59) 「>」
428×48×9 032
- 大切IC区5Tの大溝
- 60) 符雪邑山 目下□ □□×
091
 - 61) ・「美祢郡司 □□×
・「已訖仍状注□□〔申カ〕×
(153)×38×8 019
 - 62) 借子冊人
(65)×(17)×2 081
 - 63) ・「五十二斤枚一 □枚一」
〔冊カ〕
□五斤枚一 七十斤枚二 卅五斤枚一
・「□□□□□□□□□□」
卅三斤枚一
(226)×(22)×4 019
 - 64) 刑を問防□□問防
斗□□□□□□□□□□
091

- (65) 「於調長□子□」^{【部カ】}
 148×43×6 011
- (66) 「<荒穂郷庸米六斗」
 137×26×4 032
- (67) 「<岑郷大稅春米六斗」
 ・「> 六月十四日」
 224×40×5 032
- (68) 「<太政大殿□□首大□上□
 五十三斤枚三」
 163×29×8 032
- (69) 「<調銅百七斤枚三」
 156×33×7 032
- (70) ・×恩伝々□□□侍」
 ・×僧在勝□家發至」
 (242)×34×4 019
- (71) ・「等罪将^{長稻由米由米々々}
 行由米々々 長死 死田」
 行由米々々 長死 死田」
 267×40×6 011
- ・「語マ足奈奈長 穴師等 右人□
 斤枚一」
 267×40×6 011
- (72) 渚鋤里進七人財マ□□×
 (161)×35×3 041
- (73) ×□□□□□^{【佐床カ】}
 ×□□□□□^{【佐床カ】}
 (156)×(32)×4 043

最も多い形状は、上端の左右に切り欠きを入れた〇三二型式の付札で、下端が欠損した〇三九形式を含めて、八五点、削屑を除く全

体の四六%（原形をとどめるものでは七四%）を占める。(21)～(56) (69)にみられる庸米・春米の貢進物付札と製鍊された銅塊の整理・分類用付札で、施設内でつくられた後者の法量の多くは長さ一五cm前後、幅三cm前後、厚さ六ないし七mmとやや分厚い。筆跡も近似するものがある。

大型の木簡が二点出土した。(5)は、天平二年（七三〇）六月長門掾に配分される大斤七二三斤・小斤二四二四斤の製鍊銅とその鑄工二〇名を表裏両面に記録する。上端右寄りに穿孔があり、釘などに掛けて掲出したか、編綴に用いたのであろう。(6)は、同年閏六月製鍊銅を運搬する駄馬丁の歴名・馬匹と部領者を記し、駄馬丁二二名分（少なくとも一名は女丁）と馬一、一疋が推定される。この二点は出土地点・記録月日とも接近し、相互に関連する可能性はあるが、断定はできない。

形状として注目されるのは、下半部あるいは下端を削り込み、全形が羽子板状を呈する(5)(7)(73)である。(73)は本体部に切り欠きをもち、その他には見あたらない。(72)(73)の裏面は割られたままの粗面を残し、(58)は上部から柄部上方まで薄く割り込んでいる。四点とも表裏に文字・墨痕が確認でき、使用済みであることがわかる。「封」「印」などの文字はないが、いわゆる封緘木簡とみられる（平川南「地方の木簡」川崎市民ミュージアム編『古代東国と木簡』、佐藤信「封緘木簡考」本誌第一七号）。割り面が接合する二枚一組の板片は見つか

っていない。しかし右に掲載した資料のほか、本体に切り欠き、整形した柄部をもち、文字痕のないもの、または本体部と柄部の一部を欠き、文字痕のないものが各二点出土した。あるいは二枚一組のうちの下底用であろうか。(59)の形態は〇三二型式に分類できるものの、上端から約三分の二部分まで割り込みがある。未成品ともいえるが、(58)の例からみて、この一点だけで文書を挟んで紐をかけ封緘用としたするのが穏当であろう。

当木簡群の年代基準として、(5)(6)「天平二年」、貢進物付札の(26)「天平三年」、(21)「天平五年」があり、さらに行政区画の(4)(7)「渚鋤里」、(20)「佐美里」、(22)「雪伎里」と(18)「佐美郷」以下があげられる。(37)「節度使」は天平四年八月設置、六年四月停廢の第一次節度使を指し、時期限定に資せられる。和銅あるいは靈龜年間から天平初年の間におさまるといえる。

内容・用途をみると、まず(60)は符式木簡で、同じく雪(伊吉)山の鉄所に充てた(1)もおそらく同様式の文書であろう。(2)(61)は美祿郡司から命令・請求を伝える木簡で、(61)は初行の差出所が、(2)はこれと対照的に末行の日付・位署の部分が残る。少領美祿造は初見。(2)(3)に「到」字がみえ、文書・人・物の到来のうえの措置を指示した下達文書であろう。これらは文書木簡自体の吟味のほか、先の封緘木簡の出土にうかがえる紙本文書と木簡文書との機能的な補完関係を検討する資料となる。

つぎに記録簡として、鑄工の出来高を書きついで記録(11)(12)(63)や製鍊銅の用度を日ごとに帳簿風に記した木簡(9)(10)、さらに人や物の移動についての覚書(7)(8)(13)などである。(9)は「廷」とあつて、鉄所などにおける原料鉄の支出を示すのであろうか。

庸米付札は既出分(三点)に加え、九六年度新たに二二点が発見された。美祿・厚狭両郡から送進の(20)~(25)(66)である。さらに、春米付札(26)(27)(67)が出土した。田租の一部を「春米運京」、宮内省大炊寮に納入し、「諸司常食」、すなわち官人の月料などに充てる規定であった。ただ、木簡では(一)「大税」(27)(67)とあつて大税出挙の利稲を用いたこと、(二)中央官司の官人に支給されるのでなく、長門国の銅生産施設の官人あての支給であること、(三)長門国は「弘仁式」『延喜式』に記す年料春米の京進国ではなく、天平九年の正税帳にも春米運京の記録はみえないのと相違する点、などが指摘できる。

(一)については長屋王家木簡の「春税五斗」(平城宮発掘調査出土木簡概報「二二一三六頁」、大倭国ほかの正税帳の穎稻からの年料春米記事、『令集解』巻一四賦役令斐陀国条古記所引の「請辞曰運調庸春税之類」などが参照される。(13)は春米と関わるのであろうか。

(28)~(55)(68)(69)の付札は、鑄工の月別出来高、その配分先と重量・個数を記し、製鍊銅の仕分けに用いた。これまで六点、今次三六点が出土した。重量値は一枚二〇斤あるいは二枚二二斤から一枚九四斤まで多様で、規格性は見出しがたいが、それでも三〇(38)・三五

(31)・四〇(30)・四五・五〇斤(34)などがみえ、熟銅以下の品位差や生産用具の差異とも考えあわす必要がある。木簡は、銅を束ねた上にかさね、切り欠き部分を紐でくくりつけたのであろう。片面または両面の脇書きに「上束」(29以下)と記す例がある。正倉院文書の某所雑物用度帳(『大日本古文書』二四―四一頁)に「生銅五五八八斤八両、枚五七六、束一五八」とある。

銅生産における技術・労働組織に関し、その底辺に位置づけられたのが、仕丁や雇役丁、あるいは雑徭丁であろう。仕丁の食料、雇役丁の功食として支給された庸米の木簡が出土し、(5)の大津郡の借子には廝の記入がある。(6)にも借子がみえるが、これは臨時に徴用された雑工の呼び名であろうか。一九九〇年度出土の逃亡木簡から、長登における仕丁の労役が推測されている。(6)の馬丁や焼炭夫など、さまざまな雑役には、造東大寺司の労働編成の場合のように、仕丁や雇役丁が主力となった事態は十分想定できる(『日本三代実録』元慶二年(八七八)三月五日条参照)。その役夫労働力に支えられて雇匠丁や仕丁出身の雑工が直接生産の担い手となった。(5)や(29)以下にみえる「鑄工」がその一部である。『日本三代実録』仁和元年(八八五)三月一〇日条にみえる、長門国から豊前国採銅使につかわされた破銅手・掘穴手も技術的労働に従事したとみなされる。

さらに(48)は長門国の銅山施設で、未選身分の人々が勤務したこと示し、官人考仕の末端事情や出仕の場の実態解明上、貴重である。

未選は「考選の対象とならない広義の下級官人」(野村忠夫「官人制論」)であり、皇后宮職写経司や造東大寺司のもとで未選舎人として、雑工並みの処遇を受けた。銅生産施設に出仕し、勘籍ののち課役免となるから、それ以前調庸を負担し、「調銅」を貢進したのである。これまで初出史料とされたのは、天平一〇年の写経司舎人等上日帳(『大日本古文書』七一―八三頁)という。

(28)以下の木簡には、もう一つ見逃せない記載がある。書式上、「何斤枚何」のまえに記された官名・官司名・人名は、銅塊の配分先とみられる点である。(68)太政大殿、(28)少目殿、(37)節度使判官、(38)豊前門司、(49)銭司、(29)家原殿などが、銅の供給を受けたことを知らしめる。太政大殿は故太政大臣藤原不比等家が相当し、少目は(5)の掾とともに長門国司であろう。天平九年長門国正税帳に少目を確認し、当時上国(甲)の官制であったとすれば、養老三年(七一九)の按察使設置が契機となったとする見解(平野博之「長門国の等級について」『九州史学』七四)が、改めて参考となる。皇親・貴族・官人は、長屋王家令所に鑄物所・銅造所などを備えたように、それぞれ家政機関内部で銅器の鑄造、加工用に銅を必要とした。豊前門司は長門国に相対し、摂津国との間を発着する公私の船の過所を勘検する官司で(『類聚三代格』卷一六延暦一五年(七九六)一月二一日太政官符)、奈良時代初期から設置されていたこととなる。豊前門司を通じて、銅は豊前国府や大宰府に流通したのであろう。

二筋の大溝状遺構で出土した木簡の内容には、4 T Aで銅整理付札、したがって「門司」木簡が一括発見されるなどの相違はあるものの、文書木簡や記録木簡、さらに封緘木簡は、両者に共通する。東西約三〇m隔てた二つの大溝の間の尾根の上手付近、あるいはその東方に、紙の文書や文書木簡、記録・用度木簡や銅塊整理札、糯米・春米の消費などを授受し処理する施設全般の総括的部署に相当する複数の建物施設が存在していたとみなすことができる。使用済み木簡は、一部再利用のため削り取られた削屑を含めて、幾度かにもわたって上方から左右の大溝の落ち込みに向けて投棄されたと思われる。

なお、木片面を覆う黒色染みの抜き取り作業には、EDTA希溶液に二、三ヵ月間浸すのが有効であった。木簡の釈読は橋本義則・池田善文両氏と行ない、八木の責任で釈文をまとめた。

9 関係文献

美東町教育委員会「長登銅山跡Ⅰ」(一九九〇年)

同「長登銅山跡Ⅱ」(一九九三年)

(1-7 池田善文・森田孝一、8・9 八木 充)

埋蔵文化財写真技術研究会編

『埋文写真研究』第八号

文化財写真の研究、技術、情報など写真を撮る人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人達に必携の雑誌。年刊で現在八号まで刊行されている(三号までは品切れ)。

B5版、一四五頁、カラー図版多数、一九九七年七月刊
定価三五〇〇円

送料四冊まで五〇〇円、五〜一〇冊まで一〇〇〇円
一一冊以上は無料

申込先 千六三〇奈良市二条町二丁目九一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 佃 幹雄 宛

TEL 〇七四二一三三九三三

郵便振替 京都〇一〇五〇一九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会



(須崎)

高知・飛田坂本遺跡 ひださかもと

- 1 所在地 高知県須崎市吾井ノ郷為貞
- 2 調査期間 一九九六年(平8)九月～一九九七年二月
- 3 発掘機関 (財)高知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 小嶋博満
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、須崎市吾井ノ郷為貞に位置し、当遺跡では、過去に弥生時代の銅銚二点が出土している。また、室町時代中期の角塔婆が

あり、須崎市内の現存する墳墓では最も古い明応五年(一四九六)の年紀を有している。調査は、四国横断自動車道建設に伴うもので、工事予定区域内に所在する遺跡について実施した。その結果、一二世紀～一四世紀の掘立柱建物、溝、

土坑、集石遺跡、石垣、基壇状建物とみられるものなどを検出し集落跡と確認した。木簡が出土したのは、調査区南側で、集落跡から南東に十数m離れた地点である。遺物は弥生時代から近代までを含み、特に多数出土したのは、瓦器、青磁などである。木簡は、遺構に伴うものではなく、近世の遺物を数点含む耕作土(Ⅱ層)の下、青灰色粘質土砂層(Ⅲ層)から一〇点出土した。そのほか、集落跡付近の包含層から九世紀前半と思われる墨書土器(須恵器)が出土した。底部に「 」とある。

8 木簡の釈文・内容

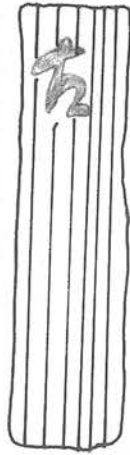
- | | | |
|-----|-------------------|----------------|
| (1) | 〔ひさおそカ〕
□□□□□□ | (128)×20×8 019 |
| (2) | 〔とカ〕
□□□□□□ | (146)×18×6 019 |
| (3) | 〔左カ〕
□□□□□□ | 145×35×5 011 |
| (4) | 〔きのくにカ〕
□□□□□□ | (205)×20×5 019 |
| (5) | 〔てカ〕
□□□□□□ | 177×20×5 051 |
| (6) | □□□□□□ | (137)×37×8 081 |
| (7) | 〔おカ〕
□□□□□□ | (175)×32×6 081 |
| | 〔いねカ〕
□□□□□□ | |



(5)



(4)



(3)



(2)



(1)



(9)



(8)



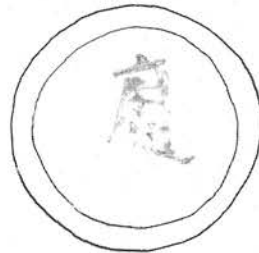
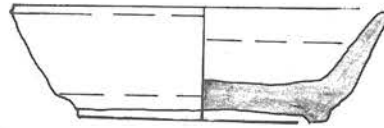
(6)



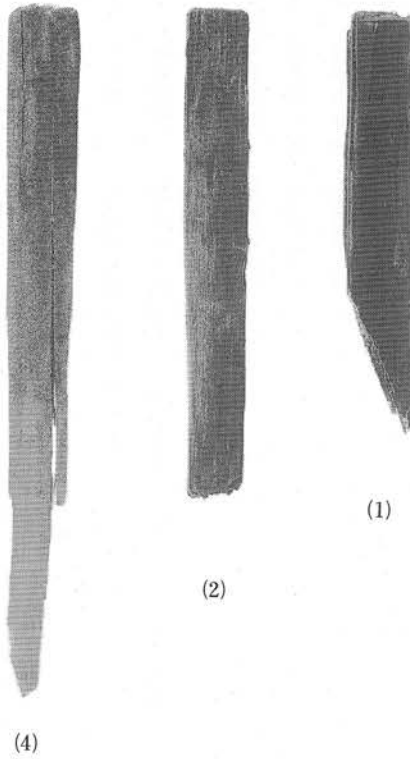
(7)



(10)



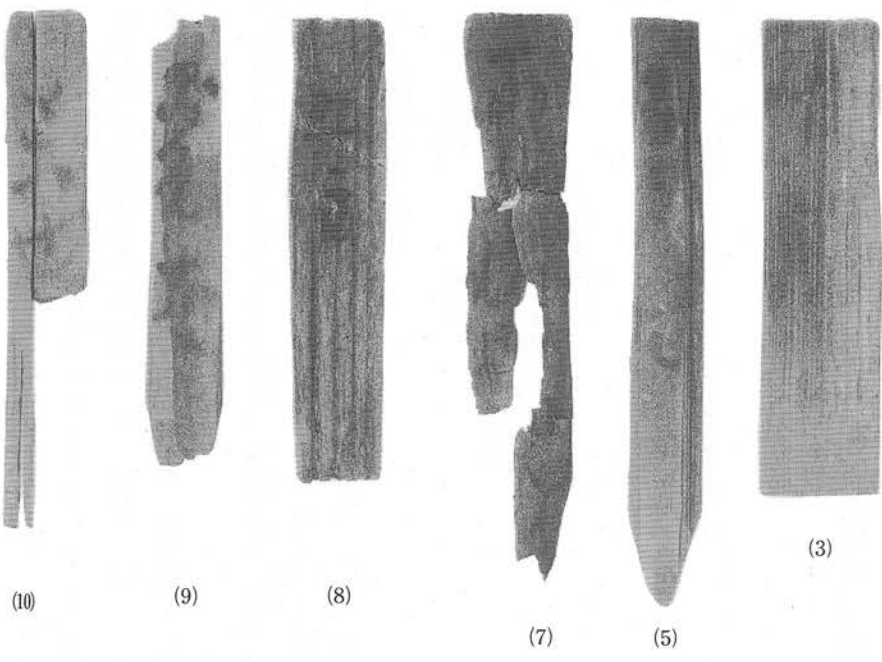
墨書土器



(1)は切り込みがなく、下端は折損。(2)は文字がはっきりしない。裏面に二本の切り傷がある。(3)は短冊型。文字は明瞭。(4)は下端折損。(5)は長方形の材の下端をとがらせたもの。文字ははっきりしない。(8)は短冊型。表裏木目の線が走る。

(小嶋博満)

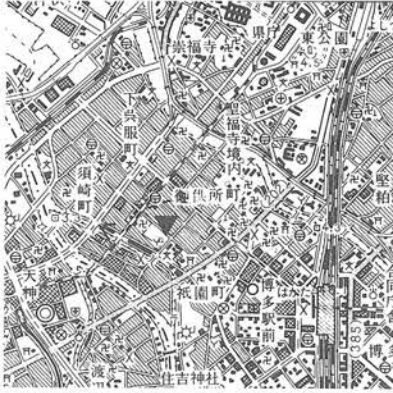
(8) [上米カ] 140×30×5 011
 [おそ] 17カカ
 [といせカ] (140)×23×4 019
 (155)×25×5 019



福岡・博多遺跡群

はかた

- 1 所在地 福岡市博多区店屋町
- 2 調査期間 第六一次調査 一九八九年(平一) 二月～一九九〇年一月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 菅波正人
- 5 遺跡の種類 中世都市
- 6 遺跡の年代 平安～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



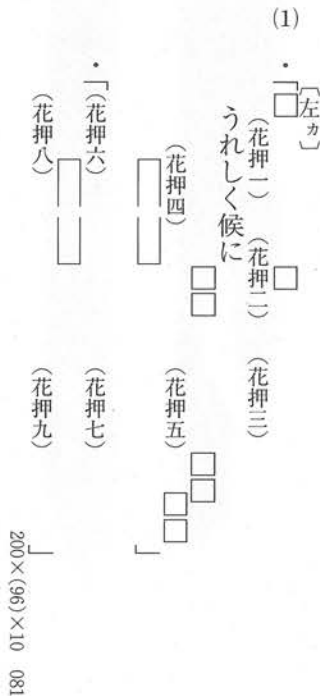
(福岡)

調査地は博多遺跡群が立地する二つの大きな砂丘のうち、南側に位置する博多浜の西側の低地に位置する。
この地点は一二世紀以前は湿地帯の様相を呈し、一三世紀前後に埋め立てを行なって、遺構を形成している。確認された遺構は一三世紀中頃～一六世紀末にかけての時期のものである。

一三世紀の遺構として銅製品の鑄造遺構がある。一四世紀以降になると、調査地点の東側で検出された東西道路に沿った建物がみられるようになり、町家の拡大がこの地点まで及んだことがわかる。木簡が出土した遺構は規模二・二×二・二m以上、深さ約一mの不整形の土坑S X 一三〇である。土坑の壁面には杭が打ち込まれている。

遺物は土坑の最下層から木簡のほか、中国製青磁、白磁、土師器、漆器椀、板草履、下駄、箸状木製品、将棋の駒(玉将、香車カ)などが出土した。時期は出土遺物から一三世紀後半に位置づけられる。

8 木簡の积文・内容



木簡は右側が欠損している。表面は花押が縦二列に、右側に三個、左側に二個書かれている。花押の列の前後には文字の墨書がある。



墨書の大半は判読しがたいが、二列の花押の間の文字は「うれしく候に」とある。裏面は花押が縦二列に、右側に二個、左側に二個書かれている。花押の間には墨書があるが、判読できない。表面の花押のうち花押三・五の二個は公家様花押タイプであり、花押一・二・四の三個は武家様花押タイプと分類される。そのうち、後者の花押は鎌倉中後期の北条氏や幕府奉行人・得宗被官の花押の形状に似ている。木簡の時期の一三世紀後半の博多には、鎮西探題などの幕府の機関があり、こうした出先機関の奉行人クラスの花押の可能性が想定される。

木簡の釈読は、九州大学の佐伯弘次氏による。



9 関係文献

佐伯弘次「博多六一次調査地点出土の花押墨書木簡」〔博多二四〕福岡市埋蔵文化財調査報告書二五二（一九九一年）

（菅波正人）

福岡・香椎^{かしい}B遺跡

- 1 所在地 福岡市東区香椎字寺熊他
- 2 調査期間 第一次調査 一九九五年(平7) 四月～一九九六年六月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 下村 智
- 5 遺跡の種類 集落遺跡
- 6 遺跡の年代 平安時代末～戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



調査地は、旧郡名では筑前国糟屋郡香椎となる。福岡平野の東辺部を画す多々良川から東は、三群山系の博多湾までに達する丘陵によって占められ、丘陵間には幾つかの谷地形がある。その中で香椎川水系によって形成された谷は幅一〇〇m、奥行き二〇〇mの規模を呈し、やや蛇行気味に東西方向に延びる。

西方は開口して博多湾に面し、東方は低い峠を越えて宇美、大宰府へと通じる。この谷の海岸から一〇〇mほど奥には「香椎宮編年記」によると神功皇后を祭神として神龜元年(七二四)に建立された香椎宮(廟)が位置し、さらに宮から五〇〇mほど谷奥に香椎B遺跡が立地する。

調査は宅地開発に伴うもので、計画地内にある中世山城の御飯山城が立地する丘陵などを切り崩して谷を埋め、三〇万㎡の宅地を造成するものである。一九九五・九六年で谷部二万二〇〇㎡の調査を終え、現在は山城の調査中である。

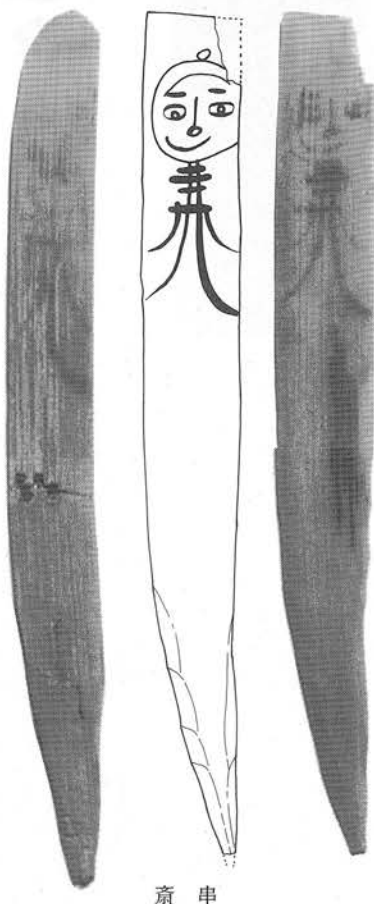
調査の結果、平安時代末から戦国時代の掘立柱建物・井戸・溝・土壙墓・堂跡などの遺構が確認された。また、奈良時代～一六世紀の須恵器・土師器・備前や常滑産の陶器・中国産陶磁器の他に、木簡・生活用具や祭祀関係の木製品、瓦類の多種多様な遺物が、各遺構や整地土層から出土した。

調査地の谷は、南側の三分の一程が未調査のままに宅地となったため不明な部分を残すが、これまでの調査結果から遺構の変遷を概観すると次のようになる。

平安時代後半期には、微高地に掘立柱建物が認められるものの、整然と区画された地割は出現せず、自然流路や溜り、一部には水田が残る。しかし、遺構としては検出されなかったが、安楽寺所用軒丸瓦や大型鬼瓦などの瓦類が出土しており、当地での寺院・公的施

設の存在が考えられる。一世紀後半、遅くとも二世紀初頭には本格的整地作業が始まり、谷部における屋敷群が形成されている。一二世紀には、墨書の磁器が多く出土し、寺熊地区に宋人の屋敷の存在を知る。遅くとも一三世紀には南北方向の溝や柵によって区画され、調査地中央部の寺熊地区には大型の掘立柱建物を中心とした屋敷が出現する。一四世紀後半～一五世紀前半には、生水地区において、掘立柱建物の主屋、馬屋、仏堂などからなる屋敷が出現する。寺熊地区には小堂の礎石建物が認められる。この間、溝は幾度も開削され（南北溝SD一〇〇など）、そのために敷地の規模にも変遷が認められる。一六世紀には小規模な建物からなる集落となり、小堂も廃絶して墓地となる。

木簡は、谷部が屋敷地として一二世紀以降に大規模造成される以前に存在した自然流路SD一〇三（二世紀）、自然流路に伴う溜りSX七七一、一二世紀の初期造成時の区画溝である南北溝SD七一〇、一五～一六世紀の区画溝である南北溝SD一〇〇から合計七点出土した。このうち最後のSD一〇〇出土の木簡は、SD一〇三からの紛れ込みの可能性が高い。自然流路からは、木製品として多量の箸・椀・曲物などの生活具のほかに、小型卒塔婆・舟形・刀形などの祭祀関係品や、仏画を墨書した齋串と思われる木片も二点出土



した。一点は長さ(二三三)mm、幅二六mm、厚さ三mm、もう一点は、長さ(二三六)mm、幅二三mm、厚さ三mm。それぞれ片面に顔などが描かれて、下端部を尖らせているが、上端は一点は方頭、もう一点は丸い圭頭である。

8 木簡の積文・内容

自然流路SD一〇三

(1) ・「寛治七年(題籤)

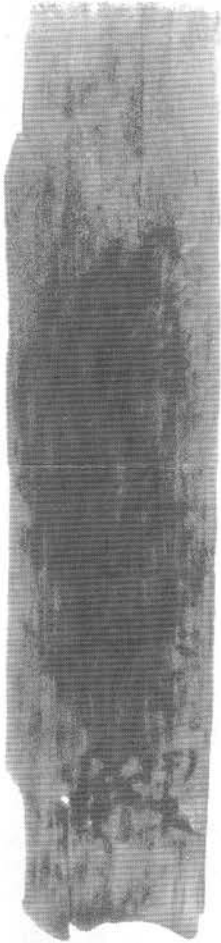
・「□文□米

(74)×20×6 061

(2) 講筵一枚 衆一房 みな一夕 □

□ □

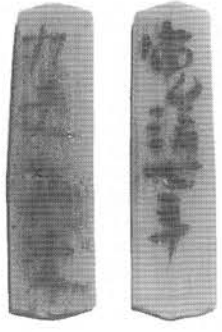
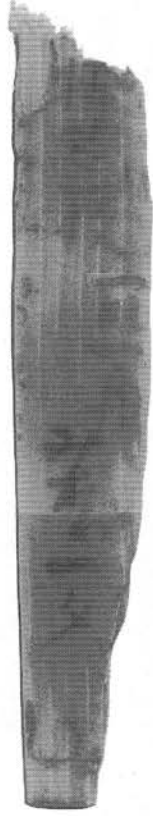
(194)×34×6 081



(3)



(2)



(1)



(4)



(7)



熊本・鞠智城跡 きくちじょう

- 1 所在地 熊本県鹿本郡菊鹿町大字米原
- 2 調査期間 第一八次調査 一九九六年(平8) 四月～一九九七年三月
- 3 発掘機関 熊本県教育庁文化課
- 4 調査担当者 西住欣一郎
- 5 遺跡の種類 古代山城
- 6 遺跡の年代 縄文時代後期～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(八方ヶ岳・菊池)

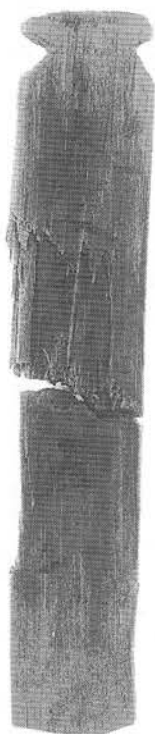
鞠智城跡は県北の菊池川の支流である木野川東岸の標高一四〇m前後の米原台地上に位置する。遺跡の中心となるのは古代山城であり、他の時代の遺構・遺物は点在する程度である。発掘調査は一九六七年に第一次調査を実施し、今回の調査は第一八次になる。山城の東端部は崖で、北端部から西端部にか

けては、尾根上に土塁がみられる。南端部の三カ所には門礎跡があり、それらを繋ぐ状態で土塁が延びており、土塁の外側は崖になっている。崖や土塁に囲まれた内城域は約五五haあり、その周囲に約六五haの外縁地区が想定されている。発掘調査は内城地区を中心に実施され、ほぼ中央部平坦面に六五棟の建物が現在確認されている(掘立柱建物四三棟・礎石建物一九棟・掘立柱礎石併用建物三棟)。これらの建物の時期は七世紀後半～九世紀後半と考えている。柱列が八角形に三重と二重に巡る二棟の建物の存在が特異である。建物が集中する地域に近接した北西側に、谷の自然地形を利用した池(約五三〇〇㎡)が確認できた。池内部の調査は部分的であり、詳細な構造は現在のところ不明である。木簡一点がこの池の粘土層より出土した。粘土層には七世紀後半～八世紀前半の土師器・須恵器が含まれる。

8 木簡の積文・内容

- (1) 「<秦人忍□〔米カ〕五斗」

134×26×5 032



裏面には僅かに刃物を入れて折った痕跡が残っており、面調整を施しておらず、墨痕も確認できない。表面の頭部にカット面がある。木簡の釈読は、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示による。

(西住欣一郎)



(那覇)

沖縄・那覇港周辺遺跡群 旧東村地区
なはこうしゅうへん きゅうとうむら

- 1 所在地 沖縄県那覇市東町
- 2 調査期間 一九九六年(平8)九月
- 3 発掘機関 那覇市教育委員会
- 4 調査担当者 玉城安明
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世(一五世紀~一六世紀)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は現在の那覇港北岸に位置し、一五世紀以降琉球における貿易の拠点となった那覇湊の玄関口にあたる。周辺には近世にかけて、唐船小堀(とうせんぐむい)船着場・宮古蔵(みやこくら)倉庫などの港湾施設、親見世(おやみせ)物産センター)や市場などの商業施設、また薩摩藩の在番奉行所といった行政施設などを擁する、文字通り那覇の中心地であった。

遺跡はマンション予定地となっており、調査はその一部約三〇㎡を対象に行なった。

土層の堆積は、地山を含め概ね三層に分けられる。第一層は現表土をなしていたと思われる茶褐色の土砂で、レンガや戦前の遺物が出土する明治・大正以降の埋め立てによる造成土である。第二層が遺物包含層となっている。層厚は約〇・八m。粘性を帯びた暗褐色の混砂土である。同層の露出面の層準は現地表下約四m。ほぼ海拔高である。第三層は灰色のシルト岩層で地山となっている。

遺構は確認されなかったが、出土した遺物には、中国産陶磁器や日本本土産と目される陶器、沖縄産灰色瓦、ヤコウガイ有孔製品、木製品、植物遺存体などがあり、バラエティーに富む。このうち木製品には木簡をはじめとして、漆塗りの椀・盆、下駄、桶、さじ、そのほか製材木などがある。これらの遺物は陶磁器の年代からみて、一五~一六世紀(タスク時代後半)頃に比定される。

土層の堆積状況や植物遺存体の折り重なるかのような出土状況は、本来この地が陸地ではなく水辺であったことを示しており、これらの遺物は水中もしくは干潟に遺棄されたものが、沈殿・堆積したものと考えられる。遺跡の位置については、明治初年頃の地図などから推定すると、唐船小堀かその付近の水辺の可能性が強い。

8 木簡の釈文・内容

木簡は二点確認されている。他に数点木簡とおぼしきものがある

が、肉眼でみる限り墨書はない。(1)は第二層最下部、(2)は残土(第二層相当)からの出土である。

(1) 「>きひ」^{〔一カ〕} 127×32×2 033

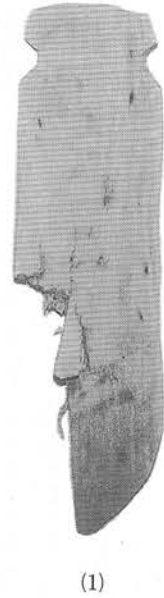
(2) ・「。いわし五」^{〔文カ〕}

・「。□□ □□ □□ □□」 (91)×22×4 019

(1)は左側下位を欠損する。(2)は下端がささくれており、半欠品の可能性もある。文字は(1)に比べやや小振りだが、墨そのものは鮮明である。「きひ」「いわし」は物品名と考えられ、以下数量に関わる文言が続くものとみられる。特に(2)には裏面にも墨書があり、出荷元ないし先を記載したものかもしれない。今のところ当該期の琉球に関わる文献史料のなかに該当する品目は見当たらないが、かな書きである点から考えて、日本国内から持ち込まれた物資に伴う荷札であろう。ちなみに今回出土した木簡は、本県における初の発掘出土資料である。

木簡の釈文については十分な検討を経ておらず、今回は紹介のみにとどめおくこととし、記載内容の分析を含め後日報告したい。

(玉城安明)



(1)



(2)表

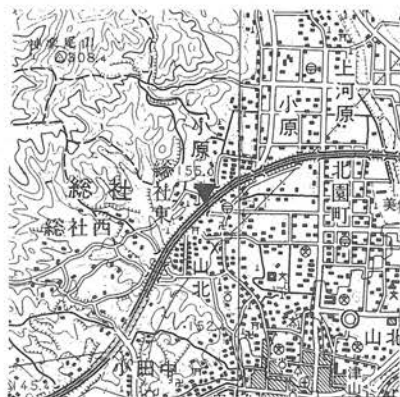


(1)



(2)表





(津山西部・津山東部)

岡山・美作国府跡

みまさかこくふ

一九七七年以前出土の木簡（一九）

- 1 所在地 岡山県津山市総社
- 2 調査期間 一九七一年（昭46）四月～一九七二年三月
- 3 発掘機関 岡山県教育委員会
- 4 調査担当者 伊藤 晃・泉本知秀・井上 弘・池畑耕一
岡田 博

- 5 遺跡の種類 官衙跡（国府）
- 6 遺跡の年代 八世紀～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 美作国府は、中国山地と吉備高原の間の盆地帯に位置する。最大の盆地は津山

盆地で、ほぼ中央部の吉井川流域の低位段丘上に総社宮が存在し、その周辺一帯が美作国府に比定されている。

美作国は、『統日本紀』和銅六年（七二三）四月乙未条に「割備前国六郡、始置美作国。」とあり、備前国より北部の六郡（英多・勝田・苦田・久米・大庭・真島）を割いて成立したとされる。

美作国のほぼ中心にあたる苦田郡に置かれた国府については、従来から「幸畑」「北幸畑」「南幸畑」という字名から、台地西側の丘陵に位置する総社宮の東から北側の畑地や水田一帯に存在することが指摘されていた。とりわけ、総社宮の東西の参道以北には約二〇〇m四方の安定した平坦面があり、政庁域の存在することが近年の発掘調査でも確かめられている。

美作国府の最初の発掘調査は、中国縦貫自動車道の建設に伴うもので、国府推定域の北西隅、「有居」「馬出」「後田」の字名の残る水田・畑の一帯がその対象地であった。先述の国庁域から北西方向に浅い谷をはさんで位置する丘陵上が調査の主要な部分であった。発掘調査の進展に伴い、大規模な造成によって丘陵は平坦に均され、浅い谷は整地された様子が随所で観察された。

奈良時代から平安時代初期の主な遺構としては、丘陵部では掘立柱建物六棟のほか、検出全長約一〇〇mに及ぶ東西方向の築地状遺構がある。さらに井戸・土坑・柱穴多数が検出されている。井戸は三基検出されているが、そのうちの井戸Ⅳは井戸枠や井筒が完存しており、井戸側の上面や井筒の内部からは「少目」「秀」の墨書土器、刀子・横櫛・つるべなどのほかに齋串が出土している。平城宮土器編年Ⅳ～Ⅴ期に存在したことが確実な井戸である。

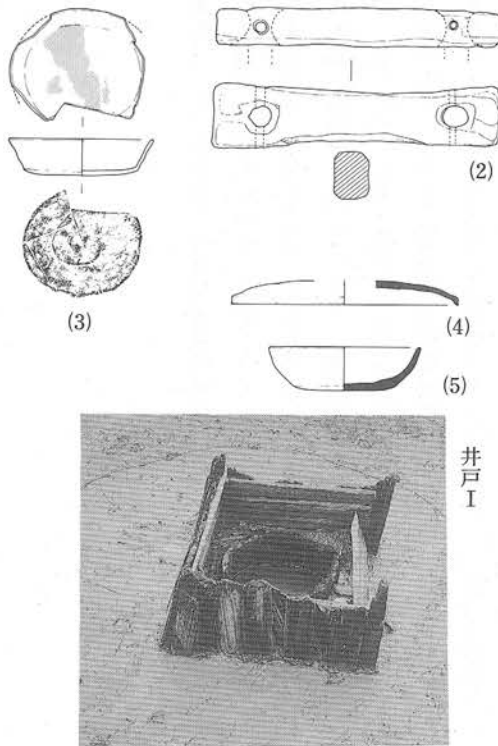
このほか、この時期のおもな遺物としては、平城宮六二二五型式の軒丸瓦、同じく六六三三型式の軒平瓦が出土している。これらは美作国分僧寺・尼寺の出土例と関連し、美作地方の寺院跡や古代遺跡にも類例がみられる。

そのほか、多数の陶硯や、平城宮土器編年Ⅱ～Ⅴ期に比定される須恵器・土師器の出土が顕著である。また、文字資料としては「大」の墨書土器があるが、古く採集された須恵器高杯に「厨」と墨書されたものがある。さらに、最近の発掘調査では「苦田」の墨書土器もみられる。

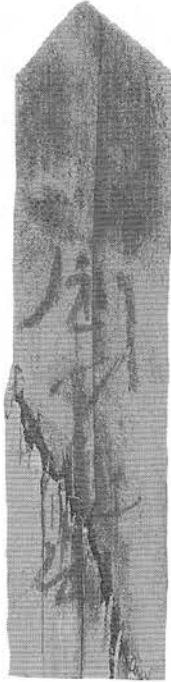
今回紹介する木簡は、井戸Ⅳの南西約六五mに位置し、地形的には上方、水源を共にする浅い谷の谷頭にあたる地点で検出された井戸Ⅰのすぐそばで出土したものである。

井戸Ⅰは、隅柱横棧式の一辺八五cmの方形の井戸側の中央に径五五cmの削り抜きの井筒を埋置したもので、厚い粘質土に覆われてい

たため良好な保存状態で検出された。(1)はこの井戸側の東辺から約三〇cm離れた粘土層から出土したものである。出土位置から、井戸に關わる何らかの祭祀、あるいは告知する目的があった可能性がある。周辺からは図(2)の牛の鼻輪(鼻繰り)の一部も出土している。井戸内からは齋串の破片のほかに図(3)の墨書土器(土師器)が出土し、かすかに「高」の文字が看取される。図(4)(5)は須恵器蓋・杯である。平城宮土器編年Ⅳ～Ⅴ期に比定される可能性が高い。



井戸Ⅰ



部分

(1) []

240×22×45 0.51

材質はスギあるいはヒノキとみられる。上端を圭頭状に、下端を鋭く齧申のように尖らせている。上端には齧申のような一對の切り込みはない。三ないし四文字の墨書が推定される。一番上の一文字は「風」あるいは「風」のような漢字が考えられるが、前者は国字である点に注意される。また、書き手の意図で、もともと読めない文字が書かれた可能性も否定できない。

9 関係文献

岡山県教育委員会「美作国府」〔岡山県埋蔵文化財発掘調査報告六―中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査三― 一九七四年〕
津山郷土博物館「美作国府」展示図録（一九九五年）（岡田 博）

木簡研究 第一二号

巻頭言

笹山晴生

一九九〇年出土の木簡

概要 平城京跡左京三条三坊十二坪 東大寺旧境内（三社池） 藤原宮跡 藤原京跡右京七条二坊 山田道跡 山田寺跡 長岡京跡 今里城跡 鳥羽離宮跡 壬生寺境内遺跡 里遺跡 大坂城跡 住友銅吹所跡 山之内遺跡 勝山遺跡 新金岡更池遺跡 豊嶋郡条里遺跡 五反島遺跡 上小名田遺跡 吉田南遺跡 明石城武家屋敷跡 今宿丁田遺跡 袴狭遺跡 伊賀国府推定地 瀬名遺跡 忍城跡 市原条里制遺跡 鉢形地区条里遺跡 石田三宅遺跡 斗西遺跡 一乗谷朝倉氏遺跡 浄水寺跡 上荒屋敷跡 田中遺跡 八幡林遺跡 緒立C遺跡 的場遺跡 荒田目条里制遺跡 柳之御所跡 矢野遺跡 岡山城二之丸跡 草戸千軒町遺跡 長登銅山跡 東山崎・水田遺跡 鴻臚館跡 大宰府跡 観世音寺跡 多田遺跡 上高橋高田遺跡 一九七七年以前出土の木簡（一三）

飛鳥京跡 泉立明日香養護学校遺跡 大坂城跡
下曾我遺跡と出土木簡 鈴木 靖民
香川県長福寺出土の木簡 館野 和己
「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度 樋口 知志
中国簡牘学国際学術研究会参加記 佐藤 信

頒価 四三〇〇円 千六〇〇円

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用を資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1 木簡に関する情報の蒐集および整理

2 研究集会の開催

3 会誌「木簡研究」その他の刊行

4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力

5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

1 会長一名

2 副会長二名

3 委員若干名

4 監事二名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもってあて、総会において会計報告を行うものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十二月二日改正)

木簡研究 第9号

1987年11月刊

巻頭言

田 中 稔

1986年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(9)

国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

稲 岡 耕 二

敦煌凌胡隄址出土冊書の復原

大 庭 脩

漆紙文書集成

佐藤宗諱・橋本義則

正倉院木簡の用途 一原秀三郎氏の所説に接して一

東 野 治 之

岸俊男会長の思い出

平 野 邦 雄

木簡研究 第10号

1988年11月刊

巻頭言 一木簡学会の十年一

原 秀 三 郎

1987年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(10)

中世木簡の一形態 一山札・茅札についての覚書一

石 井 進

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

工 藤 元 男

木簡の保存処理

沢 田 正 昭

木簡研究 第11号

1989年11月刊

巻頭言

狩 野 久

1988年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(11)

中国出土簡牘の保護研究

胡 繼 高

中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

(訳) 佐 川 正 敏

木箱と木簡

小 池 伸 彦

所謂『長屋王家木簡』の再検討

大 山 誠 一

有韻尾字による固有名詞の表記

犬 飼 隆

木簡研究 第12号

1990年11月刊

巻頭言

田 中 琢

1989年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(12)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐる

山 尾 幸 久

木簡類による和名抄地名の考察 一日本語学のたちばから一

工 藤 力 男

内資人考

春 名 宏 昭

木簡研究 第13号

1991年11月刊

巻頭言

笹 山 晴 生

1990年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(13)

下曾我遺跡と出土木簡

鈴 木 靖 民

香川県長福寺出土の木簡 一備蓄銭に伴って出土した木簡一

館 野 和 己

「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

樋 口 知 志

中国簡牘学国際学術研討会参加記

佐 藤 信

創刊号～4号 品切れ、9号～12号 3800円 13号 4300円

送料 1冊 600円、2冊 800円、3冊 1000円、4冊 1200円、5～10冊 1500円

書評 東野治之著『長屋王家木簡の研究』

鶴 見 泰 寿

一

平城京左京三条二坊より長屋王家木簡が発見されてはや九年が経つ。三万五千点を超えるこの木簡群のうち主なものは既に概報として公表されており、正式な報告書も『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』『平城京木簡一』として刊行されている。

この史料群に関してはこれまでに多くの論考が出現したが、特に集中的に長屋王家木簡と取り組んできた研究者の一人が東野治之氏である。氏はこれまでも『日本古代木簡の研究』『正倉院文書と木簡の研究』などの著書を上梓し、様々なかたちで木簡の研究に多大な貢献をしてきたのは周知のことであるが、長屋王家木簡検討会のメンバーとしても活躍し、長屋王家木簡について続々と新たな知見を示してきた。本書はそうした著者の研究を一書にまとめたものである。

一一

本書は、長屋王家木簡の世界、国制史と木簡、文献史料と木簡の三部および序章、付篇から構成されている。

序章は本書のエッセンスがわかり易く書かれたもので、木簡の研究に対する著者の基本的な姿勢が示されている。

書名からもわかるように、第一部「長屋王家木簡の世界」が本書の中心である。第一部は、

- ① 長屋王家木簡の文体と用語
- ② 長屋王家木簡の文書と家政機関
- ③ 長屋王家と大伴家
- ④ 北家と北宮
- ⑤ 「長屋親王」考
- ⑥ 長屋王家木簡からみた古代皇族の称号
- ⑦ 日本語論

⑧ 『古事記』と長屋王家木簡

⑨ 『万葉集』と木簡

⑩ 長屋王家木簡の醬・味滓請求文書

⑪ 『論語』と『爾雅』

⑫ 二条大路木簡の槐花

以上一二篇から構成される(①-⑫は便宜的に付した通し番号)。

①は、長屋王家木簡の一点一点が正確に読解されるべきとする立場から、木簡の表記を分析し、文体・用語の特色について論じたものである。長屋王家木簡に独特の表記がみられるのは、木簡の大半が邸宅内に関わるものであり、公文書制度にとられず当時の日常的な文体や表記意識が現れているためであるとの推測から、万葉集や風土記など同時代の国語資料を駆使して木簡を読解しようと試みる。まずは文体について、送りがな表記のある木簡の分析を行なうが、当時の命令伝達に広く和文が用いられていたことを明らかにし、釈文を和文として読むと素直に読み下しできることが良くわかる。次に、和文の中に用いられている用語についても、漢語としては矛盾のないものであっても一般に用いられる意味に理解してよいのか、という意識から、皇子・夫人・勅旨・行幸・馬寮・侍従・帳内などの用語も律令の条文どおりに理解するのではなく、和訓を介してミコ・オホトジ・オオミコト・イデマシなどと読み、広い意味で理解するべきであると説く。そしてこうした結果をふまえて「長屋親王

宮大贄鮑十編」の付札の解釈に言及し、ミコの住居を「親王宮」と表現したものであり、「大贄」も最上級の敬意を表したものととする。

②は、長屋王家木簡が具体的にどのような場で授受されたかを解明しようとするものである。先行研究の問題点として、吉備内親王の家令として家令・扶・従・大少書吏の構成は相応しくないこと、文書木簡は邸宅内で授受されたものではなく、「奈良」以外の地から発信されたものであり発信者と受信者の間にはある程度の距離を考えるべきであることを指摘し、受信地と発信地がどこであったのかについて考える。文書木簡の宛先の「奈良務所」は左京三条二坊の邸宅に所在したもので、物品支給の木簡にみえる家令がこれにあたり、差し出し側については符と移が併用されていること、発信側の家令が姓名を記す必要がなかったことなどから、三条二坊の邸宅と文書木簡の発信地とが二系統の家令たちによって事実上一体となって運営されていたと結論づける。また家令の本主については主人の命令を伝達する場合に「大命」「御命」のほかに「吉備内親王大命」とみえていることから、後者は本来の命令主体と異なるためあえて吉備内親王の名を記したものであり、二箇所の家令たちはいずれも長屋王の命をうけていたとする。

③は『万葉集』にみえる大伴家の事例と対照しながら、長屋王家の家政組織や邸宅について考察したものである。

④は、『日本歴史』誌上で森田悌氏と論争を行なったものである。

藤原房前没後の北家は房前の娘で聖武天皇の夫人となっていたいわゆる藤原夫人により継承されたものであり、房前没後に贈られた左大臣の地位に基づいて家政機関が拡充・格上げされることはないとする森田氏の意見に対して、東野氏は太政大臣家・左大臣家などの例を挙げて主人の没後も家政機関が継承・存続されることがあったことを再確認し、家は特定の個人に結びつける必要はなく、本主の没後も存続するものとする。そして北宮の場合も例えば高市皇子の宮が伝領されたものである可能性を示す。

⑤は新稿で、長屋王やその近親者の呼称について検討を加えたものである。長屋王・吉備内親王・円方皇子・山形皇子・竹野皇子などは親王・王・王子・皇子などと身内の意識を背景とする多様な呼称がみられるのに対し、矢釣王などのように一つの呼称しかみられない場合もあり、こうした差異を親縁関係の程度によるものと理解する。そして、親王・皇子の呼称が用いられた背景として、『令集解』学令大学生条に引用される古記が大学寮への入学を許される五位以上に諸王が含まれないとするのは、諸王は親王と同様に家庭で個人教育を受けるためであるとする解釈から、当時は諸王は臣下とみるよりもむしろ親王に近い地位と意識されていたと推測し、そうした諸王の社会的地位の高さのため親王・皇子の呼称が用いられたとする。さらに王子の呼称については、単に皇子の省略とみるのではなく、漢訳仏典の影響のためとする。

⑥は中皇命と大皇の称号について、長屋王家木簡によって知られた皇族の称号の用字法をもとに再検討したものである。中皇命はナカツスメラミコトと読み間人皇女（孝徳天皇の皇后）とするのが定説であるが、長屋王家木簡において王・皇をミコと呼んでいることから中皇命もナカツミコノミコトと読むべきであるとされる。また大皇・大王について、長屋王家木簡などでは皇と王が通じていることから、天寿国續帳や上宮記逸文などにその用例が想定できるとする。

⑦は漢文が受容されてからそれが和風漢文となり仮名文が成立するまでの過程を、長屋王家木簡や七世紀以前の金石文、法隆寺旧蔵幡、正倉院仮名文書などを主な史料として論じたものである。

⑧は長屋王家木簡を参考に古事記の表記の性格を考えたもので、古事記の文体や用語を木簡などと比較検討し、古事記の表記が特殊なものではなく当時の日常的な表記を基盤にしていたものとする。

⑨は木簡の表記と万葉集の表記を比較検討し、付属語の用法や語彙などに共通する要素が多いことを指摘、従来読み下しで改字されていた万葉歌の表記の中には訂正を要さないものもあることを述べる。また中皇命について、ミコノミコトは皇太子的な地位にあった人物に用いられるべき用語であるとし、中皇命＝間人皇女説を再検討、中大兄皇子の可能性を指摘し、中皇命の意味を根本的に問い直す必要を説く。

⑩は長屋王家木簡にみえる醬・味滓がいかなる処方に用いられた

かについて論じたもの。『葛氏方』の知識が背景にあることから中国古代医学受容の実態を窺わせる貴重な史料と評価する。

①は二条大路木簡中の論語の習書木簡にみられる何晏集解と、長屋王家木簡中の爾雅の習書について論じたもの。

②は二条大路木簡にみえる槐花の進上について論じたもの。槐はえんじゅで、平城京の街路樹に用いられたものであるとする。

第二部は「国制史と木簡」と題するもので、次の六篇からなる。

① 四等官制成立以前における我国の職官制度

② 大宝令前の官職をめぐる二、三の問題

③ 大化以前の官制と律令中央官制

④ 内廷と外廷

⑤ 伊場遺跡出土己亥年銘木簡と評の官制

⑥ 大宝令成立前後の公文書制度

①は四等官制成立以前の官制として三等官制が地方官・軍官を中心に存在したことを指摘、大化以後に普遍性をもって存在し、律令的な四等官制受容の基礎をなしたとする。そしてこの三等官制は南北朝時代の地方官・軍官の構成が朝鮮半島の地方行政組織を介して間接に影響を及ぼしたものと推測する。

②は大宝令前の大・少納言、博士、比売朝臣の三つをとりあげたもの。我が国で独自に生じたとされる納言の大・中・少の別は北周の納言制度の影響を受けたものとする。博士はフビトを表記したも

ので大宝令前にはカバネと職名の二つの用法があったという。比売朝臣はヒメトネとよみ宮廷に仕える女性一般をさす称とする。表記と和語の関係については第一部に通じるものがある。

③は孝徳朝の中央官制についての考察である。「古語拾遺」にみえる神官頭の官職をとりあげ、それは祠官頭であり中国南北朝の祠部に名称・内容ともに近いことから、大化五年頃を境に中央にも南北朝の影響を受けた中国的な官職が置かれたことを推測する。

④は内廷・外廷の概念に再検討を加えたもの。唐の制度では内廷外廷の別が明確に立てられているのに対し我国のそれが未分化であるのは、律令国家の機構が令制前からの伝統的な諸関係により成立し外廷的な面を明確に分離できなかったためとする。

⑤は静岡県伊場遺跡出土の己亥年銘木簡の意義を説いたもの。裏面六文字目を「督」と釈読、下に「評史川前連」とあることから督・史は評督と第四等官を意味するものとし、七世紀末の評に四等官制の行なわれたことを示唆する史料として評価する。

⑥は口頭伝達と公文書制度の関係について通説を批判したものの。口頭伝達は文書制度成立以前の未発達な制度ではなく、唐代にも王言の口頭宣布が行なわれており、口頭による宣布には文書による伝達とは別の意義が存在したとする。

第三部は「文献史料と木簡」として、次の四篇を収録する。

① 木簡雑識

②平城宮木簡にみえる「聖母神皇集」をめぐって

③正倉院木簡の用途

④書評 小谷博泰著『木簡と宣命の国語学的研究』

①は、紫微中台年料醬の荷札、倉橋の「橋」の異体字、呪符木簡について論じたものである。

②は平城宮より出土した『聖母神皇集』の習書から、武后朝文物は天平初期には輸入され、武后時代前期の様相を窺う資料としても活用されたと考える。

③は本誌八号・九号で正倉院伝世木簡をめぐって原秀三郎氏との間で行なわれた議論についてのものである。ここでは自説が正しいことを再確認し、問題となつている木簡にみえる「奉請」の語が貸し出しの意味で用いられているとする。

④は小谷博泰著『木簡と宣命の国語学的研究』（和泉書院刊）の書評で、木簡にみられる宣命体表記を援用して宣命体の成立や性格を論じたこの書について、歴史学に有益な点と、歴史学の立場から指摘すべき点とが紹介されている。

付篇は「日本古代の蘇と酪」で古代の乳製品についての考証論文であり、書後にもあるように池山紀之氏の論文を書き改めて紹介したものである。

三

以上、『長屋王家木簡の研究』の内容を紹介してきたが、いずれも国語国文学や典籍などによく通じている東野治之氏の研究の特色の際立つもので、引用史料の種類の高さとその範囲の広さには圧倒される。本書の内容は多岐にわたっており、論評するには私の能力をはるかに超えるものである。本来は全体にわたりコメントをすべきであるが、ここでは古代史研究上の問題はひとまず措き、木簡学に関する点に焦点を絞り思いつくままに感想を述べてみたい。

本書の主要なテーマは、長屋王家木簡にみえる文体や用語が律令制度などにはとらわれない当時の日常的・一般的なものであったことを論証することであるが、これは成功したといつてよい。しかも木簡のみならず、正倉院文書や万葉集を初めとする多くの史料にこの方法が応用できる点はまことに優れており、本書では至るところでこの方法が駆使されている。

木簡を読むとき、私たちは普段慣れ親しんでいる漢文調の読み方によって読解しがちであるが、第一部「長屋王家木簡の文体と用語」などで行なわれている東野氏の指摘により和文として読むことの重要性を痛感した。大命を伝達した長大な木簡が、和文として読むことによって初めてその内容が正確に理解できるようになる点な

どは鮮やかである。漢文ではなく和語で読むことにより木簡から得られる情報量が飛躍的に増大するようになったことは大きな収穫であり、木簡研究を志す者として喜ばしい限りである。

多くの問題を投げかけてきた「長屋親王宮大贄鮑十編」の木簡も、第一部の諸論文によってほぼ結論が出たように思われる。皇族の称号が長屋王家木簡の場合もその他の史料の場合でも、必ずしも制度通りではなく、比較的ゆるやかな使い方がなされる場合も多くあったことは明らかであろう。

しかしながら、今後の課題として、木簡などにみえる用語の解釈について従来の概念で理解できるものなのか、あるいは和語に漢字を当てはめたもののかを分別する基準を明確にする必要があるように思われる。個人の邸宅内の文書や木簡であっても律令制の概念に基づくものも存在したはずであり、すべて和語として理解することは一面的な見方に陥る危険性があると思われるからである。

私は以前、長屋王家木簡の授受関係や家政機関のあり方について論じたことがあるが（『長屋王家木簡と奈良宮務所』『橿原考古学研究所』『考古学論叢』第一九冊、一九九五年）、それについては書後で簡単に言及されている（四三六頁）。私は長屋王家の文書木簡を授受関係によって家令等発給文書木簡・御田御蘭等上申文書木簡・食料支給伝票木簡・その他の木簡に分類し、授受関係や発給側・受け取り側のそれぞれの役割などから、長屋王家木簡の伝達経路の復原を行ない、

この膨大な史料群が一括して出土した理由を考えた。その中で、符や移などの家令発給文書木簡で移とあるものは務所であてであり、符（宣）とあるものは務所の構成者にあてたものとした。

東野氏は符と移は同じ意味で用いられ区別がないとする（第一部長屋王家木簡の文書と家政機関）。二つの家令の間での伝達が、移・符の両方で行なわれたことについては拙稿で長屋王家木簡の伝達経路図として示したとおりで異論はないが、符、移などの文書木簡は日付や署名を文末に記載するなど、あきらかに公式様文書に影響を受けたものである。令制の移と符は全く性格を異にするものであり、したがってその影響を受けた木簡が「符でも移でも差支えない」とは言い切れず、やはり意識の上で何らかの区別がなされていたとみるべきであろう。令制通りの用法ではないが、実際、移の木簡の大半は務所（司処）あて、符（あるいは宣）とする木簡の大半は個人あてになっている。ただし宛先となる個人は務所の構成者であったため、結果的に移・符の両方の木簡が同じところに残ったのである。長屋王家木簡には表が符、裏が移と書かれたものもあるが（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十五、四頁）、これは符と移が同義であることを示すものではなく、符の宛先としてみえる人物が務所に勤仕したことを裏付ける史料と評価すべきである。

なお問題となっている木簡は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十一、六頁の

・「符 奈良務所下 氈沓床進出」

・「。附紙師等 家扶 五月九日少書吏」

というものであり、東野氏は「奈良務所下」を充所と現解し、「奈良務所下」の五字は墨色が共通し、その下にはやや空白があつて、「氈沓床」以下に続けて読むのはためらわれる」とするが、「符」と「奈良」の間隔に比べて空白は小さく、「氈沓床進出」の部分も全体に文字間をやや大きくとつているため拙稿では「奈良務所」以下を一文とみなした。他の移などの木簡では空白を大きく明確にとつてゐることは概報の巻頭図版を参照すれば一目瞭然である。

木簡を史料として用いる際に実物もしくは写真による木簡そのものの検討が必要なのは常識であるが、このように微妙な判断を要する場合も少なからずあり、木簡を史料として扱うことの難しさをあらためて実感する。なお、私は発信者と受信者の関係によつて木簡を分類し、その上でそれぞれのような書式が用いられているかに言及したのであつて、公式令にみえる様式によつて木簡を分類したのではない。したがつて「正統的な古文書学」の分類を木簡に適用しようとしている訳ではないことを申し添えておく。



右の問題は一つの木簡を和語として読み下すことで解決しうるものではなく、史料群全体の中で木簡がどのように用いられているかという点も考慮すべきであると思われる。東野氏の研究の特色は、一つの木簡を深く読み込むことによりその背後にある当時の様相を明らかにするところであり、これにより当時の日常の世界を生々しく蘇らせることができたが、長屋王家木簡が一括史料である点を生かし、史料群がどのように分類され、それぞれのグループはどのように利用され、個々の史料が全体の中でどのように位置づけられるのか、ということ等を常に念頭に置いて解釈すべきではないだろうか。本書では長屋王家木簡の全体像について東野氏の考えが詳しく示されていないように思われる点がいささか残念である。

浅学をかえりみず思いつくままに偏った論評を加えたが、本書のもつ意義や魅力を余すところなく紹介しえたかどうか非常に心許ない。また独断や誤解に基づく点もあるかもしれない。著者のご寛恕を請う次第である。難解な木簡の一点一点を正確に読み解くことに成功し将来に大きな道を開いた点で、本書は古代木簡研究のレベルを高めるのにきわめて重要な役割を果たすものと評価できる。これに

より今後の木簡研究がさらに進歩を遂げることを祈念して拙い書評を終えることとする。

(一九九六年、塙書房、A5判四六三頁、本体九五〇〇円)

彙報

第一八回総会および研究集会

木簡学会第一八回総会および研究集会は一九九六年二月七、八日に平城宮跡資料館講堂において、約一六〇人の会員の参加をえて開催された。会場には平城宮、長岡京、宮町遺跡、袴狭遺跡、祢布ヶ森遺跡、岩吉遺跡、前橋城跡の木簡が展示された。

◇二月七日(土)(午後一時～六時)

狩野久会長の開会のあいさつの後、総会に入った。

第一八回総会(議長 山中章氏)

会務報告(館野和己委員)

会員の状況(三〇二人が三二三人に増加)、会員名簿を作製したこと、日常的な運営のために常任委員会を作りたいこと、創立二〇周年記念事業を企画・立案するための委員会を作りたいこと、九八年秋には特別集会を開催する予定で、交渉に入っていることなどが報告された。

編集報告(鎌田元一委員)

一八号の編集過程が報告され、誌代は値上げなく、五五〇〇円と

したことが報告された。

会計・監査報告(綾村宏委員 八木充監事)

綾村委員から一九九六年度の会計決算報告が行われ、八木監事から会計は正確、適正に処理されている旨の監査報告がなされた。ついで、綾村委員によって九七年度の予算案の説明が行われた。以上の案件は異議なく了承された。

役員改選

次期(一九九七・九八年度)の委員および監事について松下正司氏から提案があり、承認された(五ページ参照)。

研究集会(司会 佐藤信氏)

韓国出土木簡の現状

韓国出土の木簡について

一九九六年全国出土木簡概要

田中 俊明氏

李 成市氏

山下信一郎氏

田中氏の報告は、韓国で木簡の出土したおもな遺跡を概観し、スライドを利用して解説するものであり、李氏の報告はいくつかの木簡をとりあげ、その解釈を試みるものであった。二報告とも活発な討論が行われた。山下報告は例年どおり、全国の木簡出土遺跡(九遺跡)について説明したもので、その多くは本号に収録できた。

◇二月八日(日)(午前九時～午後三時三〇分)

研究集会(司会 榎木謙周氏)

岩吉遺跡と出土木簡

山田 真宏氏

祢布ヶ森遺跡と出土木簡

加賀見省一氏

長岡京東一坊大路西側溝出土の木簡

清水 みき氏

三報告ともきわめて興味深い三遺跡の様相や出土木簡を紹介するものであり、討論でもさまざま質問が出され、理解を深めることができた。

昼休みには平城宮式部省東方官衙の発掘現場を見学した。

最後に佐藤宗諄副会長のあいさつをもって、二日間の総会・研究会を終了した。

委員会報告

◇一九九六年一月二日(金) 於奈良国立文化財研究所

新規入会者の承認の再確認を行った。会誌一八号の編集について報告があった。一八回総会・研究会集にむけて、研究会集の内容、九六年度決算・九七年度予算、委員の改選、常任委員・二〇周年記念事業のための委員などについて協議した。

◇一九九六年二月七日(土) 於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務、編集、会計報告があり、総会・研究会集の運営など細部の協議を行った。誌代についても検討した。

次期委員に選出された委員が、総会后、先例により委員会を開き、次期会長に狩野久氏を選出した。

◇一九九七年六月六日(金) 於奈良国立文化財研究所

幹事の委嘱(増淵徹氏)、九六年度決算報告および監査報告が行

われ、ついで、入会審査を行った。会誌一九号の編集について説明があり(担当は鎌田元一委員と山下信一郎幹事)、協議した。総会・研究会集の予定について報告があり、特に研究報告の内容について意見が交わされた。特別研究会を九八年六月に長野県で開催することが提起され、また、和田萃委員から二〇周年記念事業について提案があった。

◇一九九七年一〇月二日(火) 於奈良国立文化財研究所

幹事の委嘱(吉川聡氏)、会誌一九号の編集について説明があり、未収録の遺跡が増えたのは残念であるとの意見も出された。会計の中間報告が行われた。総会・研究会集の開催案が説明された。九八年六月五・六日に予定される長野特別研究会について実行委員会による開催案が説明され、協議した。入会審査を行い、一名ずつ可否を決定した。二〇周年記念事業の出版案について報告され、意見が交換された。今年度発足した常任委員会の活動について報告された。会計に関する内規の変更・九八年度予算案について協議した。これらについては、いずれも承認された。

(鷲森浩幸)

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 19 1997

Contents

Foreword	MACHIDA Akira.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1996		1
Outline		
Explanatory Notes		
Nara Palace Site, Nara Prefecture ; Nara Capital Site, Nara Prefecture ; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture ; Kuni Palace Site, Kyoto Prefecture ; Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture ; Site on 14th Block of 3rd Ward, on 8th Street, the Eastern Sector-“Hachijoin-no-Machi”-, Heian Capital Site ; Kyoto Prefecture ; SUEKAMA Sites, Kyoto Prefecture ; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture ; Site of Osaka Store- house of Hiroshima Domain, Osaka Prefecture ; Kuzuhanodanishi Site, Osaka Prefecture ; Sanzyokunotubo Site, Hyogo Prefecture ; Daimotsu Site, Hyogo Prefec- ture, Fukada Site, Hyogo Prefecture ; Akuraminami Site, Hyogo Prefecture ; Hitsujisaru-Tower of Akashi Castle Site, Hyogo Prefecture ; Samurai House Site in Akashi Castle Town, Hyogo Prefecture ; Hakaza Site, Hyogo Prefecture ; Inba Cas- tle Site, Aichi Prefecture ; Kakue Site, Sizuoka Prefecture ; Goten-Ninomiya Site, Sizuoka Prefecture ; Kawai Site, Sizuoka Prefecture ; Site of the House of Hojo Komachi, Kanagawa Prefecture ; Iko Site, Tokyo Metropolis ; Marunouchi 3-Chome Site, Tokyo Metropolis ; Shiodome Site, Tokyo Metropolis ; Site of the Ushigome Gate of Edo Castle, Tokyo Metropolis ; Site of the Upper House of Owari Domain, Tokyo Metropolis ; Site in Aoyamagakuin, Tokyo Metropolis ; Okabe-jori Site, Saita- ma Prefecture ; Ueyamajinja Site, Shiga Prefecture ; Yunobe Site, Shiga Prefecture ;		

Site of the Kannonji Castle Town, Shiga Prefecture; Odani Castle Site, Shiga Prefecture; Takayama Castle Site, Gifu Prefecture; Matumoto Castle Site, Nagano Prefecture; Matumoto Castle Town Site, Nagano Prefecture; Maebashi Castle Site, Gunma Prefecture; Osanda Site, Fukushima Prefecture; Negishi Site, Fukushima Prefecture; Izumihirata Site, Fukushima Prefecture; Sanno Site, Miyagi Prefecture; Funaba Site, Miyagi Prefecture; Muryokoin Site, Iwate Prefecture; Shirayama Site, Iwate Prefecture; Ushiroda Site, Yamagata Prefecture; Kamegasaki Castle Site, Yamagata Prefecture; Miyanoshita Site, Yamagata Prefecture; Kamitakada Site, Yamagata Prefecture; Odate Site, Yamagata Prefecture; Hotta Fort Site, Akita Prefecture; Nagataminami Site, Ishikawa Prefecture; Kanaiwahonmachi Site, Ishikawa Prefecture; Tajiri Site, Toyama Prefecture; Otubo Site, Niigata Prefecture; Butai Site, Niigata Prefecture; Umayose Site, Niigata Prefecture; Shitamachi-bojo Site, Niigata Prefecture; Shibata Castle Site, Niigata Prefecture; Megumi Site, Tottori Prefecture; Tenjin site, Shimane Prefecture; Santadan-I Site, Shimane Prefecture; Konosu-higashi Site, Hiroshima Prefecture; Site of the House of Kikkawa Motoharu, Hiroshima Prefecture; Naganobori Copper Mine Site, Yamaguchi Prefecture; Hidasakamoto Site, Kochi Prefecture; Hakata Sites, Fukuoka Prefecture; Kashii-B Site, Fukuoka Prefecture; Kikuchi Castle Site, Kumamoto Prefecture; Maeda Site, Miyazaki Prefecture; Sites round Naha Harbor, Okinawa Prefecture;

Wooden writing Tablets Recoverd Before 1977 (19).....	217
Mimasaka-Kokufu Site, Okayama Prefecture	
Wooden Writing Tablets Excavated from Korea	LEE Sungsi..... 221
Two Studies on Wooden Tablets in Ryukyu.....	YAMAZATO Jyun'ichi..... 251
Book Review	
YAMAZATO Jyun'ichi "The Study of Fufuda (Wooden Tablets for Charms) in Okinawa"	
.....	TAKASHIMA Hideyuki..... 256
TONO Haruyuki "The Syudy of the Wooden Tablets from Prince Nagaya's Mansion"	
.....	TURUMI Yasutoshi..... 262
Bulletin	

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第一九号

一九九七年十一月二十日 印刷

一九九七年十一月二十五日 発行

〒630 奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

平城・史料調査室 気付

編集発行

木簡学会

会長 狩野 久

TEL (074) 3413931

E-mail mokkan@nabunken.go.jp

振替口座 01000—六一一五二七

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

眞陽社

TEL (075) 35116034

ISSN 0912-2060

